

台湾における日本産果実の流通状況及び 輸入促進に向けた諸課題に係る調査

2017年3月

公益財団法人 中央果実協会
[JAPAN FRUIT ASSOCIATION]

無断転載を禁じます

本書の内容について、ご質問やお気づきの点がありましたら、
下記あてにご連絡下さるようお願いいたします。

公益財団法人 中央果実協会 情報部

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル

【電 話】 03-3586-1381 (代)

【F A X】 03-5570-1852

は し が き

台湾は日本産生鮮果実が輸出可能な貴重な輸出市場であり、現在も台湾内の市場には多くの日本産果実が流通している状況にあります。従来より、日本産果実については、形状及び品質が優れているとの評価の下、高級果実として贈答用を中心に輸入が行われてきましたが、一方で、台湾産のぶどう・柿、韓国産のなしを代表として台湾及び他国の果実の品質向上も著しく、日本産果実の優位性は以前ほどではないとされています。

また、東日本大震災に伴う原子力災害の発生を受け、台湾は福島県等5県の全ての食品を輸入停止とするとともに、平成27年4月15日付け公告により新たに日本産食品に対する産地証明書類及び放射性物質検査証明書類の添付義務を課していますが、これらの影響を把握し、適切な対応を取ることが必要となっています。

この他、農薬のポジティブリスト制が世界的に広がる中、農産品の輸出入に当たっては輸出入国双方の農薬の残留基準が問題となりますが、昨年度においても日本産果実が台湾の輸入時に農薬残留基準違反として輸入できないとされた事例が多く見られるなど、日本よりも厳格な基準等を採用している台湾の農薬制度に引き続きどのように対応していくかが重要となっています。

このため、今後の日本産果実の台湾における輸入の促進ないし維持に向けて、改めて現状の課題を整理し、今後の方策検討に資する知見の蓄積を行うこととしました。

以上のことから、台北、台中、高雄圏を中心とする小売店、輸入業者へ、現時点と将来的な主要需要期と産地の出荷時期に合わせてヒアリング等を行い、日本産果実及びその他国産の取扱状況（輸入量、品目、価格等）を調査するとともに、残留農薬や植物検疫などの輸入規制の運用をめぐる台湾当局の動き等について調査し、規制に係る違反事例を多く収集し、その要因分析を行い、これに係る台湾当局の動きを整理調査しました。

この調査は、公益財団法人 日本台湾交流協会に委託して行ったものであり、本調査に御尽力いただきました方々に、深く感謝申し上げます。

本調査結果が、様々な場面で活用され、今後我が国果樹産業の国際化対策の推進等において少しでもお役に立てれば幸いです。

2017年3月

公益財団法人 中央果実協会
理事長 弦間 洋

目 次

I. 目的	1
II. 台湾の農林水産業の概況	2
III. 果実の流通・消費状況	10
IV. 台湾における日本産果実等の輸入をめぐる状況等（規制措置関係）	16
V. 2016年の台湾における日本産果実等の流通状況及び課題について	24
（参考1）台湾の果実の流通状況（台北市果菜市场）	41
（参考2）輸入農産物の管理強化計画（衛生福利部）	51
（参考3）残留農薬違反事例（日本台湾交流協会調査）	52
（参考4）主要都市における販売価格（日本台湾交流協会調査）	55
（参考5）輸入農産品の安全管理（行政院農業委員会）	58
（参考6）日本産農林水産物・食品の輸出状況（農林水産省）	64
（参考7）日台農業交流：農業委員会と静岡県御殿場市の提携合意書締結	74
（参考8）食品安全衛生管理法	78
（参考9）食品安全衛生管理法施行細則	113

I. 目的

台湾は日本産生鮮果実が輸出可能な貴重な輸出市場であり、現在も台湾内の市場には多くの日本産果実が流通している状況にある。従来より、日本産果実については、形状及び品質が優れているとの評価の下、高級果実として贈答用を中心に輸入が行われてきた。一方で、台湾産のブドウ、ナシ、柿、韓国産のブドウ、ナシを代表として台湾及び他国の果実の品質向上も著しく、日本産果実の優位性は以前ほどではないとされている。

また、2011年3月11日の東日本大震災に伴う原子力発電所事故の発生を受け、台湾は福島県等5県の全ての農林水産物・食品を輸入停止とするとともに、2015年5月15日より新たに日本産食品に対する産地証明及び放射性物質検査証明(一部の地域・品目)の添付義務を課したことから、これらの影響を把握し、適切な対応を取ることが必要である。

この他、農薬のポジティブリスト制が世界的に広がる中、農産品の輸出入に当たっては輸出入国双方の農薬の残留基準が問題となるが、日本産果実が台湾の輸入時に農薬残留基準違反として輸入できないとされた事例が多く見られるなど、日本よりも厳格な基準等を採用している台湾の農薬制度に引き続きどのように対応していくかが重要となっている。

このため、今後の日本産果実の台湾向け輸出促進ないし維持に向けて、改めて現状の課題を整理し、今後の方策の検討に資する知見の蓄積を行うこととする。

II. 台湾の農林水産業の概況

1. 台湾の地勢・人口・都市

(1) 地勢

台湾は台湾本島(付属島嶼 21)と澎湖列島(付属島嶼 63)の大小 86 の島嶼、金門島、馬祖島から構成され、総面積 36,197 平方キロメートル(九州よりやや小さい)、南北の長さが 386 キロ、東西の最も広いところが 144 キロである。

台湾本島は南北に長く、中央山脈が縦に貫き東西を二分している。東部海岸線は断崖絶壁の奇勝に富み、西部は豊かな平野が続いており、都市部は主に西部に集中している。山地は全島面積の3分の2を占め、3,000m 以上の山を 133 有する(最高峰は玉山 3,952m)。

(2) 人口

総人口は約 2,349 万人、最も人口の多い都市は台北市を取り巻く新北市で約 397 万人、次いで高雄市の約 278 万人、次いで台中市 274 万人、台北市 271 万人となっている。人口密度は 649 人/平方キロメートルと日本の約2倍、最も人口密度の高い都市は台北市の 9,951 人/平方キロメートルで東京 23 区の3分の2程度となっている。人口構成は本省人として、閩南人(73.5%)、客家人(17.5%) 及びマレーポリネシア系先住民(1.5%)、と 7.5%の外省人といわれている(内政部統計、2015 年末現在)。

(3) 都市

中央直轄市として、台北市、高雄市、新北市、桃園市、台中市、台南市があり、人口の約6割強が集中している。主要都市として、基隆市、新竹市、嘉義市、花蓮市、台東市等がある。



2. 台湾の経済概況

近年、台湾は工業・貿易の推進により、飛躍的な経済発展を遂げ、東アジアの中にあつて経済振興地域としての重要な位置を占めている。他方、世界経済の減速の影響を受け、経済の失速が懸念されている。また、台湾経済は輸出に牽引されており、特に中国大陸との貿易の重要性が高まっていることから、引き続き、兩岸関係の発展のあり方も含め、昨年(2016年)5月20日発足の民主進歩党政権における経済政策が注目される。

表 1 経済成長及び国民所得

	経済成長 (%)	人口 (人)	GDP (百万米ドル)	GNP (百万米ドル)	国民所得 (百万米ドル)	平均個人所得 (米ドル)
1960	7.20	10,667,705	1,743	1,742	1,663	156
1970	11.51	14,582,944	5,786	5,775	5,405	371
1980	8.04	17,704,538	42,295	42,237	37,870	2,139
1990	5.65	20,278,946	166,615	170,978	155,575	7,672
2000	6.42	22,184,530	331,452	335,921	296,816	13,379
2005	5.42	22,729,753	375,769	384,808	333,521	14,673
2010	10.63	23,140,948	446,105	459,679	385,290	16,650
2011	3.80	23,193,518	485,653	498,832	417,057	17,982
2012	2.06	23,270,367	495,845	511,179	421,779	18,125
2013	2.20	23,344,670	511,614	525,851	440,559	18,872
2014	4.02	23,403,635	530,519	546,013	461,605	19,724
2015	0.72	23,462,914	525,196	542,711	458,475	19,540
2016 (予測)	1.35	23,509,552	527,776	546,134	462,159	19,658

出所：行政院主計処(2016/11/25時点)

3. 台湾経済に占める農業の地位

GDPへの貢献度では、第三次産業が62.8%、次いで第二次産業が35.4%であり、第一次産業は1.8%にとどまっている(表2)。一方、台湾の総面積約3万6,000平方キロメートルのうち、平地は27%、山地は73%であるが、全土の半分以上が第一次産業の農林水産業に使用されている。耕地面積は約80万ヘクタールで、全土の約4分の1を占めており、40万ヘクタールが水田、40万ヘクタールが畑地である。

台湾農業は豊富な雨量、温暖な気候等の恵まれた自然条件下で、水利施設や土地基盤の整備等が進展しており、多毛栽培が行われ、土地が高度に利用されているが、近年は米の生産が過剰となっており、米にかわる作物の検討及びその定着が重要な課題となっている。

表 2 産業別生産額

単位：十億元、%

	1975		1985		1995		2005		2010	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
総生産額(GDP)	602		2,536		7,397		12,092		14,119	
第一次産業	75	12.5	145	5.7	243	3.3	196	1.6	225	1.6
第二次産業	231	38.7	1,134	44.8	2,495	33.7	3,920	32.3	4,754	33.8
第三次産業	292	48.9	1,255	49.6	4,668	63.0	8,028	66.1	9,096	64.6

	2011		2012		2013		2014		2015	
	金額	%								
総生産額(GDP)	14,312		14,687		15,231		16,097		16,688	
第一次産業	246	1.7	242	1.7	256	1.7	290	1.8	296	1.8
第二次産業	4,725	33.0	4,757	32.8	5,074	33.5	5,526	34.6	5,873	35.4
第三次産業	9,341	65.3	9,525	65.6	9,835	64.9	10,180	63.6	10,417	62.8

出所：行政院農業委員会「農業統計年報」

4. 農林水産業就業人口

工商業の発展により、農村の労働力が工商業に移行しており、農林水産業従業人口は減少傾向で推移している(表 3)。

なお、農業就業者の年齢は、男女平均年齢は 2000 年 58.6 歳、2005 年 61.2 歳、2010 年 62.0 歳と年々高齢化が進んでいる。一方で、男性就業者が高齢化している一方で、女性就業者の若年化も進んでいる(表 4)。

農家総所得における農家所得の割合は近年大きな変化はないものの、世帯当たりの農家総所得、農業所得は 20%前後にとどまっており、農林水産業就業者減少も影響しているものと考えられる(表 5)。

表 3 農林水産業就業人口と総就業人口

単位：千人

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
総就業人口(A)	10,294	10,403	10,279	10,493	10,709	10,860	10,967	11,079	11,198
うち農林水産業(B)	543	535	543	550	542	544	544	548	555
B/A	5.3%	5.1%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%

出所：行政院主計処、行政院農業委員会「農業統計年報」

表 4 農林業就業者年齢の推移

単位:歳

	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
男性	71.7	72.5	71.4	69.8	71.3	72.6	72.0	71.4	72.6
女性	28.4	27.8	28.8	30.2	28.6	27.5	28.0	28.6	27.3

出所:行政院農業委員会「農業統計要覧」

表 5 農家総所得と農業所得(世帯当たり)

単位:千 NT\$

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
世帯当たり農家総所得(A)	937	918	873	885	934	996	985	1,023	1,026
世帯当たり農業所得(B)	181	197	182	182	184	216	214	225	230
B/A	19%	21%	21%	21%	20%	22%	22%	22%	22%
1人当たり農家所得	256	247	240	248	260	280	284	295	300

出所:行政院農業委員会「農業統計年報」

5. 総輸出入額に占める農林水産物の割合

台湾は、過去、米、砂糖を多く輸出しており、農産物の輸出が輸入を上回っていた。しかし、1974年に農産物の輸入は輸出を上回るようになった。総輸出入額に占める農林水産物の割合は、1965年以前は50%以上、81年までは10%台、その後徐々に下降し、2005年以降2.0%を切っているが、現在は横ばい傾向にある。

また、2015年の農林水産物の輸入額は、約145億ドルであり、総輸入額の約6%が農林水産物である(表6)。農林水産物の輸入額に占める割合は、米国が2割程度を占め、穀物が大きな割合を占めている。

表 6 総輸出入額に占める農林水産物の割合

単位:百万ドル

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
総輸出額(A)	193,805	261,554	291,878	284,186	287,961	296,038	264,327
うち農林水産物(B)	3,210	4,027	4,680	5,099	5,086	5,269	4,876
B/A	1.7%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
総輸入額(C)	173,544	250,544	280,553	269,592	269,064	273,217	227,818
うち農林水産物(D)	10,076	12,793	14,883	14,718	14,827	15,655	14,513
D/C	5.8%	5.1%	5.3%	5.5%	5.5%	5.7%	6.4%

出所:行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

6. 台湾農林水産業に占める果樹農業の地位

台湾の気候は、亜熱帯から熱帯に属し、高山は比較的冷涼な気候であるため、熱帯果実から温帯果実まで様々な果実が生産されている。また、農林水産業の総生産額に占める農業生産額の割合は50%、農業生産額に占める果実の割合は37%である(表7)。

台湾当局は果実の輸出に意欲的に取り組んでおり、バナナのほか、マンゴー、ライチ、ブドウ等が多く輸出し、近年は新南向政策の下で東南アジアや豪州、ニュージーランド等への輸出強化に目を向けている。また、農業委員会は、昨年(2016年)12月5日、農産物の輸出入、海外投資、農業技術及び農業資材の輸出といった主要業務を担う「台湾国際農業開発株式会社(TAD)」を設立し、社長にはニュージーランドのゼスプリ社出身者を登用し、諸外国への農産物輸出拡大を見据えている。なお、今後は、新規就農者の増加や農村における労働力を確保するための専門会社の設立等も検討中である。

表 7 2015 年農業生産額に占める果実の割合

単位:百万 NT\$, %

	農業					
	計	稲	特用作物	野菜	果実	花卉
生産額	245,176	37,420	12,691	64,369	91,762	16,703
%	100%	15.3%	5.2%	26.3%	37.4%	6.8%

	農林水産総額	農業	林業	畜産	漁業
生産額	495,505	245,176	244	163,974	86,111
%	100.0%	49.5%	0.05%	33.1%	17.4%

出所:行政院農業委員会「農業統計年報」

○台湾国際農業開発会社(TAD)設立の記者発表(2016年12月5日)



7. 食料自給率

2015年のカロリーベースの食料自給率は31.4%であり、最近10年間は30%台前半で横ばい傾向にある(表8)。食料安全保障の強化の観点から、2011年5月に農業委員会主催の下、「全国食料安全保障会合」が開催され、政策目標として食料自給率を設定し、国内生産構造の調整及び農地・水資源を有効活用することで2020年のカロリーベースの食料自給率を40%とする目標が設定されているが、米離れを代表する食生活の変化により、自給率は伸び悩んでいる。

表8 食料自給率(2015年)

単位: %

品目別	カロリーベース	価格ベース
総合自給率	31.4	66.4
穀類	26.6	41.7
コメ	97.1	97.1
小麦	0.1	0.1
トウモロコシ	2.5	2.5
いも類	25.9	21.8
じゃがいも	20.6	20.6
油糧種子類	3.5	6.9
大豆	0.1	0.1
野菜類	88.5	83.4
果実類	86.8	85.0
肉類	75.5	60.9
魚介類	189.0	142.2
乳製品類	29.7	29.7

出所: 行政院農業委員会「糧食供需年報」

8. 台湾における果実の生産量及び収穫面積

台湾における主要な果実の生産量、及び収穫面積は表 9、表 10 のとおり。

表 9 台湾における主な果実の生産量

単位：t

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
パイナップル	452,060	434,769	420,172	401,367	392,211	413,465	456,243	493,998
バナナ	207,702	172,550	287,895	305,740	295,265	291,292	299,900	274,066
リュウデイン	254,125	231,549	185,289	178,829	162,345	160,496	162,533	139,494
マンゴー	176,716	140,290	135,293	169,380	167,247	215,168	152,932	166,260
グアバ	141,065	135,303	167,009	168,848	181,178	182,479	168,392	150,687
パパイヤ	94,359	82,878	129,322	151,183	132,763	118,822	115,780	115,115
梨	138,381	153,450	174,858	150,013	137,911	109,105	134,549	127,016
ポンカン	100,689	98,179	102,341	142,369	135,796	133,253	137,136	108,058
龍眼	101,909	82,602	100,436	112,156	94,391	90,975	101,668	85,189
ブドウ	84,656	98,091	102,831	107,280	99,967	97,256	82,199	85,435
ライチ	79,565	95,440	89,440	90,471	81,143	93,221	93,078	87,515
柿	33,899	37,032	58,401	90,100	81,894	63,694	72,764	60,929
レンブ	63,902	43,693	59,675	78,109	99,967	99,526	82,390	65,775
シャカトウ	67,749	70,370	64,243	59,739	49,864	52,612	55,938	55,426
ブンタン	68,061	70,150	88,100	69,668	70,465	62,187	65,974	60,895
梅	35,812	46,890	49,695	42,010	31,880	30,706	34,709	32,473
桃	29,329	28,838	28,348	29,719	29,130	27,156	28,677	27,026
ナツメ	31,090	36,991	34,187	31,050	37,912	38,205	35,304	34,191
スターフルーツ	19,038	16,941	15,727	15,975	13,937	12,976	12,030	10,759
リンゴ	4,163	3,645	2,186	1,667	1,519	1,292	1,507	1,319

(参考)

スイカ	203,275	217,619	225,925	246,643	243,067	212,690	211,330	217,466
カンタール ^o メロン	48,423	40,421	41,156	44,459	37,136	42,763	42,498	41,889
マスクメロン	24,057	26,147	27,726	33,390	29,142	27,194	27,056	29,881
イチゴ	6,106	5,290	5,473	7,348	7,951	8,732	9,036	8,251

出所：行政院農業委員会「農業統計年報」

表 10 台湾における果実の収穫面積

単位: ha

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
果実計	205,171	199,789	195,055	190,155	185,907	184,351	181,005	180,331
マンゴー	17,663	16,637	16,437	16,487	16,087	16,352	14,833	15,205
バナナ	11,106	11,424	13,453	13,257	12,947	13,042	13,291	14,093
龍眼	11,565	11,479	11,864	11,670	11,572	11,477	11,417	11,304
ライチ	11,678	11,618	11,599	11,623	11,562	11,333	11,079	10,312
パイナップル	10,613	10,051	9,027	8,264	8,192	8,658	8,950	9,472
グアバ	6,813	6,970	7,056	6,727	6,882	7,082	7,045	7,091
梨	8,144	8,039	7,024	6,555	5,854	5,770	5,562	5,454
ポンカン	6,739	6,562	6,273	6,096	6,045	6,034	5,836	5,729
リュウデイン	9,578	7,068	6,289	5,904	5,597	5,619	5,378	5,277
シャカトウ	5,948	5,840	5,836	5,712	5,579	5,158	5,180	5,168
梅	6,483	7,349	6,425	5,689	4,483	4,064	4,256	4,229
レンブ	6,149	5,880	5,446	5,259	5,139	4,978	4,602	3,776
柿	3,869	3,930	4,963	5,052	5,137	5,086	5,263	5,208
ブンタン	5,469	5,346	5,234	4,280	4,275	4,171	4,159	4,207
ブドウ	3,232	3,196	3,137	3,054	3,041	2,912	2,901	2,944
桃	2,686	2,483	2,359	2,345	2,319	2,300	2,286	2,254
パパイア	2,826	2,910	3,149	3,121	2,844	2,469	2,295	2,500
ナツメ	2,559	2,537	2,129	2,080	2,100	2,046	1,941	1,925
スターフルーツ	1,357	1,281	1,209	1,167	1,120	1,050	980	934
リンゴ	466	436	231	175	169	175	174	171

(参考)

スイカ	12,665	11,925	11,610	11,715	11,909	11,193	10,545	11,233
カンタール・メロン	3,886	3,067	3,097	3,184	2,767	3,067	2,999	2,948
マスクメロン	1,988	2,073	2,120	2,433	2,080	2,078	1,927	2,203
イチゴ	561	550	550	504	575	535	497	459

出所: 行政院農業委員会「農業統計年報」

Ⅲ. 果実の流通・消費状況

1. 台湾における果実貿易の現状

(1) 輸出

台湾産果実の輸出量は、バナナ、マンゴー、ライチといった熱帯果実の輸出が多く(表 11)、輸出先は、従来は日本への輸出が最も多かったが減少傾向にある。近年は、日本に代わり中国大陸への輸出が急増しており、2012 年からは輸出先第 1 位となった。2013 年は 2012 年の倍近い量へ飛躍的に増加、2014 年以降も大幅に伸びており、輸出相手先として中国大陸の存在が高まっている。また、近年、新南向政策として、東南アジア諸国への輸出促進を進めている(表 12)。

表 11 品目別果実輸出量

単位:t

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
バナナ	9,154	8,885	11,302	10,284	9,161	7,147	4,167	3,281
マンゴー	3,307	4,539	4,699	4,382	2,357	6,266	6,438	10,812
ライチ	1,005	1,340	1,106	1,078	615	897	1,178	536
オレンジ類	1,515	2,016	2,006	1,865	1,192	1,181	979	2,008
パイナップル	845	1,784	2,118	2,955	4,276	4,890	9,022	22,773

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

表 12 国別果実輸出量

単位:t

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
総計	25,754	30,489	37,074	39,020	36,641	46,293	49,374	72,777
中国大陸	2,310	5,263	9,287	10,629	13,154	24,060	31,052	54,304
日本	11,241	11,186	11,993	10,950	10,499	8,898	5,968	5,549
香港	5,973	7,895	8,793	10,141	7,650	4,947	4,861	5,912
シンガポール	1,660	1,996	2,044	2,174	1,527	2,919	2,520	2,300
カナダ	2,250	2,239	2,339	2,343	2,365	3,165	2,375	1,610
米国	1,224	1,108	1,337	1,255	842	1,003	1,158	518
大韓民国	603	519	612	526	417	761	927	1,800
マレーシア	250	176	275	367	159	336	176	385
インドネシア	94	90	147	447	155	35	202	193
フィリピン	396	244	376	283	123	14	36	4

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

(2) 輸入

台湾においては、熱帯・亜熱帯果実の栽培に適した気象条件を背景に、果実の自給率は9割弱(表 8)と高い水準を維持しているが、栽培が困難な温帯果実を中心に一部輸入が行われている。輸入量については、リンゴの輸入量が最も多く、米国が量、額ともに最も大きい。チリやニュージーランドからの輸入も増加している。次いで輸入が多い品目はキウイ、ふどう、モモ等となっている(表 13)。国別輸入量は、米国、ニュージーランド、チリ、日本の順であり、上位4か国で全体の8割を占める(表 14)。

表 13 品目別果実輸入量

①リンゴ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	132,150	142,095	米国(46,710)、チリ(35,288)、日本(23,153)
2009	122,991	124,646	米国(44,630)、チリ(31,683)、日本(19,675)
2010	135,640	151,356	チリ(51,037)、米国(40,439)、日本(18,514)
2011	136,698	144,710	米国(50,425)、チリ(46,432)、NZ(17,656)
2012	134,403	163,870	米国(63,451)、チリ(44,793)、NZ(12,048)
2013	144,127	203,930	米国(58,961)、チリ(52,307)、日本(16,324)
2014	157,878	245,154	米国(58,892)、チリ(52,494)、NZ(20,146)
2015	157,097	238,957	米国(60,473)、チリ(39,206)、日本(26,617)

出所：行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」(以下同じ)

②キウイ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	21,903	28,498	NZ(18,062)、イタリア(1,504)、フランス(1,424)
2009	24,548	30,586	NZ(19,387)、イタリア(2,060)、フランス(1,951)
2010	26,550	36,122	NZ(19,555)、イタリア(3,496)、フランス(2,934)
2011	29,639	49,052	NZ(23,575)、イタリア(2,684)、フランス(2,451)
2012	35,763	71,274	NZ(30,010)、イタリア(2,107)、チリ(1,692)
2013	30,250	61,670	NZ(21,330)、フランス(3,617)、イタリア(3,339)
2014	31,697	86,843	NZ(22,945)、イタリア(4,655)、フランス(2,308)
2015	42,861	120,346	NZ(32,500)、イタリア(5,467)、フランス(2,692)

③ブドウ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	21,660	36,070	米国(11,911)、チリ(5,946)、南ア(1,276)
2009	20,311	33,550	米国(10,422)、チリ(6,141)、南ア(1,789)
2010	14,938	28,835	米国(7,911)、チリ(4,034)、南ア(1,758)
2011	14,391	23,911	米国(6,709)、チリ(4,872)、南ア(1,197)
2012	17,195	37,824	米国(9,686)、チリ(3,872)、南ア(1,648)
2013	20,999	49,495	米国(13,430)、チリ(3,778)、ペルー(1,507)
2014	24,082	58,055	米国(11,373)、チリ(6,291)、ペルー(3,738)
2015	22,045	54,994	米国(13,565)、チリ(3,599)、ペルー(2,522)

④モモ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	33,875	49,681	米国(30,352)、チリ(3,044)、日本(406)
2009	24,312	42,626	米国(19,571)、チリ(4,380)、日本(304)
2010	26,628	44,797	米国(21,952)、チリ(4,395)、日本(251)
2011	21,664	37,949	米国(17,258)、チリ(4,002)、豪州(284)
2012	18,629	40,718	米国(14,101)、チリ(4,177)、日本(186)
2013	21,553	48,271	米国(16,421)、チリ(4,634)、豪州(259)
2014	12,982	36,989	米国(11,270)、チリ(1,362)、日本(330)
2015	16,108	42,889	米国(12,411)、チリ(3,295)、日本(266)

⑤ナシ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	11,469	15,421	韓国(9,052)、米国(1,547)、日本(571)
2009	12,256	15,090	韓国(9,650)、米国(1,716)、日本(604)
2010	11,516	15,879	韓国(9,269)、米国(1,615)、NZ(396)
2011	11,798	14,982	韓国(8,857)、米国(2,274)、NZ(399)
2012	10,222	15,608	韓国(7,316)、米国(1,611)、日本(664)
2013	10,953	20,246	韓国(8,314)、米国(1,410)、NZ(594)
2014	12,825	22,776	韓国(9,609)、米国(2,061)、NZ(726)
2015	12,656	22,793	韓国(9,373)、米国(1,946)、NZ(818)

⑥オレンジ類

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	11,553	6,201	米国(9,218)、南ア(1,916)、豪州(337)
2009	10,389	5,571	米国(7,577)、南ア(1,667)、豪州(1,074)
2010	9,226	5,255	米国(7,459)、南ア(1,656)、豪州(42)
2011	9,673	5,154	米国(8,635)、南ア(572)、豪州(452)
2012	14,080	10,123	米国(8,575)、南ア(4,433)、豪州(1,070)
2013	13,049	9,394	米国(11,193)、南ア(1,382)、豪州(471)
2014	10,307	9,802	米国(8,836)、南ア(862)、豪州(603)
2015	12,165	9,628	米国(8,200)、南ア(3,477)、豪州(481)

表 14 国別果実輸入量

単位:t

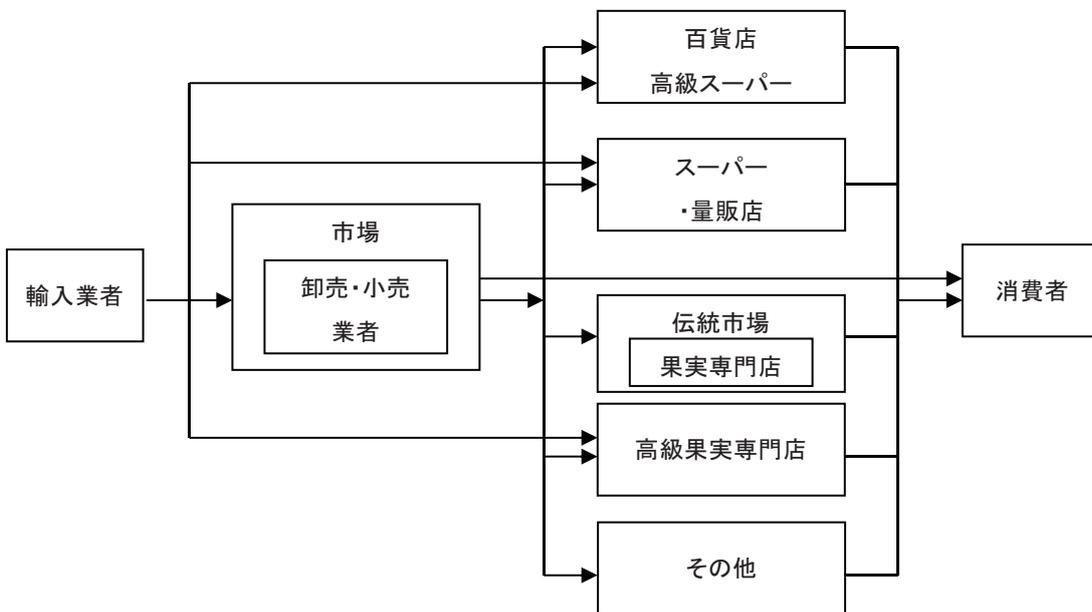
	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
総計	405,970	318,284	320,141	331,096	300,130	296,599	304,039
米国	156,559	109,911	118,821	129,800	119,720	107,752	109,494
チリ	51,016	64,717	62,454	61,174	68,327	65,376	51,396
NZ	40,546	36,161	42,427	43,348	31,288	44,533	56,718
タイ	43,912	18,267	20,649	21,274	16,229	15,421	13,273
中国大陸	28,802	22,261	20,393	21,649	10,323	2,005	424
日本	16,989	19,568	16,171	10,427	17,756	21,051	28,286
ベトナム	18,231	2,929	2,926	3,525	450	146	51
大韓民国	12,029	16,207	11,756	8,883	10,012	10,645	11,161
南アフリカ	11,943	7,971	6,187	13,830	13,876	9,883	12,538
豪州	12,518	3,298	2,687	3,847	2,826	3,695	3,783

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

2. 台湾における輸入果実の流通状況

台湾における日本産のリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ等の輸入果実の一般的な流通経路の概念図を次に示す(図1)。日本産のリンゴ、ナシのような一定時期に扱い数量が多い果実は、専門の輸入業者から市場を通じて各小売業者に流通するケースが多く、販売品目は専門の輸入業者の意向を反映したものとなりやすい。モモ、ブドウ等の数量が比較的小さい果実は、百貨店や高級果実店と提携している仲卸業者が自ら直接輸入業を兼ねている場合がある。後者の場合には、比較的日本産果実の取扱い品目が多い傾向があり、産地(農協、生産者)と自ら取引を相談して購入する品目を決定している業者も見られる。

図1 果実輸入流通のイメージ



(出所)関係者ヒアリングを通じて日本台湾交流協会作成

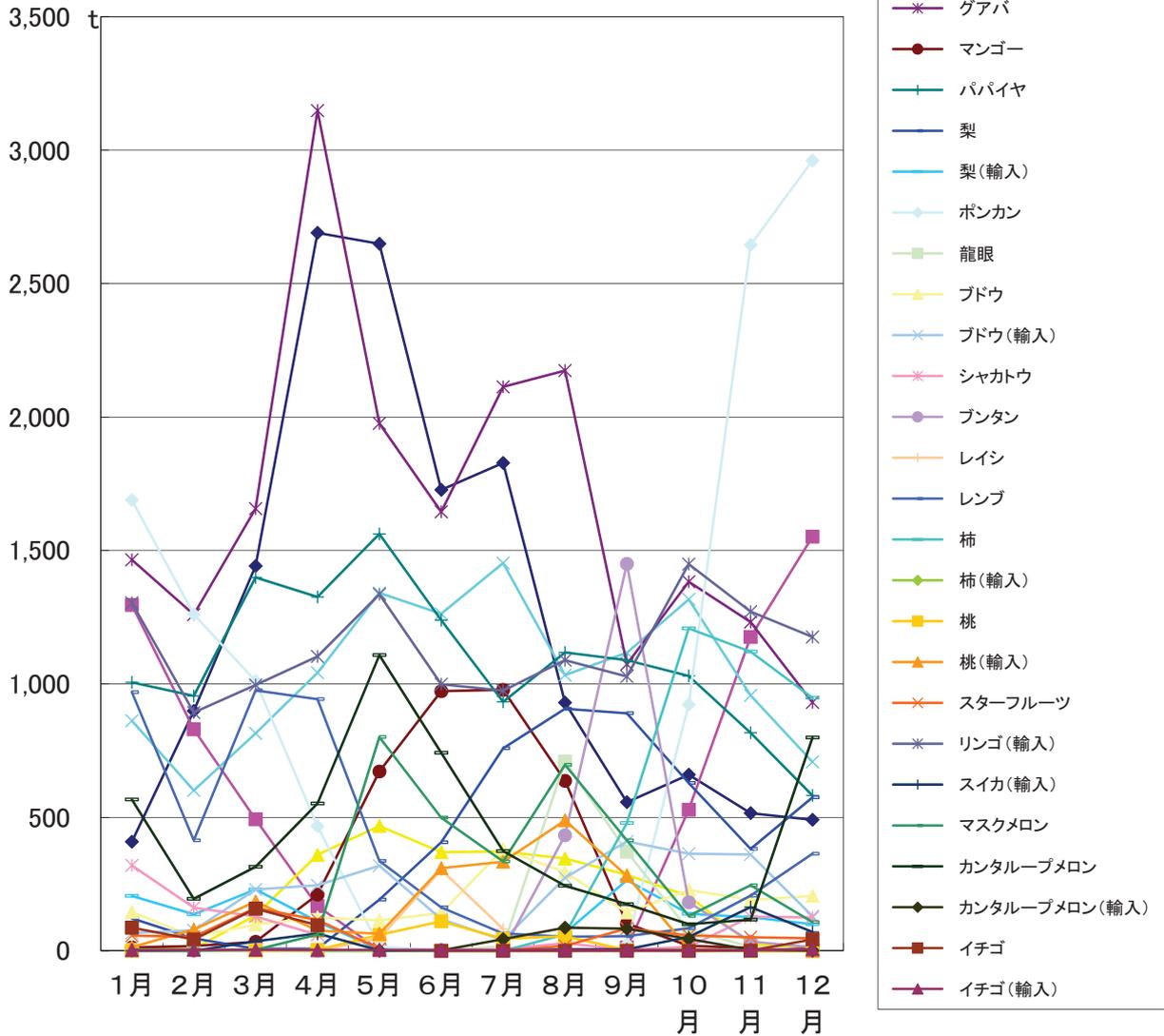
○市場での果実販売の様子



3. 市場取引量

台北市第一果菜市场及び第二果菜市场における取引量をグラフにまとめた(図2)。果実毎の取引量及び取引価格は、別添(参考1)のとおり。

図2 2016年台北市果菜市场における各果物の月別流通状況



出所: 台北農産運銷株式会社統計資料

IV. 台湾における日本産果実等の輸入をめぐる状況等(規制措置関係)

1. 台湾当局による日本からの輸入果実等に対する原発事故関連の規制

(1) 東日本大震災発生後の日本産食品に対する規制措置

東日本大震災による福島第一原発事故の発生以降、日本産食品に対して、世界各国・地域において放射性物質に関する様々な輸入規制が導入された。一方で、世界的に見れば、2016年以降は、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャスが輸入規制措置を撤廃し、EU、米国、エジプト、ブルネイ、カタール、イスラエル、UAE等が輸入規制を緩和した。これにより、2017年2月現在、21か国が規制撤廃し、2016年中に規制を緩和した国・地域は9か国・地域に上っている。しかしながら、台湾においては、震災発生当初から2015年5月まで規制措置の内容は変更されず、具体的には以下の輸入規制が行われてきた。

- i) 福島、茨城、群馬、栃木及び千葉県全ての食品は、2011年3月26日以降に日本を出港したものは全て輸入停止
- ii) 上記5県以外の食品は、台湾への輸入時に放射性物質に関する検査が実施され、果物、野菜、水産物、海草類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフードの8大食品及び茶類は全ロット検査を実施
- iii) 上記5県以外の加工食品は、台湾への輸入時に放射性物質に関する検査が実施され、強化ロット検査を実施

(2) 日本産食品に対する規制強化

2015年3月、衛生福利部(日本の厚生労働省に該当)は、台湾に輸入が禁止されている福島等5県の加工食品が台湾に輸入され、流通していたとの発表を行い、報道各機関は「偽装ラベル事件」と称し、大きな取り扱いで報じた。一方で、該当するとされた多くの商品について、元の日本語ラベルは製造者の本社住所等を記載しており、台湾の流通向けにはこれを翻訳した中国語ラベルが貼付されていた。こうした製造者の本社住所等をもって製品の責任者を記載することは日台双方で認められることから、これが「偽装」であるかどうかの判別は本来困難であり、また、該当商品から放射性物質が検出されることはなかったものの、5県産食品が輸入されたという事実が大きくクローズアップされ、立法院においては規制強化の声が日に日に高まることとなった。

この結果、2015年4月15日に衛生福利部は日本産食品に対する以下の輸入規制強化を公告し(参考2)、従来の規制の継続に加えて5月15日から以下を内容とする規制強化を実施した。

- i) 福島等5県を除く42都道府県の全ての食品に対し、日本の政府或いは日本の政府が授権した機関等が発行した産地証明書の添付を義務付け
- ii) ①宮城、岩手、東京、愛媛において生産された水産物、②東京、静岡、愛知、大阪にお

いて生産された茶類産品、③宮城、埼玉、東京において生産された乳製品、乳幼児食品、キャンディー、ビスケット、穀類調整品は日本政府が指定する機関等の発行する放射性物質検査証明書の添付を義務付け

世界的な規制緩和の流れに反して規制強化が行われたことについては、①震災発生直後から立法院において一部立法委員が日本産食品に対する規制強化、特に産地証明書、検査証明書の添付を強く求めていたこと、②一部立法委員からは韓国の日本産水産物に対する規制強化や中国大陸の規制等、厳しい規制事例と比較されることに加え、衛生当局の予算凍結等により規制強化への圧力がかかっていたこと、③台湾における食品安全に関しては、2013年～2014年までの間に、未承認加工澱粉の使用、食用油の偽装表示・未承認添加物の使用及び粗悪ラードの流通など大きな社会的関心を引き起こす食品安全問題が継続的に発生し、当局の対応が批判されるなど食品の安全に対する関心は極めて大きくなっており、科学的な議論をもって規制緩和の方向を支持する声が上がりにくい環境にあったこと、④さらには2016年1月には総統・立法委員の同時選挙が近づくなど政治的にも重要な時期に差し掛かっていたこと等が背景にある。いわゆる「偽装ラベル事件」はこうした状況の中で規制強化への引き金を引いたと言え、本問題は単純な食品安全問題ではなく、台湾の政治情勢や社会背景が関係していると言える。

(3) 規制強化後における台湾の水際措置の現状

台湾が5月15日から実施した上記規制強化に対し、日本政府としては、「科学的根拠に基づかない一方的な措置であって極めて遺憾」とし、規制の撤廃・緩和を強く求めるとともに、新たに措置された産地証明書、検査証明書の発行には応じることができないとの立場を堅持した。こうした状況の下、台湾側は、国が発行する検疫証明書等に産地を記載することや、政府が法令によって設立に関与している組織、具体的には各地の商工会議所が発行した産地証明書についても認めるとの運用を実施した。このため、規制強化後、一時的に減少した日本産食品の輸出量は、その後回復に向かうこととなった(2014年(平成26年)837億円、2015年(同27年)952億円)。仮に政府が産地証明書等が発行することが必要となっていた場合、台湾向け日本産食品の輸出量が膨大であることを踏まえると、労力面の不足による大きな影響も想定されていたことから、全体として大きな混乱は避けられたと言える。

一方で、規制強化発表後から施行の間において、再び5県産食品が通関することを恐れる台湾側の水際検査官が、輸入業者に対して産地証明のための証明を詳細に求めたり、日本政府に対する証明を求めるなど、日台間に制度がない中での各種要求が行われたため、一時的に日本産食品の通関が滞る事例が見られた。また、医薬品等の工場が5県に立地するメーカーの食品(5県以外で製造されたもの)が長期間の輸入留め置きを受

ける等の混乱も見られ、こうした状況の解決に向けて随時日本側からの申入れが行われた経緯がある。

台湾側は現在も規制強化に加え、水際での放射性物質検査を継続している。衛生福利部は、2011年3月から水際での検査結果を公表しており、これまでに約10万件の検査を実施した結果、217件から微量の放射性物質を検出したと公表している(2015年9件、2016年3件)。しかしながら、これまでのところ不合格となった事例はなく、検出件数も年々減少傾向にある。また、最近の放射性物質の検出事例は主に茶であるが、検出件数、検出される放射性物質質量も低下している。

※ 台湾の水際における放射性物質検査結果(衛生福利部食品薬物管理署):

<http://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=2356>

(4) 最近の動き

昨年末(2016年)、飲食店で提供された納豆に内封されていた調味料が輸入禁止の5県産であるとの疑いがあり、衛生福利部食品薬物管理署は、食品安全衛生管理法ではなく、消費者保護法を根拠に包装食品(パッケージの中に個装の調味料等を含む食品)には内封の調味料等の産地及び商品全体の産地を中文で標記する旨、輸入業者等に対して求めているとの話もあるが、当該措置は措置内容、施行期日等も法令等で規定されておらず、法的根拠の所在が不明確な状態となっている。

なお、当該措置は主に加工食品に対する措置であり、果実・野菜等の青果物については、当該措置による影響は低いといえる。放射性物質にかかる輸入規制に関しては、輸入時の産地証明(植物検疫証明に都道府県までに産地表記があれば代替可)が添付されていれば、特段の問題は生じていない。

(5) 市場関係者の見方

2015年5月の規制強化後、日本産果実についても全てに産地(都道府県)を証明する産地証明書の添付が義務付けられることとなった。一方、果実の輸出には基本的に植物検疫証明書が添付されることから、植物検疫証明書に都道府県の記載があればこれを日本政府が発行した産地証明書としてみなすことができ、日本産果実の輸出者が別途産地証明書を取得する負担は軽減されることとなった。このため、果実の輸出に関しては規制強化による輸出入業者への影響は最小限に留まることとなった。

また、原発事故発生後、台湾の輸入業者や消費者からの放射性物質の影響を危惧する声は徐々に少なくなりつつあり、また、日本の各産地の販売促進活動の努力もあり、輸入量は回復傾向で推移している。このため、果実に関しては原発事故の影響よりも台湾の景気の状態による影響や残留農薬問題を危惧する声のほうが大きい。しかしながら、放射性物質の影響を心配する声は一部消費者団体を中心に根強いものがあり、立法院におけ

る議論にも影響を与えている。また、原発事故を起因とした汚染水問題など負の情報については、日本側報道が直ぐに台湾で報道されるなど、原発事故の問題は依然として台湾内において敏感な問題となっている。

このため、台湾の日本産果実輸入業者は必ずしも輸入規制緩和を期待する者だけではなく、厳しい輸入規制を継続することで台湾の消費者の安心を確保したいとする意見もある。特に、日本産果実については高級品として贈答用に購入するケースが多く、顧客に安全性をより明確に説明できることが重要と考える輸入業者も多く、必ずしも消費者のみが規制緩和に消極的とは言えない。これが輸入規制問題をより複雑化させており、規制緩和に向けた議論が市民の間で広がりにくい要因となっている。

一方、先に述べたいわゆる「偽装ラベル事件」によって、台湾が現在輸入禁止としている5県の産品であっても放射性物質は検出されないとの事実が報道等によって広がった。このため、2016年1月において再び5県産と疑われる食品が台湾に輸入されていたとの衛生福利部の発表があった際には、その事実を伝える報道が一時的にあったのみで収束している。また、2015年に入り、規制緩和に向けて日本産食品の安全性を訴える日本の政治、行政の動きが各種報道されるようになり、台湾の市民の中においても一定程度安全に関する理解が進んでいるものと考えられる。

2. 残留農薬をめぐる状況

(1) 台湾の輸入時農薬残留基準制度の概況

台湾においては、農産物の残留農薬についてはポジティブリスト制が導入され、規程「農薬残留容許量標準」により、各農薬、各作物に対して残留基準が規定されている。本規程に基準が定められていない場合、当該農薬については不検出でなければならず、「一律基準」が設定されている日本の規制とは大きく異なる。このため、日本では一般的に使用されている農薬であっても台湾において残留基準が定められていない場合、水際で検出される可能性が高くなり、該当する農薬については「農薬残留容許量標準」に基準が設定されるよう、台湾当局へ関連データをもって申請することが必要である。台湾内で登録、使用するための申請については農業委員会動植物防疫検疫局が申請窓口となる一方、輸入時農薬残留基準として申請する場合には衛生福利部食品藥物管理署が申請窓口となっている。また、基準設定に当たっての実質的なリスク評価は行政院農業委員会農業藥物毒物試験所が行っている。

現在、日本においては農林水産省を中心に産地及び農薬メーカー等が協力して、必要性の高い農薬について残留基準設定のための申請を台湾当局に対して継続的に行っている。一方、台湾側の新たな残留基準設定は年間100項目弱となっており、米国や韓国等の諸外国も同様の申請に取り組んでいる中、申請後基準設定に至るまでには相当な期間を要することとなる。

(2) 農薬残留基準制度の動向

2013年6月4日、農薬残留基準の設定申請において台湾当局が求める資料の種類を規定している「進口農産品残留農薬安全容許量審査資料」(輸入農産品残留農薬安全許容量審査資料)が改正され、台湾以外で当該農薬が登録された際の使用方法及びほ場での薬効試験報告が審査資料として新たに求められることとなった。また、並行してほ場試験等に係る農薬田间試験準則が改正され、申請農薬のステータス(登録済み、未登録)や作物の種類に応じて必要となるほ場試験の回数が明確化された(改正内容は平成26年度報告書参照)。

残留消失試験等のほ場試験については、台湾内で生産量が多い等の理由から「主要作物」に位置づけられる作物の場合、反復数は一般作物よりも多く設定されており、この制度は、農薬登録申請のほか、輸入農産物農薬残留基準の申請にも適用されて運用されており、台湾においては、台湾内での使用と輸入農産物の残留基準の審査内容が非常に近く、制度が密接に関わっているという特徴がある。

(3) 農薬残留基準設定申請における課題

以上のように、台湾の制度においては輸入農産物残留基準の申請の場合にも薬効試験が求められるなど、台湾内での農薬登録使用の場合とあまり差異のない申請が求められている。こうした仕組みになった要因としては、「輸入農産物向けとしての基準が設定されているにも関わらず、台湾内での当該農薬の使用ができないのは輸入農産物優遇である」との批判が農家から上がったためとされている。このため、輸入農産物残留基準の申請においても薬効試験や農薬登録使用申請に準ずるデータを提出することにより、台湾内で使用された場合にも問題がないと説明できるとの考えの下、現在の制度が構築されている。

また、過去の日本の農薬登録制度において求められていたデータ反復数と、現在の台湾の要求するデータ反復数が異なることから、日本において登録されている農薬について台湾の輸入農産物残留基準を申請する場合、データ数が不足するというケースが生じている。こうした申請時の困難を解決する方策としては、①日本側において、台湾で基準設定されている農薬に切り替えて生産を行う、②台湾側に制度の緩和を要請する、③輸入農産物残留基準としての申請ではなく、台湾での使用を前提とした申請を行い、各作物における基準設定を効率的に行う等が考えられる。

しかしながら、上記①については、害虫の種類や農薬の効果によって必ずしも代替農薬を準備できないことや、日本国内への販売量と輸出量の比率からみて、効果の小さい農薬に切り替えることにメリットがない場合もあるなど、産地で容易に対応できないケースが見られる。②を行う場合、台湾の消費者の残留農薬に対する関心が非常に高いことや、近年の消費者の食品安全に対する関心の高まりを受け、台湾当局も各種の食品安全確保対策を打ち出していること、加えて、農薬関係の規制管理は輸入農産物残留基準と農薬登録では

担当機関が異なること等の複雑な事情もあり、台湾当局は慎重に検討を行うものと思われる。③については、輸入農産物残留基準としての申請ではなく、台湾内での登録使用のための申請によって残留基準を設定する方法であるが、インポートトレランスの申請は各成分、各作物毎に申請を受け付けているのに対し、登録申請については代表作物について申請すれば、関連作物群について同時に残留基準を設定することが可能とされている。申請 1 件に要する審査時間に大きな差はないとされているため、この方法であれば効率的な設定が可能と思われるが、このような輸入農産物残留基準と登録申請の方法や審査に係る運用の違いは対外的に明確な規程が明らかになっていない。また、本来台湾で販売する予定のない農薬を登録申請する場合、知的所有権が必要以上に提出されるという見方もできることから申請側においても慎重な対応が必要と考えられる。

いずれにせよ、台湾側の残留基準申請制度に対応していくためには、産地においてどの程度輸出を重視するか、更には台湾の残留基準を踏まえて農薬や栽培方法が検討可能かどうか、農薬メーカーが台湾の制度に合わせて申請データを揃える場合に経済上のメリットがあるかどうか、台湾において食品安全問題が極めて敏感な問題となっている、といった各種の要素を踏まえつつ対応策を見出していく必要があると考えられる。

(4) 台湾の農薬制度における一律基準の設定

台湾はポジティブリスト制におけるいわゆる「一律基準」を導入していないところであるが、最近になり、登録済み農薬については、一物品目について「検査の検出限界を参考とした基準値」の設定を進めている。これは、通常のリスク評価を踏まえた一般の基準値とは異なるが、微量の検出があった場合に輸入不許可となることを回避できる可能性はある。台湾側が発表する農薬残留基準値リスト中において、「検出限界値」を基にした数値と一般の基準値は区別されて記載されているが、両者が日本側関係者において区別されずに論じられる場合があり、台湾側の検査技術に進展によって「検出限界値」が低くなった場合、「基準値の厳格化」として誤解されるケースがある。

いずれにせよ「検査の検出限界値を参考とした基準値」は、設定される品目やその進捗速度には限りがあるほか、0.01ppm といった極めて低い基準に留まるため、引き続き積極的な申請に取り組むことが必要と考えられる。

また、日本と同様の「一律基準」については、台湾消費者による受入れ理解の確保が困難として台湾当局は当面導入しないとみられる。

(5) 日本産果実等の農薬検出状況及び規制措置状況

台湾においては農薬残留を含め食品衛生関係の輸入時検査を「輸入食品及び関連産品査驗弁法」に基づいて行っており、2014 年 1 月 27 日にモニタリング検査のサンプル率を変更する等の改正が発表された。この法令により、違反があった場合の検査率の強化や、

その逆の検査率の緩和、再検査の手続き等が定められている。

なお、衛生当局は、残留農薬基準違反等の増加状況を踏まえ、毎年輸入農産物の監視強化対象を公表している。本年は2017年1月現在、2016年10月11日から2017年4月10日までに輸入される日本産生鮮メロンの輸入時検査を強化すると発表している(サンプリング率:一般検査2~10%→強化検査20~50%)(平成27年報告書参照)。

また、上記期間以前には日本産柑橘において残留農薬基準違反が多く発生しているが、日本において柑橘の栽培に使用されるメチダチオンについて、台湾の衛生福利部食品薬物管理署は2015年12月16日に基準値を廃止し、いわゆる「一律基準」に相当する検出限界値の0.01ppmを設定する改正案を公告したが、2017年1月末現在、1.0ppmの設定となっている。しかしながら、基準値改正にかかる公告は頻繁に行われており、台湾当局の動きを注視していく必要がある。

なお、これらの背景については、台湾当局の説明によれば、台湾における食生活の変化を踏まえて農薬摂取量を再評価したところ、メチダチオンの摂取量が増加しているとの評価となったため、メチダチオンの使用方法についてグアバを除いて取り消したとされており、これは有機リン系農薬に対する台湾当局の見方も影響していると考えられる。

なお、衛生福利部は、水際における違反状況を消費者サービスの一環として公表しているほか(<https://consumer.fda.gov.tw/Food/UnsafeFood.aspx?nodeID=170>)、定期的にプレスリリースが行われており、日本からの違反が多いとの報道が行われることが多いため、注意する必要がある。産地においては、上記サイトにおける違反情報も参考しつつ、違反例のある農薬については極力使用しない対策が望まれる。また、台湾においてはマンゴーのような輸出果実の主力品目については、輸出前の多段階の残留農薬検査やバーコード、QRコードによるトレーサビリティを実施し、輸出品の品質・イメージを確保する取組が始まっている。

(6) 市場関係者の見方

大手輸入業者から購入販売する多くの小売り業者は、残留農薬違反による廃棄、積戻しのリスクを輸入業者に委ねていることから、比較的この問題に対して関心を有していないものの、輸入業者にとっては、原発問題を上回る関心事項となっている。例えば、最近日本産柑橘における残留農薬基準違反が増大したことから、一部大手輸入業者は日本産柑橘を取り扱いにくい品目として捉え、一時販売店の棚から商品が減少することとなったとしている。

一方、大手輸入業者の中には、一部県との連携により、当該業者の輸出専用として栽培を依頼する取組みが始まっており、産地、業者ともに残留農薬対策の重要性が浸透しつつあると考えられる。また、農協が台湾の規制制度に詳しい輸入業者を招へいして農家向けのセミナーを行う取組も始まっている。

比較的小規模の販売業者が自ら輸入を行い、大手輸入業者が取り扱わない少量多数の品目を取り扱っている例があるが、小規模な輸入業者にとっては残留農薬基準違反による積戻し等の影響はより大きなものとなる。こうした業者が日本の温州みかんやキンカンといった柑橘類を扱っている場合も多く、台湾側業者の輸入意欲、産地の輸出意欲を維持する上でも残留農薬対策は重要と考えられる。

(6) 最近の残留農薬基準違反

台湾における諸外国・地域から生鮮果実輸入は、重量ベースで米国、ニュージーランド、チリ、日本の4か国で全体の約8割、金額ベースで8～9割を占めており、比例してこれらの輸出相手国・地域からの残留農薬基準値違反事例件数も多くなっている。また、とりわけ日本産青果物の違反事例が多く、2016年1月から2017年1月までの衛生福利部による公表事例によれば、日本産青果物に関しては、残留農薬基準値違反事例として、柑橘類28件、メロン9件、いちご4件、キウイフルーツ4件、桃2件、柿1件の合計48事例が公表されている。基準値違反が比較的多い農薬としては、①柑橘類では Dinotefuran、Silaflofen、Boscalid、Tolfenpyrad、Methidathion、Kresoxim-methyl、②メロンでは iprodione、Phenthoate、③いちごでは Pirimicarb、Cyflumetofen、Pyraclostrobin、Tolfenpyrad、Spirotetramat、④キウイフルーツは Dinotefuran、Fluazinam、Tau-fluvalinate、Kresoxim methyl、⑤桃では cyfluthrin 等が挙げられる(参考3)。

これらの状況を踏まえ、輸出入事業者、生産者等にヒアリングをしたところ、主な原因は日本と台湾の残留農薬基準の認識不足、日本国内向けに生産された青果物を生産者から直接、又は卸売市場等で調達し、生産履歴を確認せずに輸出していたことが挙げられている。農林水産省はこれらの問題への対応として、平成20年12月5日付「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」(農林水産省生産局生産流通振興課長)を関係団体等に発出し、輸出先の残留農薬基準の遵守を要請している。

また、輸出入事業者、生産者の取組として、特定輸出先の残留農薬基準を遵守するため、農薬使用の徹底管理等のため、生産者と輸出入事業者が連携し、契約栽培を取る事業者もある。しかしながら、ドリフトによる農薬の飛散問題等の悩みを抱えていることも実情のようである。引き続き、行政による残留農薬基準値の早期設定、より日本の使用に近い基準値の引き上げを求めるとともに、事業者の管理努力も求められている。

V. 2016年の台湾における日本産果実等の流通状況及び課題について

1. 日本産果実の流通状況及び課題(全体)

(1) 主要都市における流通状況

台湾においては、りんご、ブドウ、ナシ、モモ、温州みかん、ポンカン、キンカン、レモン、キウイ、メロン、柿、干し柿等、各種の日本産果実が流通している。一方で、こうした多品目の日本産果実が流通しているのは、北部から西部の大都市、すなわち台北市、台中市、高雄市にほぼ限られており、百貨店、高級スーパー、一部は果菜市场において販売されている。一方、それ以外の地方都市においては、日本産果実の取扱品目は極端に少なくなり、りんご及びナシに限られてくる。逆に言えばりんごについては台湾のいずれの地域においても日本産の販売が見られ、高価格帯のもの、比較的廉価のものなど価格面でも一定のバリエーションがみられるなど浸透しており、消費者のニーズに応じた選択が可能となっている。

台湾においては、春節や中秋節といった伝統行事期間において、贈答用として果物の需要が高まるが、特にりんご、ナシ、モモ等が贈答用として人気があり、箱入り形態のものを中心に各店舗において販売促進が行われている。また、最近ではシャインマスカットが注目され、高価格ではあるものの贈答用として需要が増えているとされている。

各主要都市における価格調査の結果は参考4のとおり。

(2) 輸入果実の一般的品目

他国産果実の流通状況については、地方都市を含めて台湾各地で流通している品目の代表は、米国産・NZ産・チリ産りんご、韓国産ナシ等である。日本産りんごと米国産りんごの価格差は概ね2~3倍であり、一般的には贈答用は日本産、自家用は米国産やNZ産、チリ産という傾向があるとされているが、贈答用のセットにおいては、日本産りんごと米国産りんごのセットもみられるなど、米国産の品質向上を評価する声が聞かれる。また、近年はニュージーランド産やフランス産、イタリア産といったヨーロッパ産のキウイが一般的な果実になりつつある。キウイについてはニュージーランドの販売促進活動を評価する販売業者の声が多く、台湾において日常的に消費する果実へ成長しつつある。こうした状況から、台湾の農家においてもキウイ栽培に力を入れ始めている事例がみられる。

○台中市果菜市场における輸入果実の取扱状況



(3) 日本産果実の輸出拡大に向けた課題

① 日本産果実に対するイメージとその将来

日本産果実の販売上の位置づけは全般的に高級品、贈答用であり、りんごのようにニーズに応じて価格帯が選択できる品目は例外的となっている。

台湾においては歴史的経緯からも特に年配者を中心に日本に対する好印象、好感情を抱く市民が多く、日本産果実に対しては品質面以外にもイメージ向上に貢献していると考えられる。一方、近年は「台湾産」という概念が日用品を中心に高品質、工夫をこらした「自ら作り出したもの」としてイメージ向上が進んでおり、若者層を中心に「台湾産」に対する誇りや意識が増大していると考えられる。この傾向は農産品にも入りつつあると考えられ、マンゴー、インドナツメ等の特産果実のみならず、ナシ、ブドウ、柿等についても品質の向上とともに台湾産としてのイメージが高まっており、贈答用としてのニーズも大きい。こうした状況を踏まえると、日本産果実に対するイメージも世代交代が進むにつれて変化は避けられないと考えられ、今後のプロモーション活動については長期的な視野で検討していく必要があると考えられる。

いずれにしても、台湾は現在が生産人口のピークとされ、2050年には高齢化率が日本を超えるとの試算もあるなど、急激に高齢化社会が進むと予想されている。高価格帯のものの販売に特化し、ブランドイメージを作っていくことも一つの方法であるが、今後は、贈答用をターゲットとした高級品としての市場のみをターゲットとして輸出拡大することは困難と考えられ、前述した残留農薬対策も含め、社会の成熟化、高齢化社会も見通した安全・安心でのPRも更に重視していく必要があると考えられる。

②取引形態の変化

台湾における日本産果実の流通は、大手輸入業者が輸入し、販売店はこれを購入し販売、という流れが一般的であるが、自ら少量多品目を輸入する業者も多数存在する。前述の通り、大手輸入業者においては食品安全の観点から日本の産地との契約栽培的な生産を始めている例もみられ、台湾側販売業者から日本の産地と直接交渉して輸入したいとの要望が増大する傾向にある。こうした要望は、日本の産地側に代金決裁や品質事故のリスク負担等のノウハウが十分でないケースが多く、実現が困難である場合が多いが、台湾側販売業者には、大手輸入業者を経由する場合は大手輸入業者の扱いやすい品目に限定さ

れてしまうのではないかという懸念があり、自ら特色のある品目を販売したいとしている。今後、こうした要望に応えていくことも日本産果実の将来性を高め、台湾への輸出を引き続き確保していくために重要と考えられる。

③ 市場関係者の要望

台湾の市場関係者から日本への要望としては、一様に日本ブランドとしての販売促進活動を強化してほしいとの声が聞かれる。これは、キウイのニュージーランド、ナシの韓国といった強力な販売活動になぞらえ、日本ブランドとしての強力なプロモーションを期待しての要望である。現在、日本産果実の販売促進活動は、県単位での活動が中心となっているが、他国と異なり台湾人は日本の各県等の地名に比較的詳しいため、特色のある宣伝を行う上で県単位の PR は効果が高いものと考えられる。例えば、高級スーパーの中には、各県知事の写真やメッセージを掲載した広告チラシを作成しているなど、より産地の見える販売手法として活用されている。他方で各県の PR はどうしても北部大都市が中心になりがちであり、地方都市においては、日本の輸出サイドとの接点が少なくなった輸入業者が他国産に切り替える事例もみられ、全体を見渡した戦略的な PR 活動もまた重要になっている。特にいったん他国産に切り替わった場合には、当該国からの各種プレッシャーによりこれを再度変更するのは非常に困難になるとされている。

台湾においては、比較的近年中に食生活に定着したのものとして、チェリー、キウイがあるが、チェリーについては女性の貧血に効果的というイメージ、キウイについてはニュージーランドによるテレビコマーシャルに加え、ビタミンCが非常に多く含まれるとのイメージが定着し、近年急激に輸入量が増大している。台湾の消費者にとって最も関心の高い健康に着目し、食生活への浸透を進めていく取組を行おうとした場合、県単位では容易でない可能性もあり、今後は全体的な戦略的な PR 活動がますます重要になっていくものと考えられる。

また、リンゴについて、台湾では日本産の認知度は非常に高く売れるが、事業者間での熾烈な価格競争となっており、数を売らないと商売にならない時期になっているとの話や近年の韓国によるプロモーションはオール韓国としての売込みが行われているが、一方日本は国よりも地方公共団体による独自のプロモーションとなっている状況にあり、効果的なプロモーション方法についても工夫しなければ数年の内に市場シェアは韓国に奪われてしまうのではないかと懸念の声も上がっている。

2. 日本産果実の流通状況及び課題(各主要品目)

(1) リンゴ

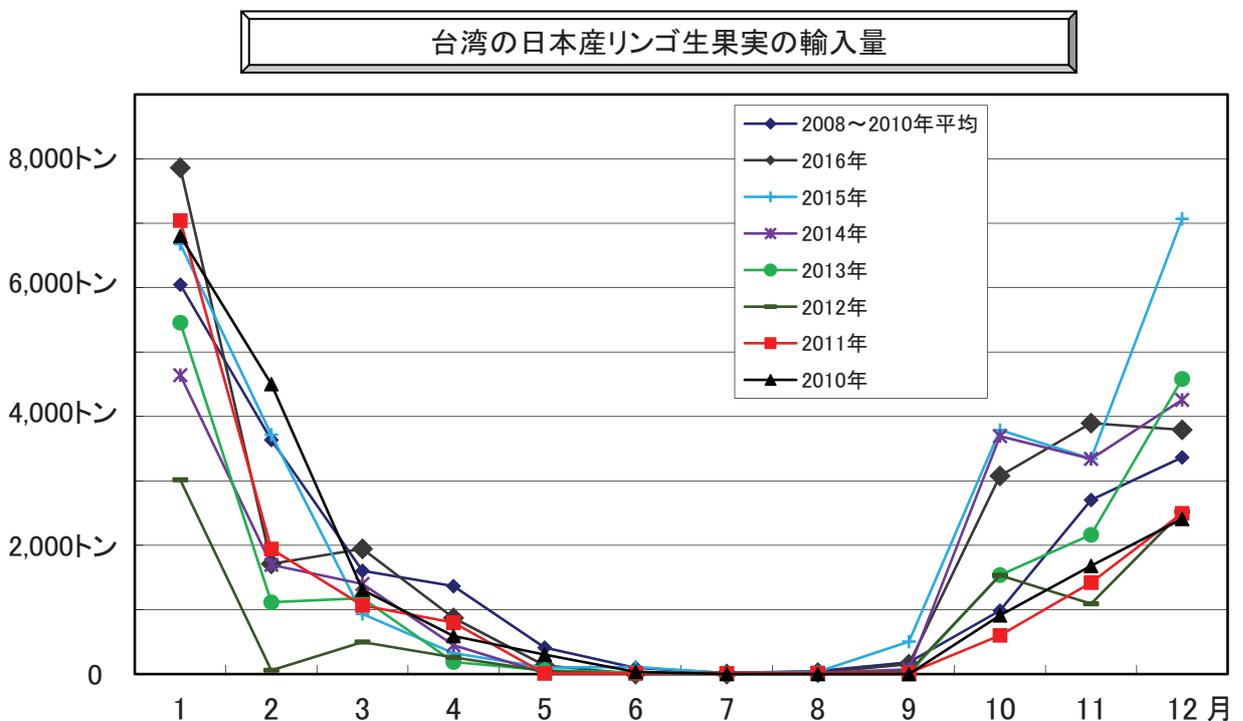
311 東日本大震災の影響以降、2013 年より輸出量は回復し、順調に伸びている。日本産りんごは春節時期の贈答用として需要が多いほか、販売可能期間が長いことも優位性につながっている。また、農薬の残留基準について比較的早期に対応が行われた結果、残

留農薬違反の問題も少ない。

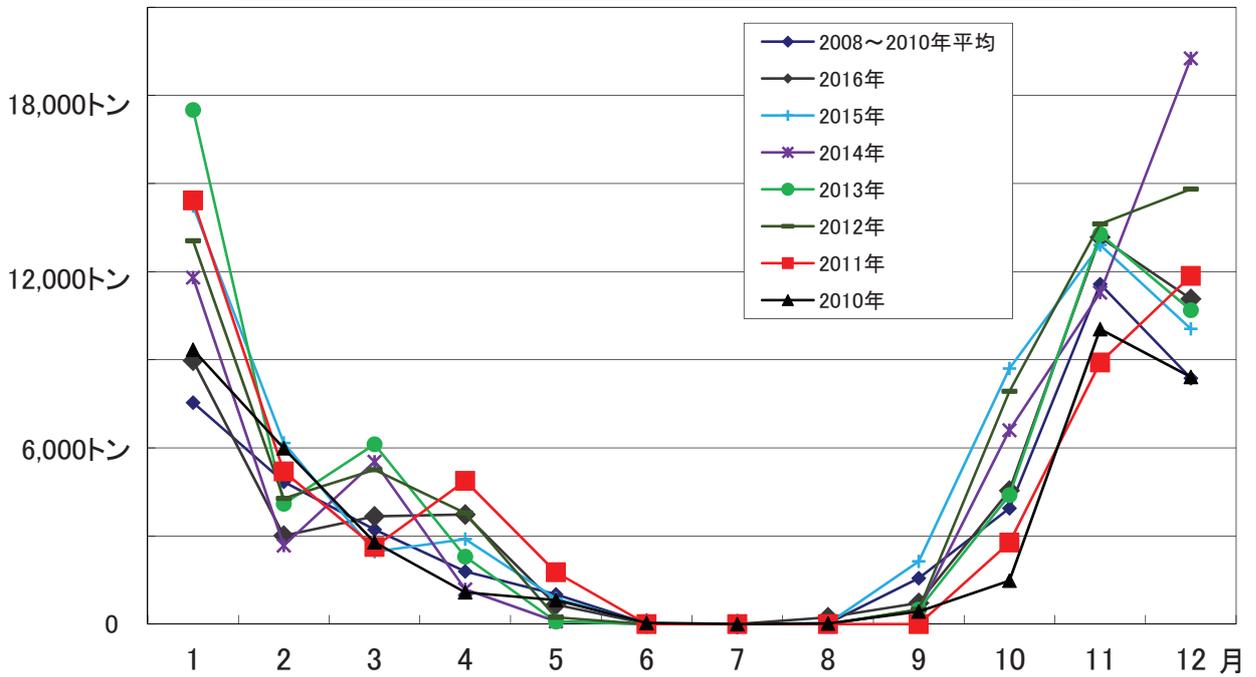
他国産と比較して日本産りんごの優位性は依然として高いが、近年は米国産が品質向上しているとされ、米国産の表面ワックスを敬遠する声もある一方、自家用として選択されることが多くなっているとされる。

なお、2015 年末には、台湾と中国大陸間の兩岸物品貿易後続協議において、台湾が中国大陸の一部農産物を解禁する可能性が報道された。報道によれば「台湾で生産がなく、大量の輸入に頼っていて、台湾の農家に影響のないもの、りんご、チェリー等の可能性がある」とされている。

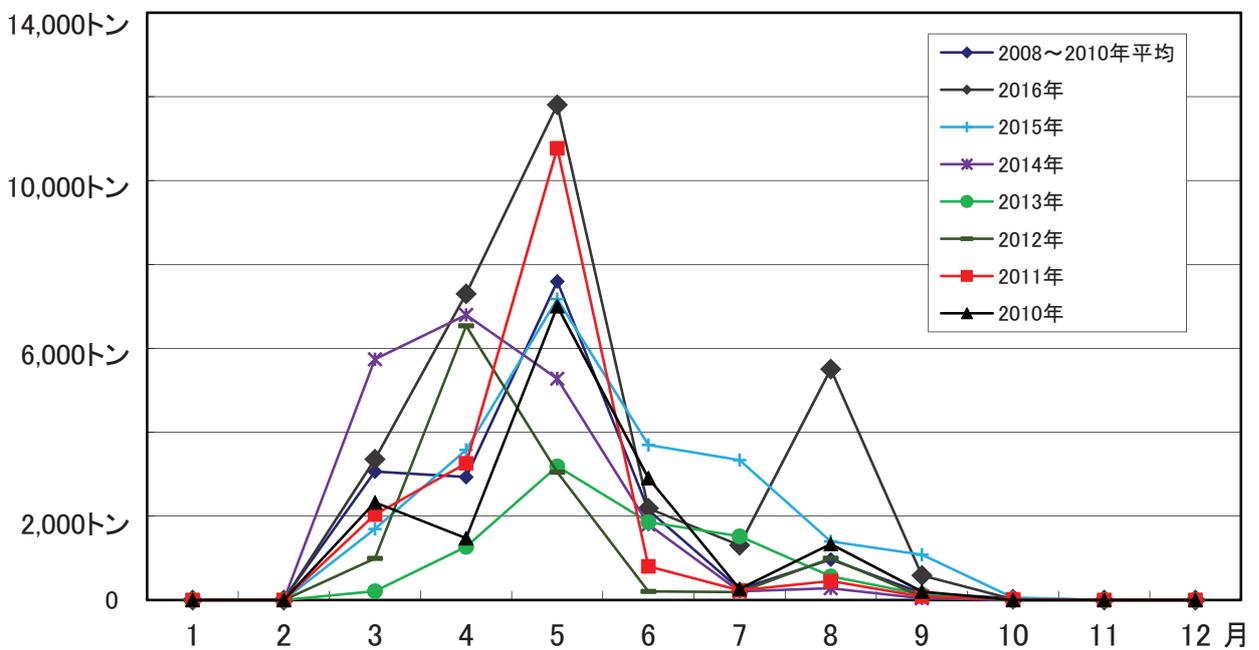
図 3 台湾の日本、米国、NZ、チリ、韓国産りんご生果実の輸入量(2016 年)



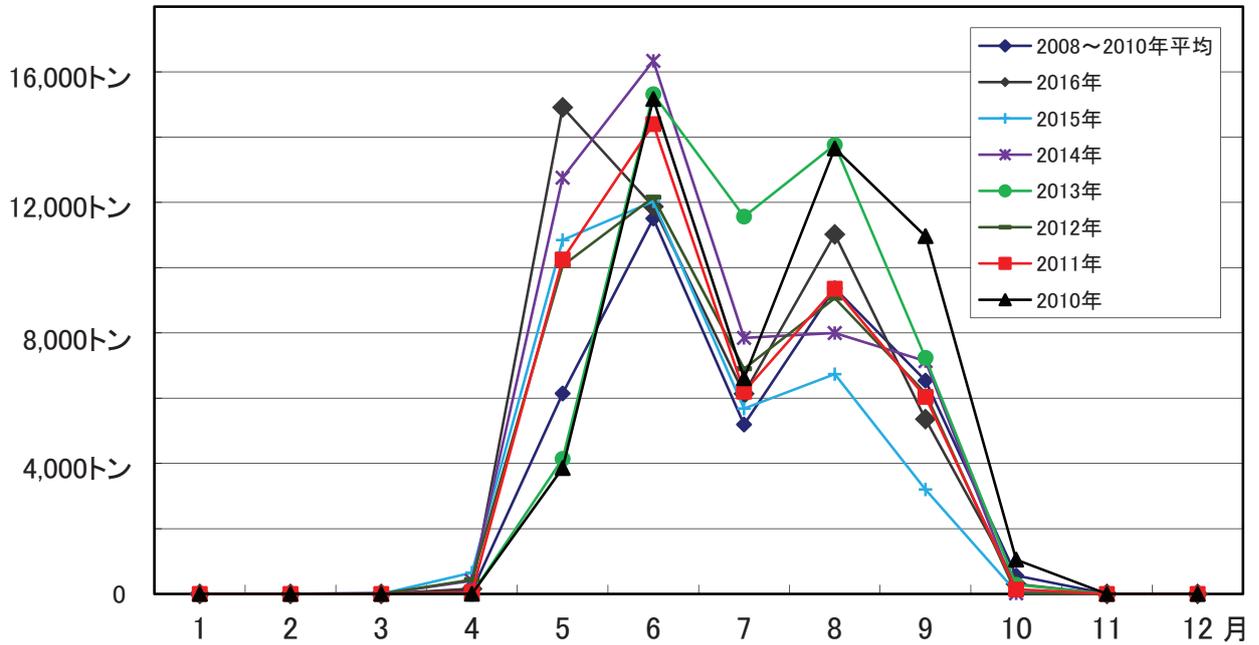
台湾の米国産リンゴ生果実の輸入量



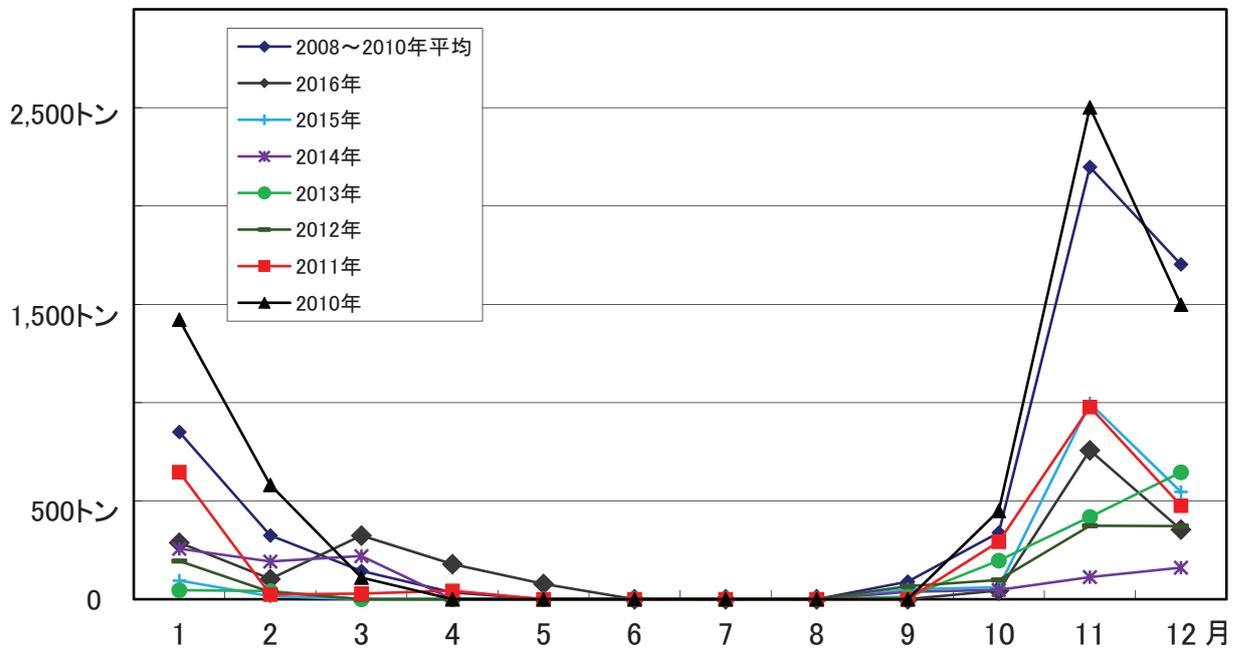
台湾のNZ産リンゴ生果実の輸入量



台湾のチリ産リンゴ生果実の輸入量



台湾の韓国産リンゴ生果実の輸入量



出所：財政部関税総局の統計情報に基づき日本台湾交流協会作成（以下、その他品目も同じ）

○台中市内スーパーにおける日本産りんごの販売状況



○台中市果菜市场における日本産りんごの取扱

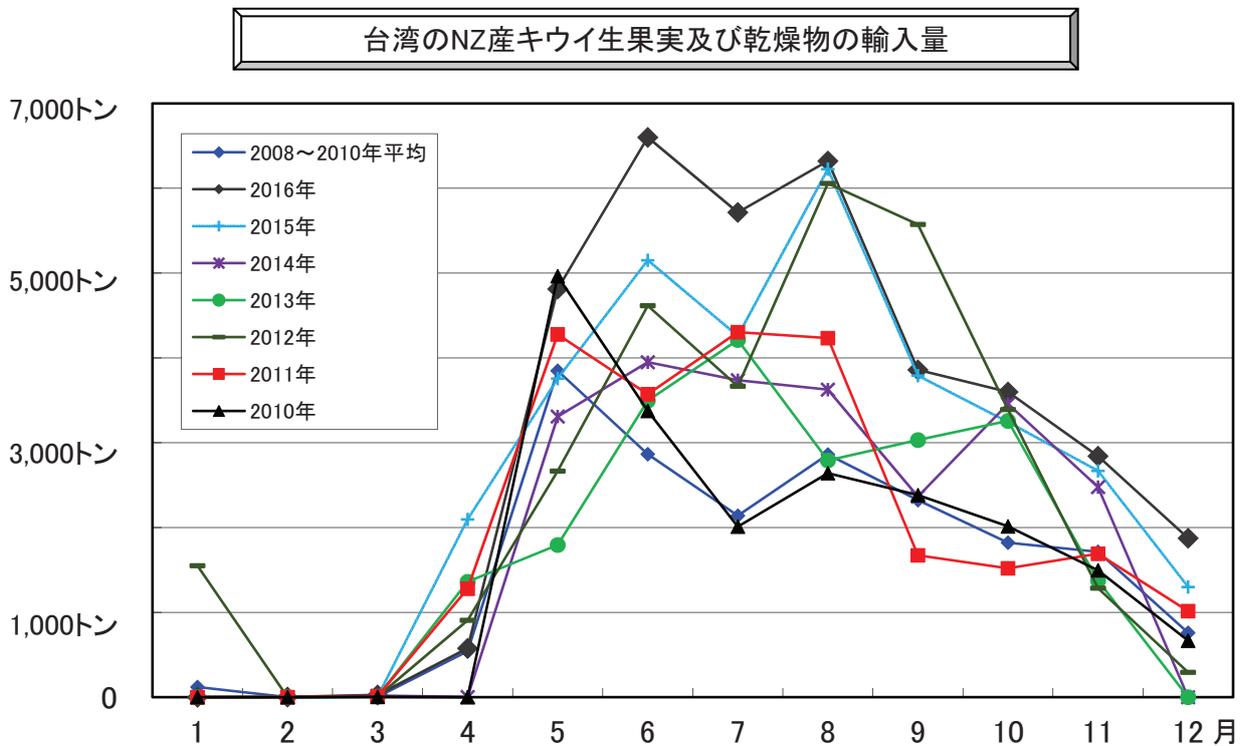
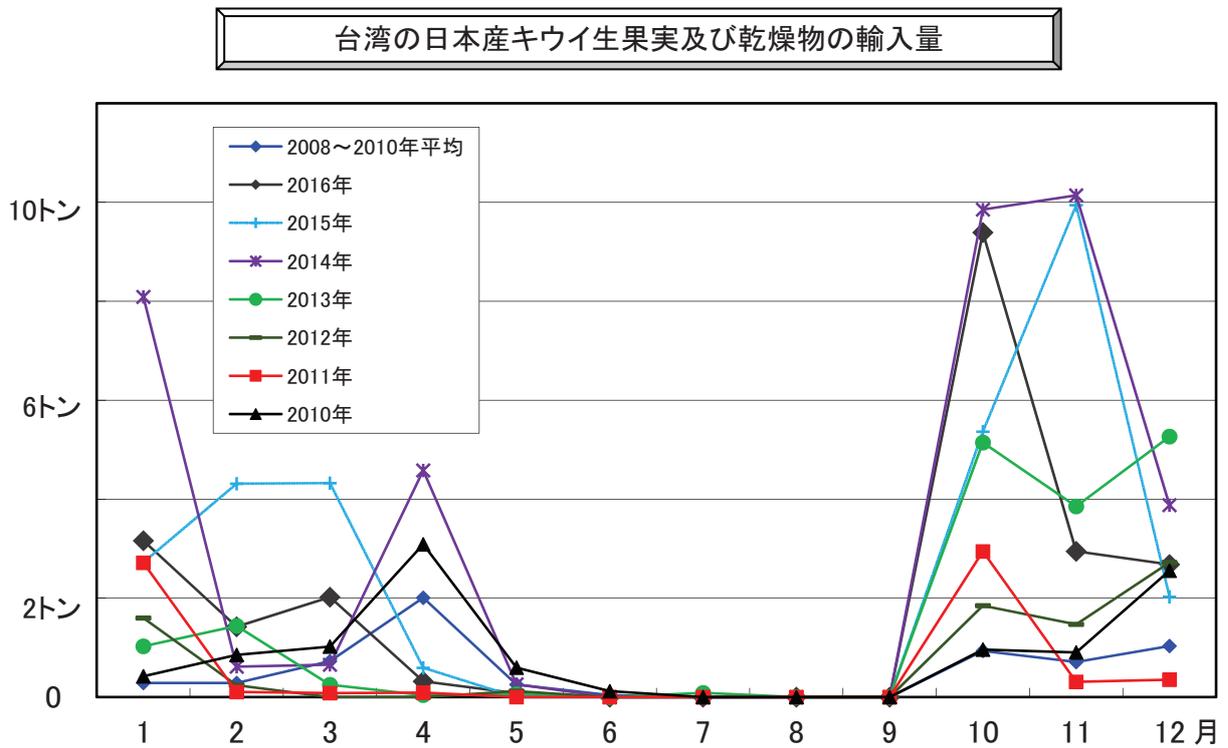


(2) キウイ

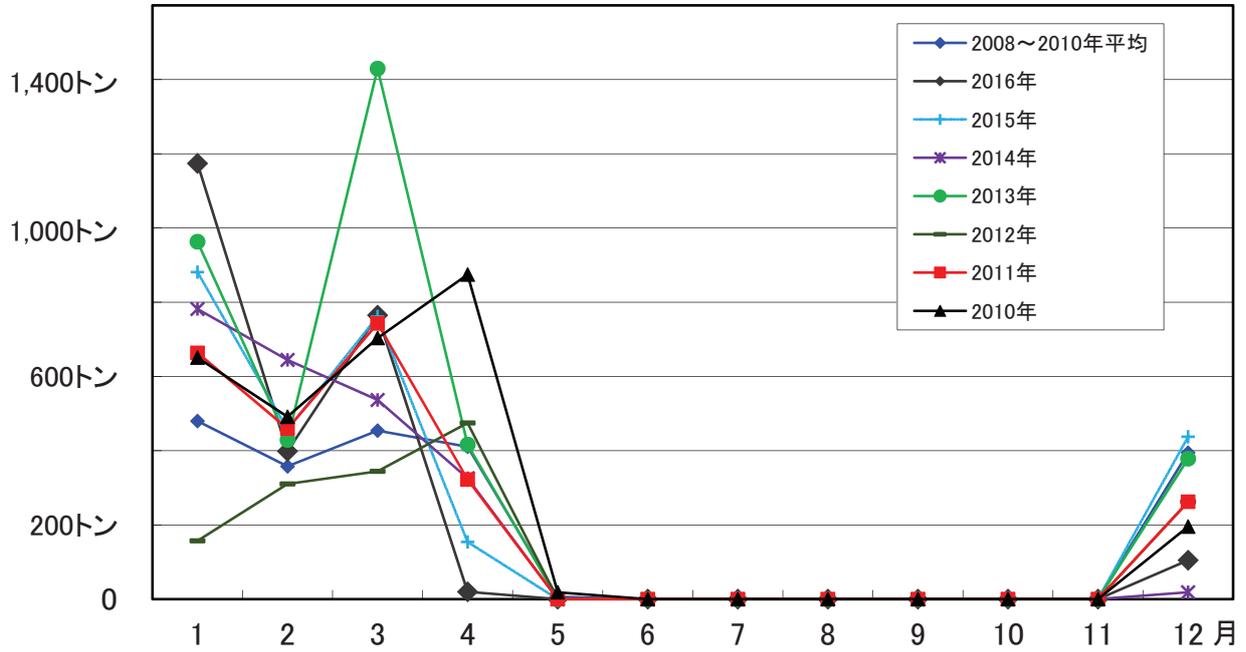
台湾においては、ニュージーランド産キウイが圧倒的な地位を占め、百貨店から大衆向けスーパー、コンビニエンスストアのどこでも入手可能となっている。

また、ニュージーランド産キウイが出回らない冬場は、イタリア産及びフランス産により補完されている状況にある。なお、近年は、日本産も冬場に向け、台湾向け輸出が行われているがごく僅かであり、現状ではニュージーランド産キウイの輸入シェアは約8割、残りのシェアをイタリア及びフランスが奪い合っている状況にある。

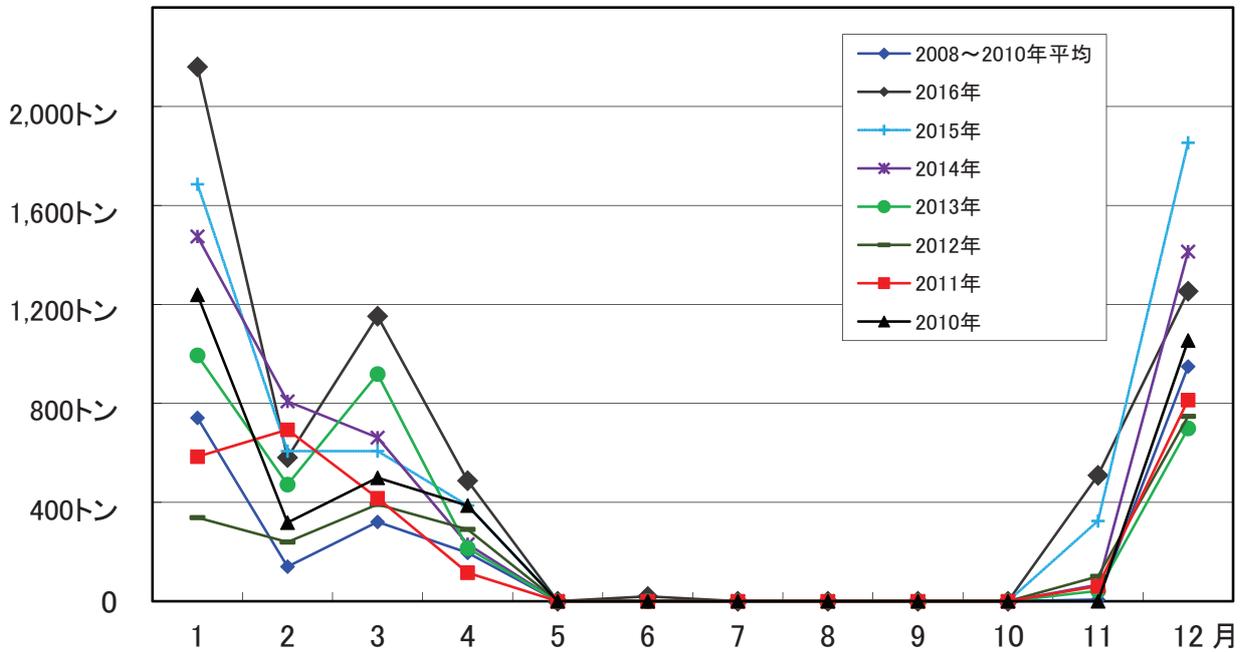
図4 台湾の日本、NZ、フランス、イタリア、チリ産キウイ生果実の輸入量(2016年)



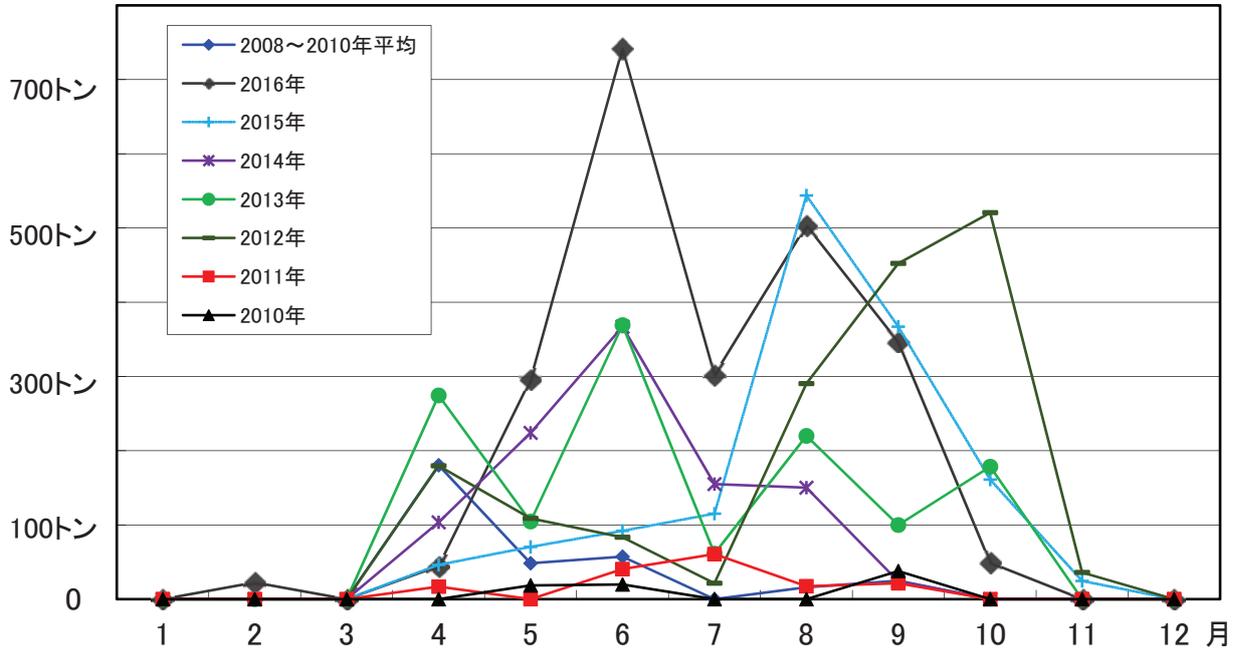
台湾のフランス産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



台湾のイタリア産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



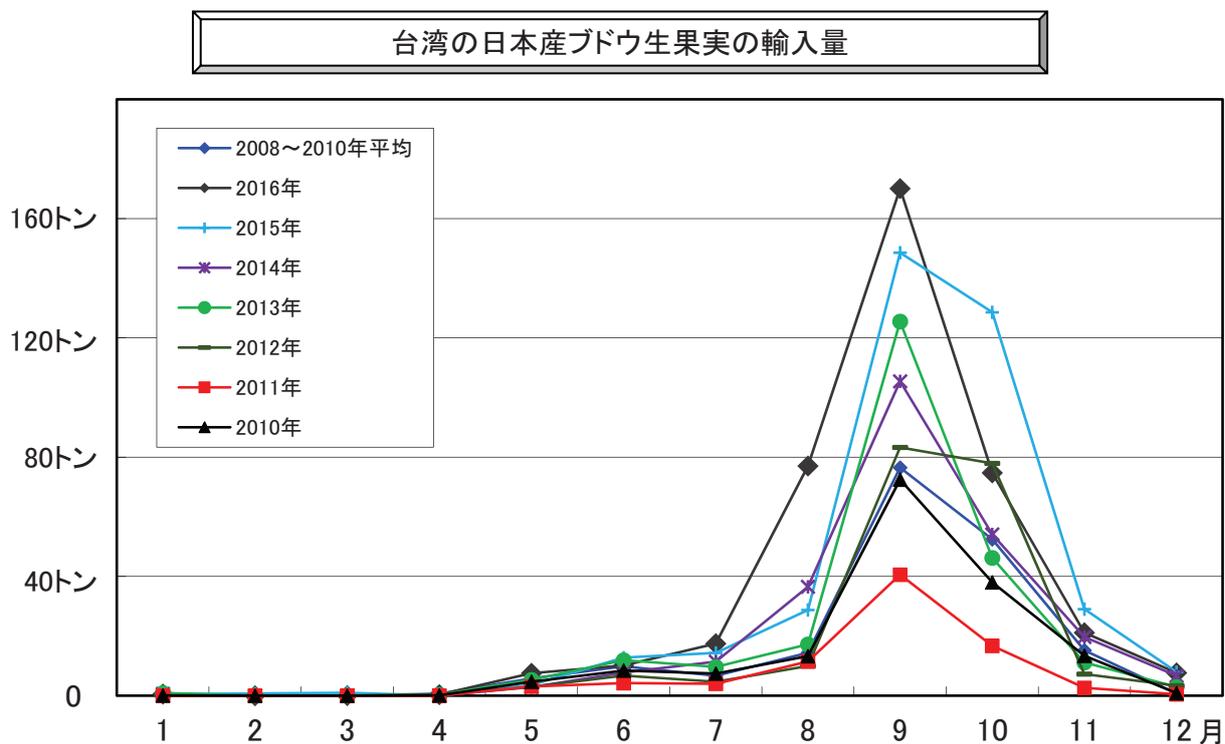
台湾のチリ産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



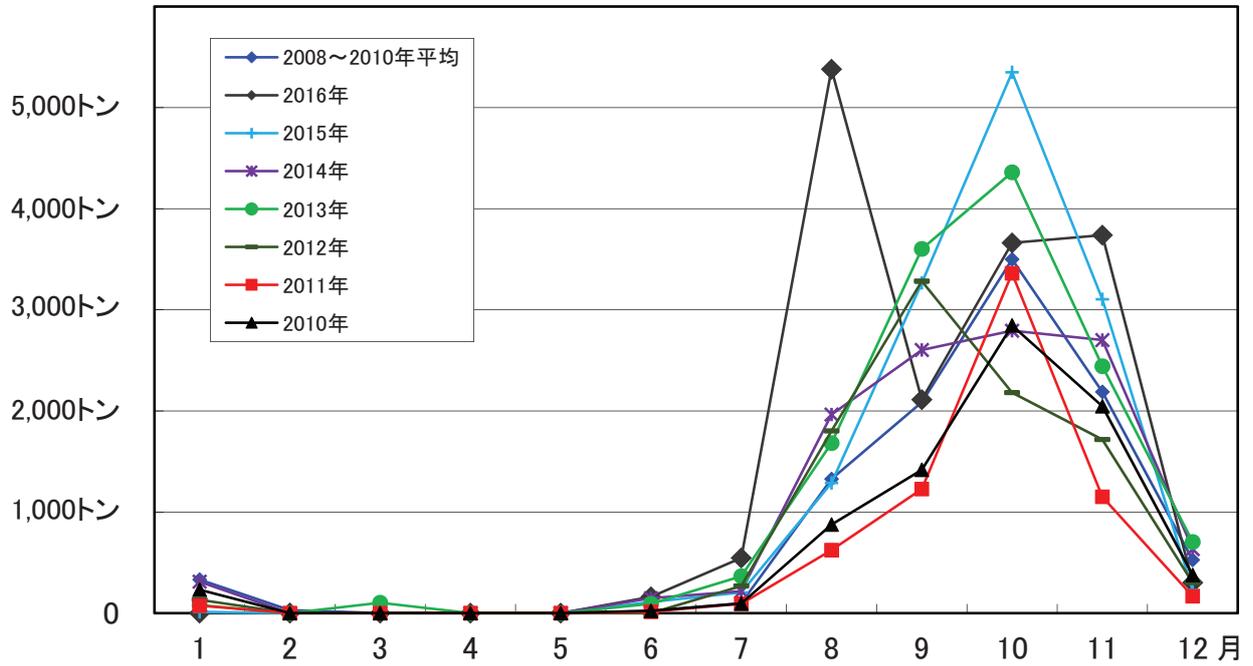
(3) ブドウ

日本産ブドウについては、台湾産、韓国産の品質向上が著しく、市場関係者においては最も他国産との品質格差が縮小しているとの見方がある。また、米国産や韓国産との出荷時期が競合する関係にあるが、一方で日本のシャインマスカットについては贈答用として評価が高く、皮ごと食べることが可能な手軽さもあって高価格でありながらも好調となっており、輸出額は増加傾向にある。

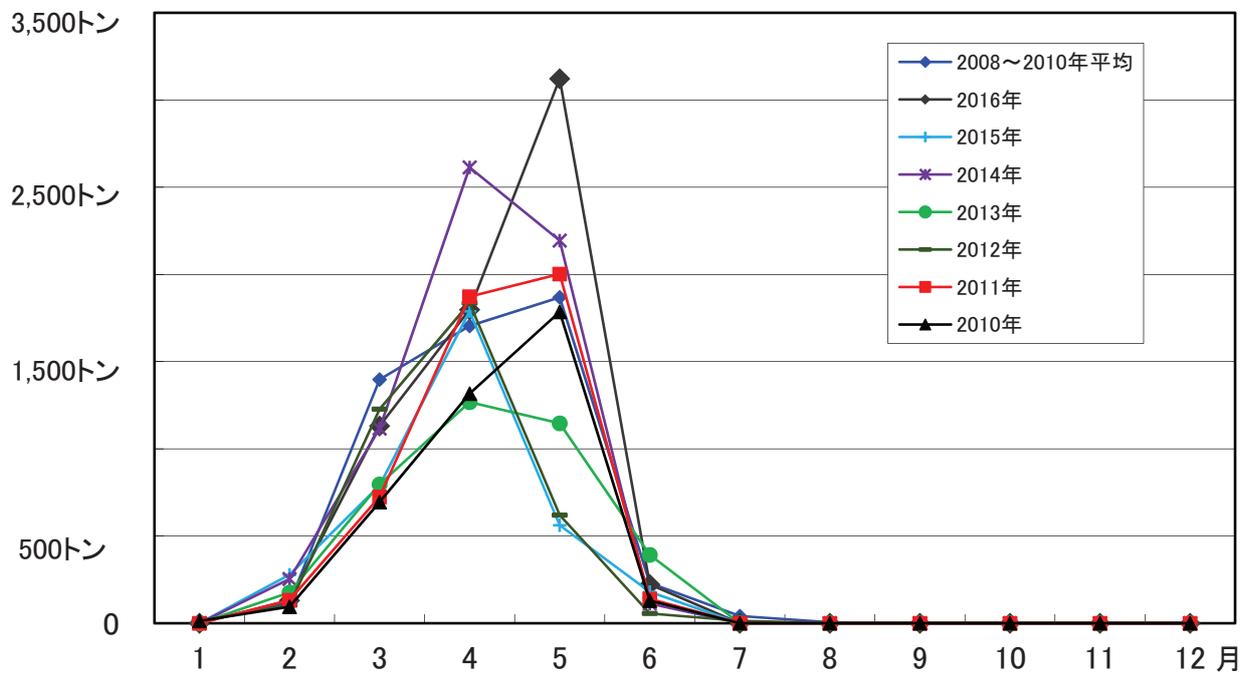
図 5 台湾の日本産、米国産、チリ産ブドウ生果実の輸入量(2016年)



台湾の米国産ブドウ生果実の輸入量



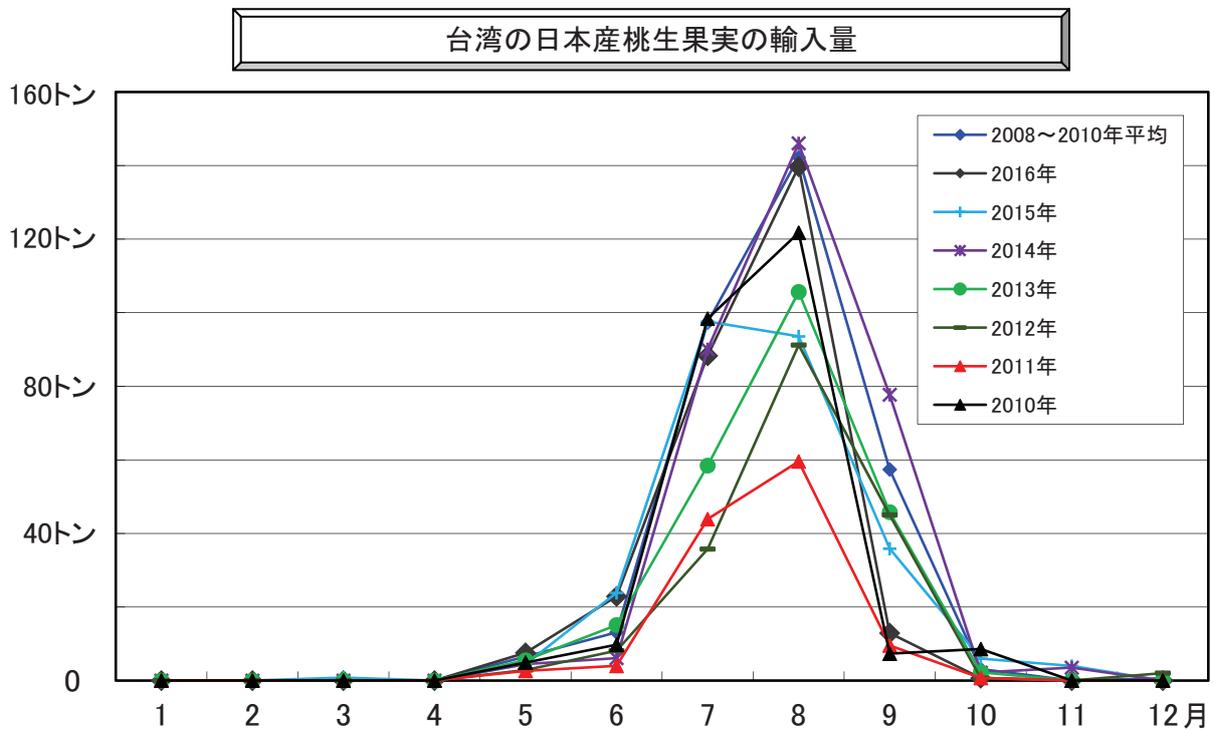
台湾のチリ産ブドウ生果実の輸入量



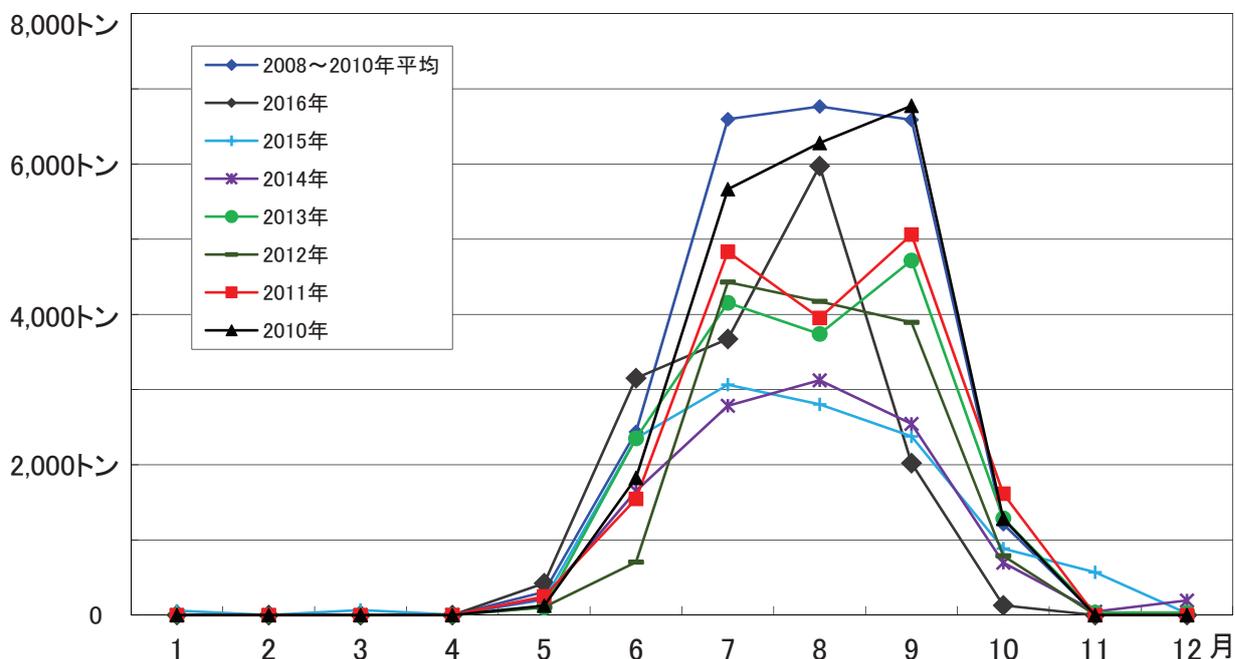
(4) モモ

2015年の日本産モモの輸入量は、好調であった2014年に比較して減少した。日本産は、中秋節の時期における贈答用として市場関係者からの期待は比較的高い一方、傷みやすいことや傷が付きやすいことなど品質を保った輸送が比較的難しいことが制限要因となっている。また、他国産も含めたモモ全体として、依然として輸入量が過去10年で半減している。一方でキウイフルーツの輸入増加する一方で、モモの輸入が大幅に減少しており、キウイフルーツ等の他の果実との競合の結果とも考えられる。消費者の嗜好の変化が影響している可能性もあり、更なる検討が必要である。

図6 台湾の日本産、米国産モモ生果実の輸入量(2016年)



台湾の米国産桃生果実の輸入量



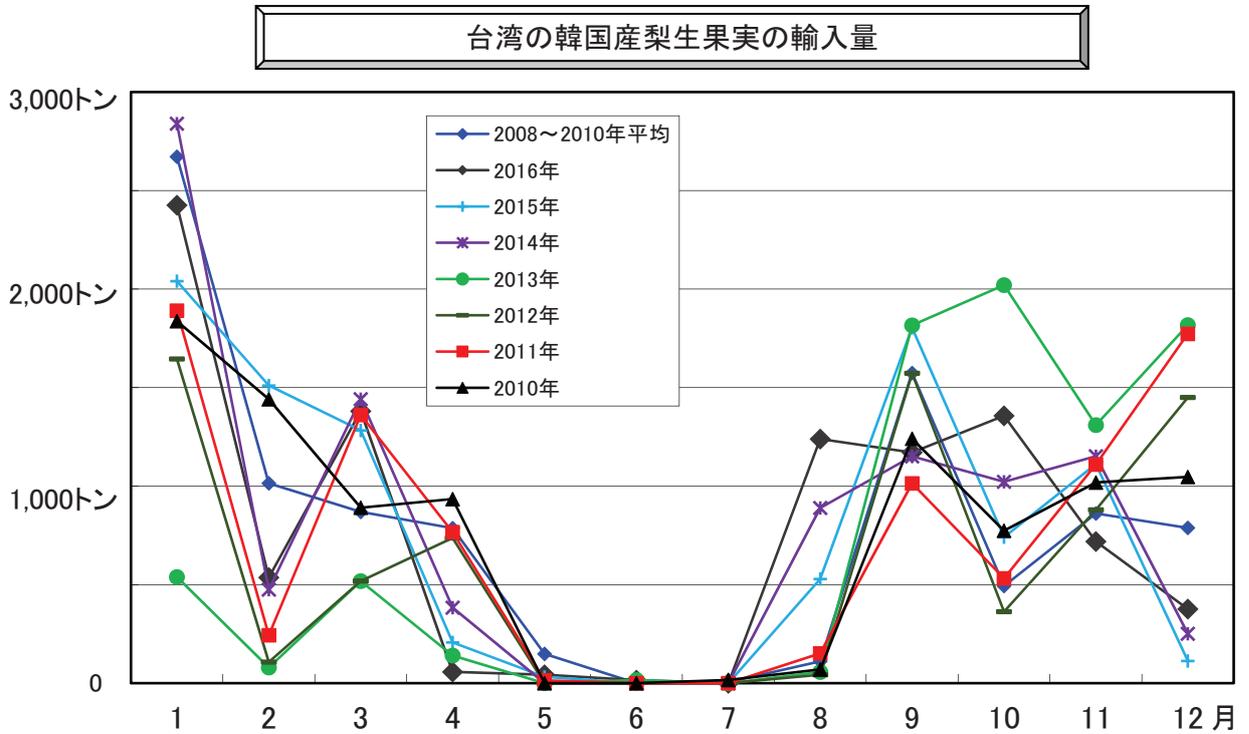
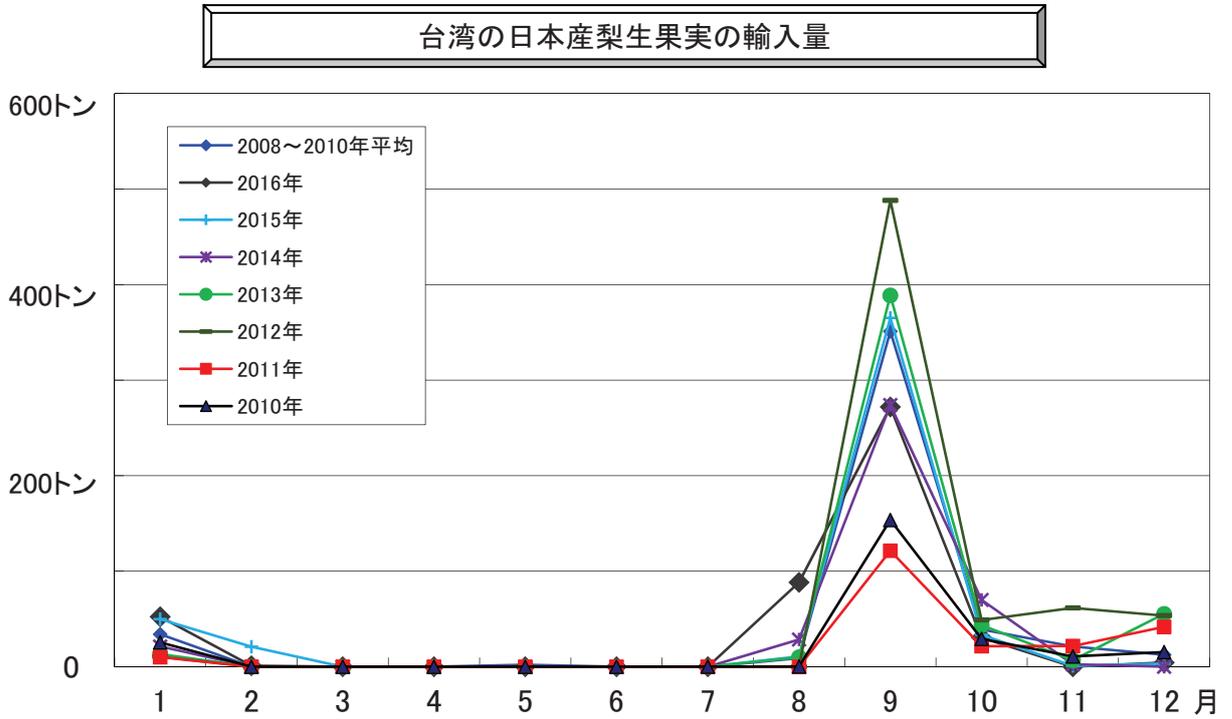
(5) ナシ

2015年の日本産ナシの輸入量は、低い水準であった2014年に比較して増大した。

鳥取県、大分県を中心として贈答用の大玉の輸出が中心であるが、特に中秋節の時期はハウス栽培品による早期出荷、春節の時期は冷蔵貯蔵による対応が行われている。このため、比較的成本がかかりやすいこと、中秋節、春節の時期は毎年異なるため、品質を確保しつつ出荷時期を適切に調整することが課題となっている。

台湾の市場全体としては、価格面で優位性の高い韓国産の流通が多く、輸入ナシの関税割当の9割程度が韓国産ナシに使用されている状況にある。また、台湾産のナシについても高山地帯を中心に大玉が積極的に生産されており、糖度の管理にも力を入れているなど、品質は日本産、韓国産と遜色ない水準となっているため、日本産の輸出量増大を図るためには新たな品種等、話題性も必要と考えられる。

図7 台湾の日本産、韓国産梨生果実の輸入量(2016年)

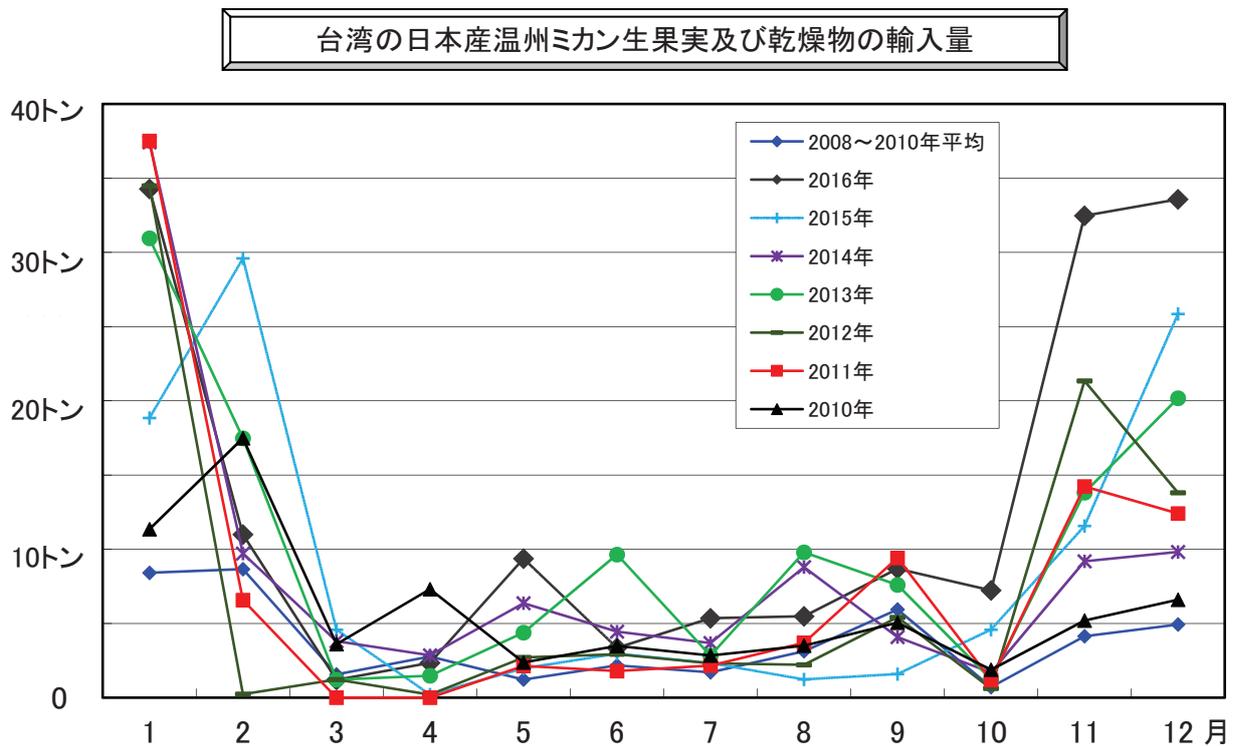


(6) オレンジ類

日本産温州みかんについては、ハウス栽培ものや高価格帯のものが輸入され、贈答用としての販売が中心であるが、低価格帯で販売されるケースも出てきており、一般スーパーにおいても販売されるようになった。

一方で、日本のみかん栽培に使用している農薬成分について、台湾側の基準値改正等があり、本年においても残留農薬違反事例が多く発生している。

図 8 台湾の日本産温州ミカン生果実及び乾燥物の輸入量(2016年)



(7) その他

日本産さくらんぼについては、保存可能期間が短いこと、輸送中に傷みやすいこと等の課題があり、また、台湾においてはアメリカンチェリーの味や食感が定着しているという状況はあるが、新たな贈答用品目としての成長が期待されている。ただし、輸出時期が春節や中秋節といった贈答時期と重ならないこと、輸出可能期間が短いこと等から、健康への効果といった話題性のある特色を打ち出すなど工夫が必要と考えられる。

○台北市内百貨店のみかんの贈答用販売



【参考：為替レート】

	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (1-11)
NT\$/円	3.42	2.78	2.71	2.70	3.06	3.49	3.81	3.34
US\$/円	110.1	87.8	79.8	79.8	98.0	105.9	121.0	108.1

出所：MIZUHO 銀行調査月報



台北市第一果菜市场及び第二果菜市场における流通状況

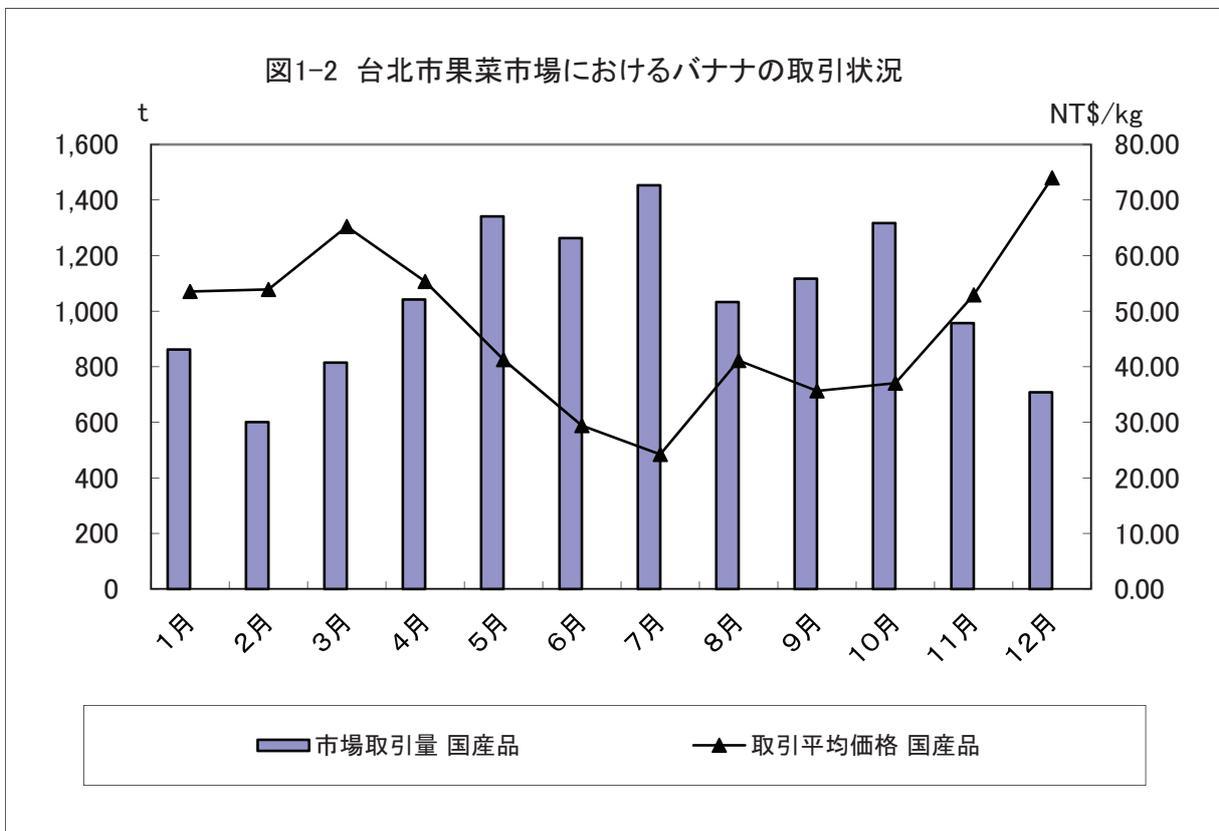
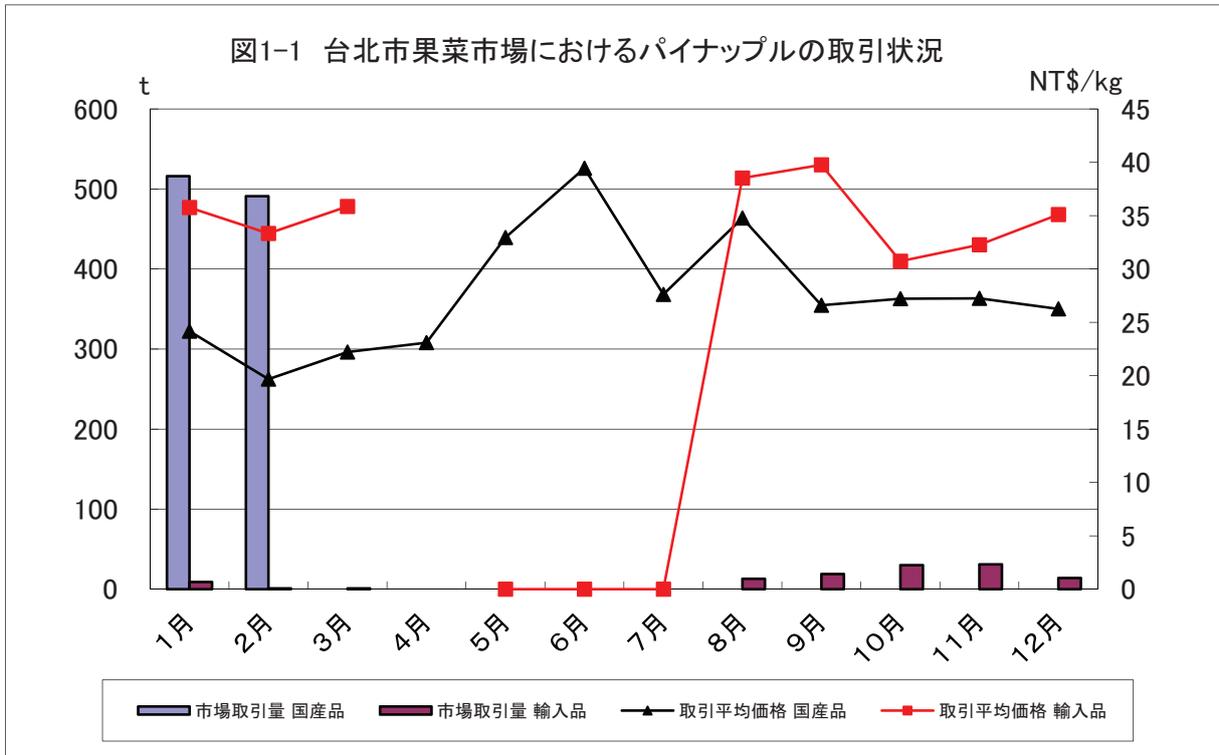


図1-3 台北市果菜市场におけるマンゴーの取引状況

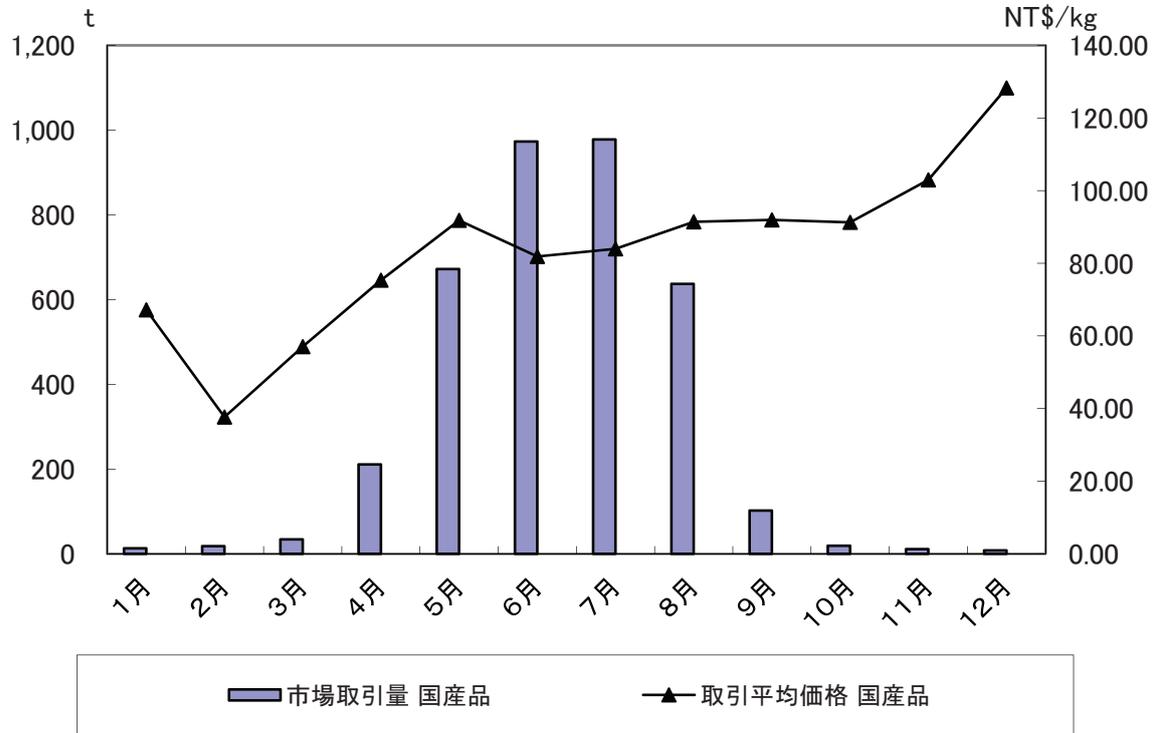


図1-4 台北市果菜市场におけるポンカンの取引状況

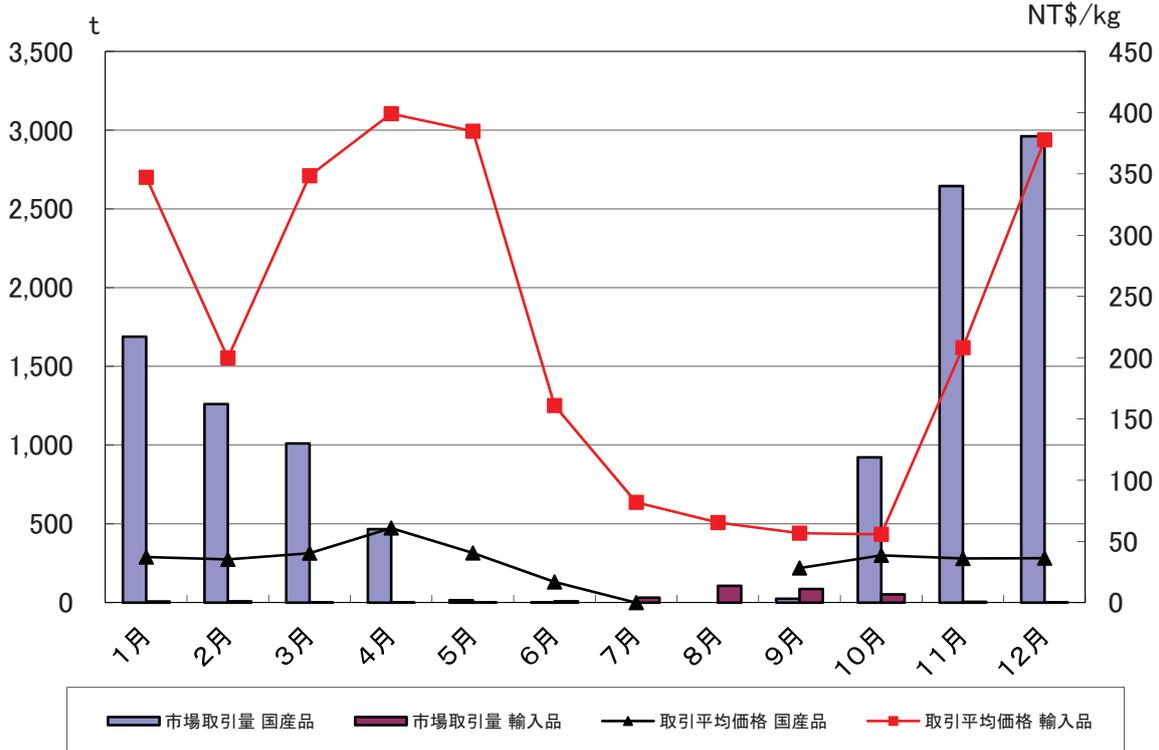


図1-5 台北市果菜市场における文旦の取引状況

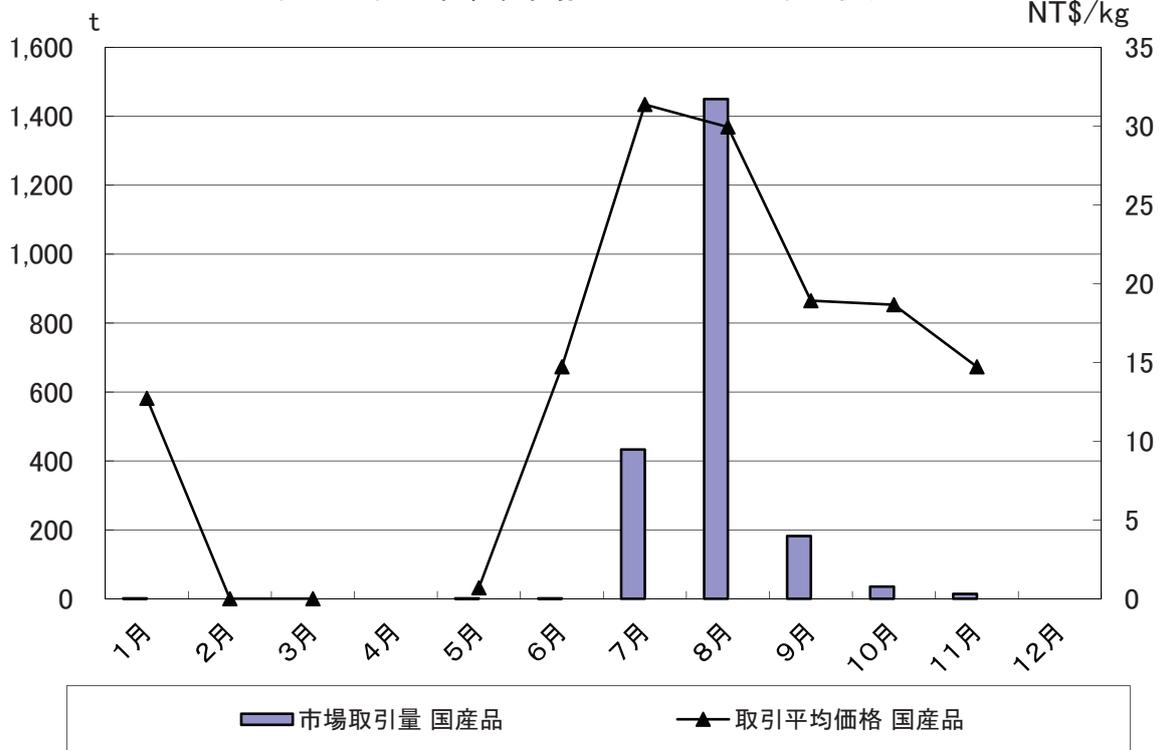


図1-6 台北市果菜市场におけるグアバの取引状況

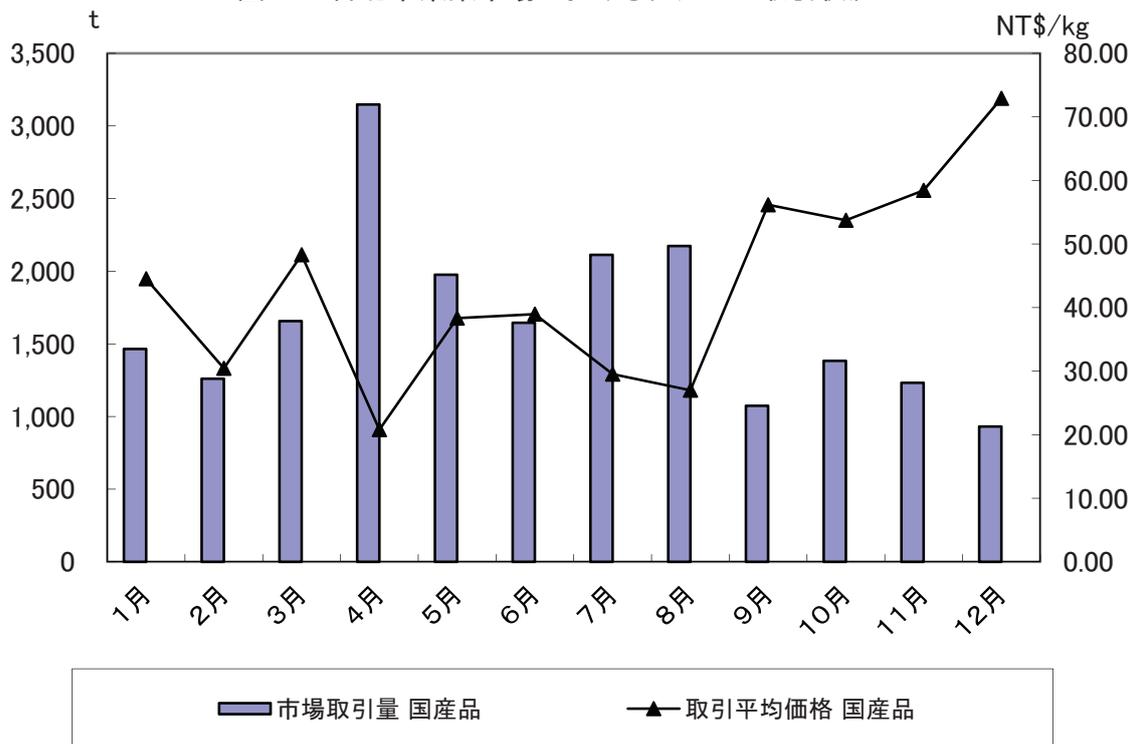


図1-7 台北市果菜市场におけるパパイアの取引状況

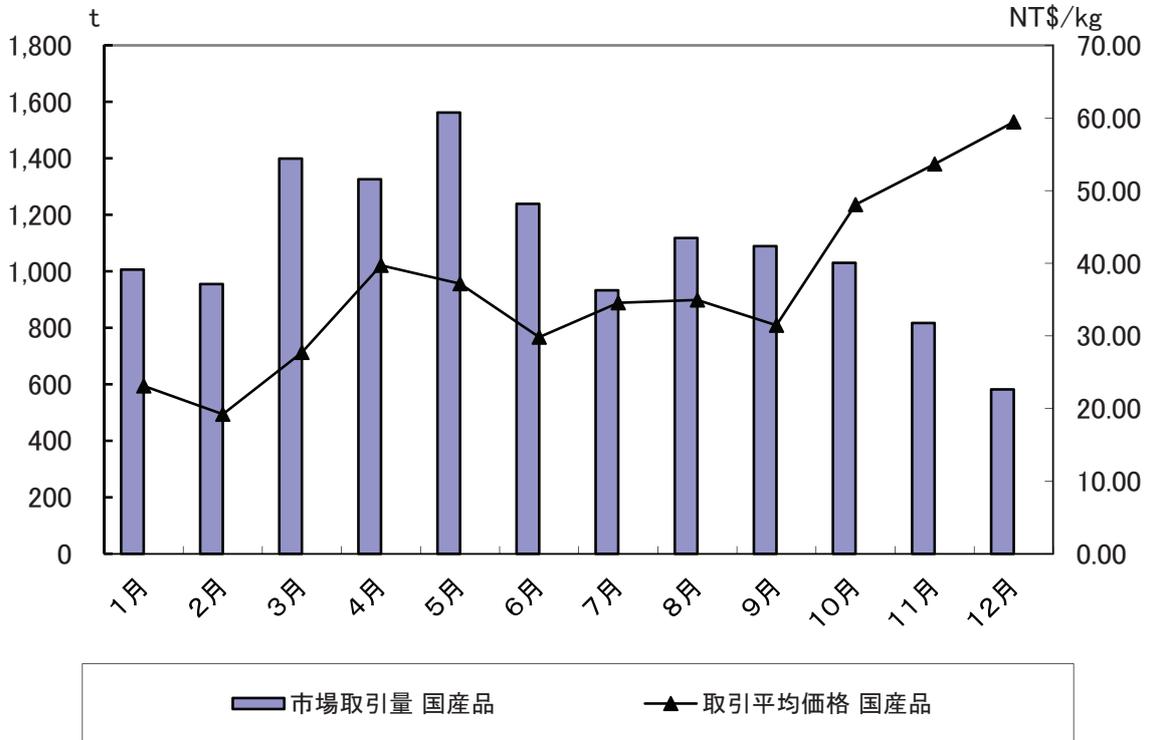


図1-8 台北市果菜市场におけるナシの取引状況

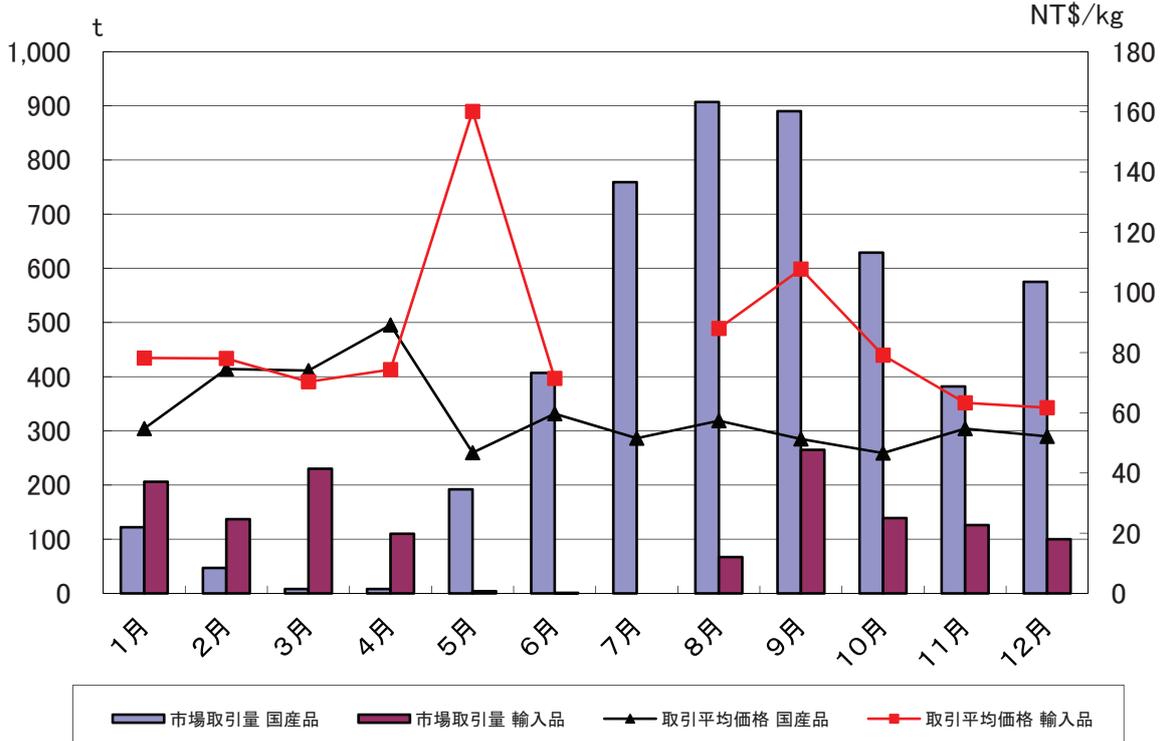


図1-9 台北市果菜市场におけるレイシの取引状況

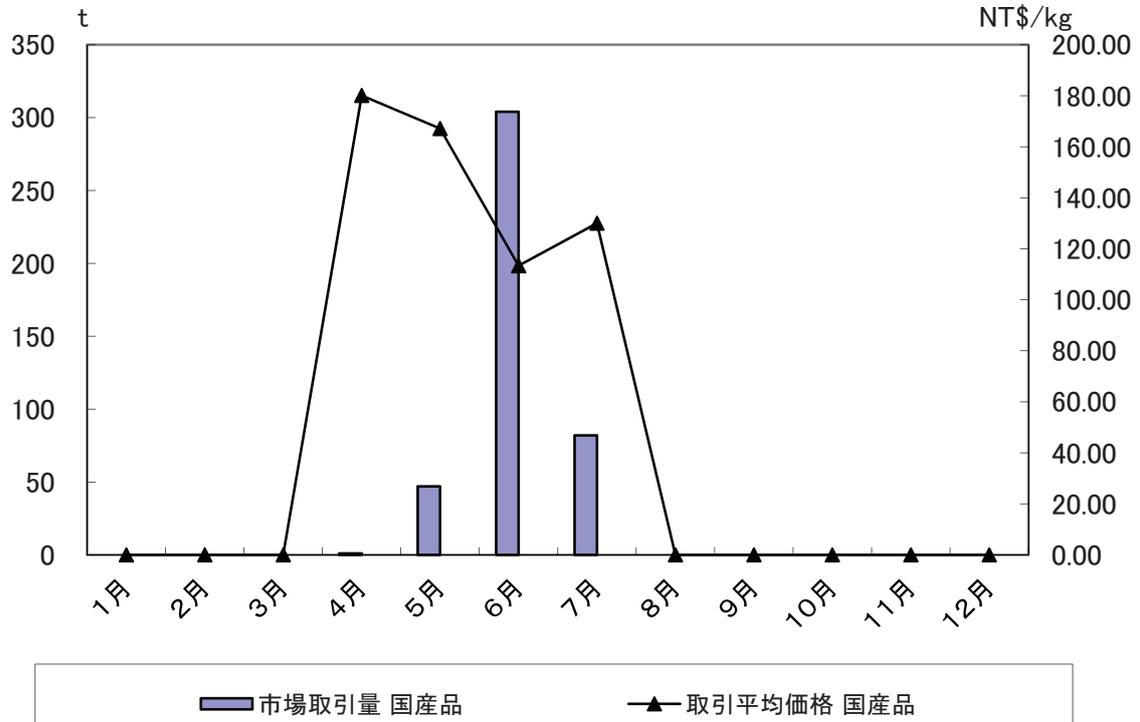


図1-10 台北市果菜市场におけるレブの取引状況

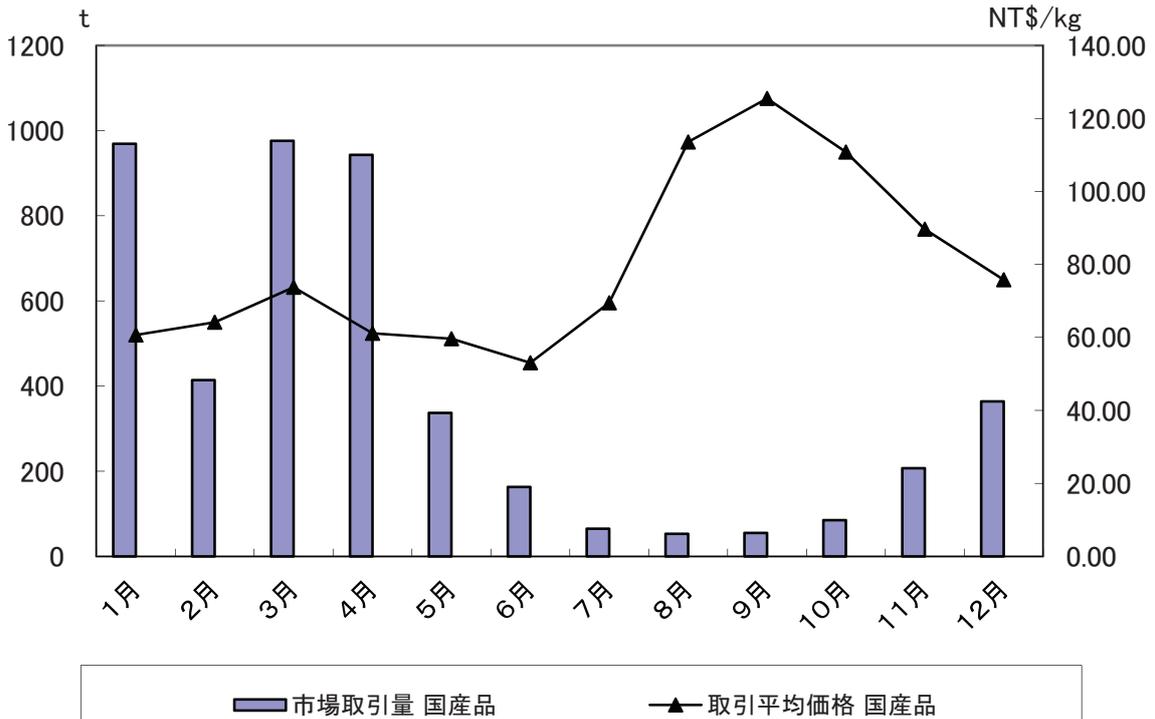


図1-11 台北市果菜市场におけるブドウの取引状況

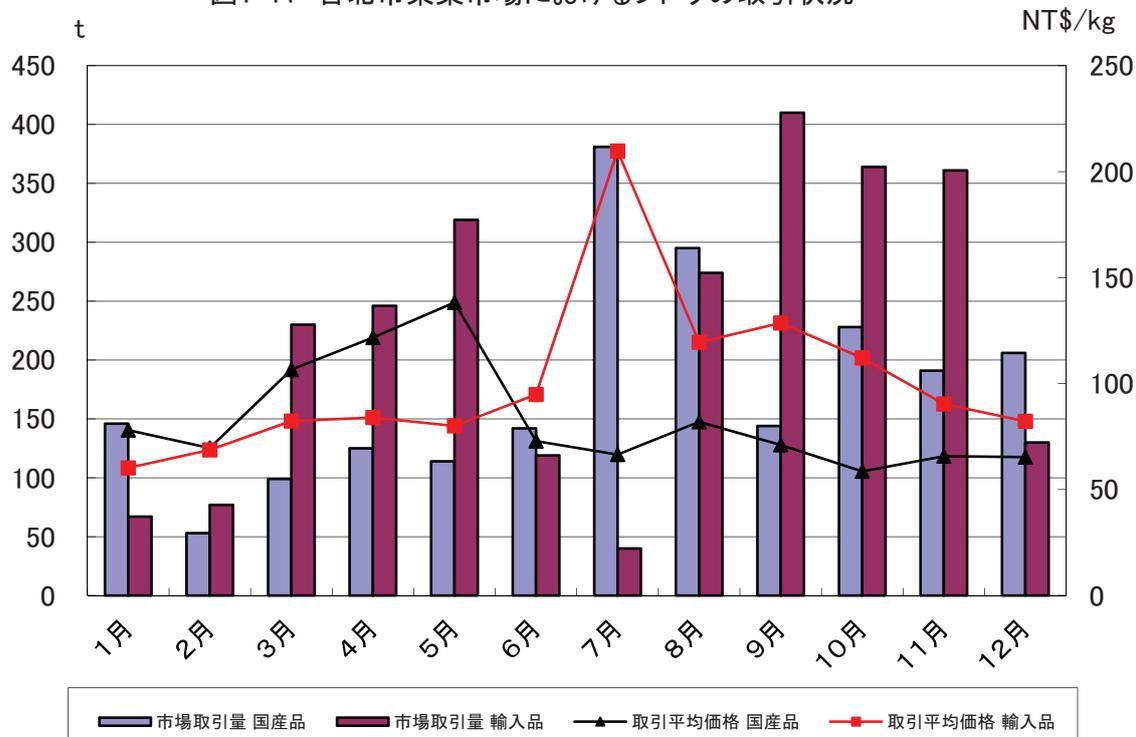


図1-12 台北市果菜市场におけるシャカトウの取引状況

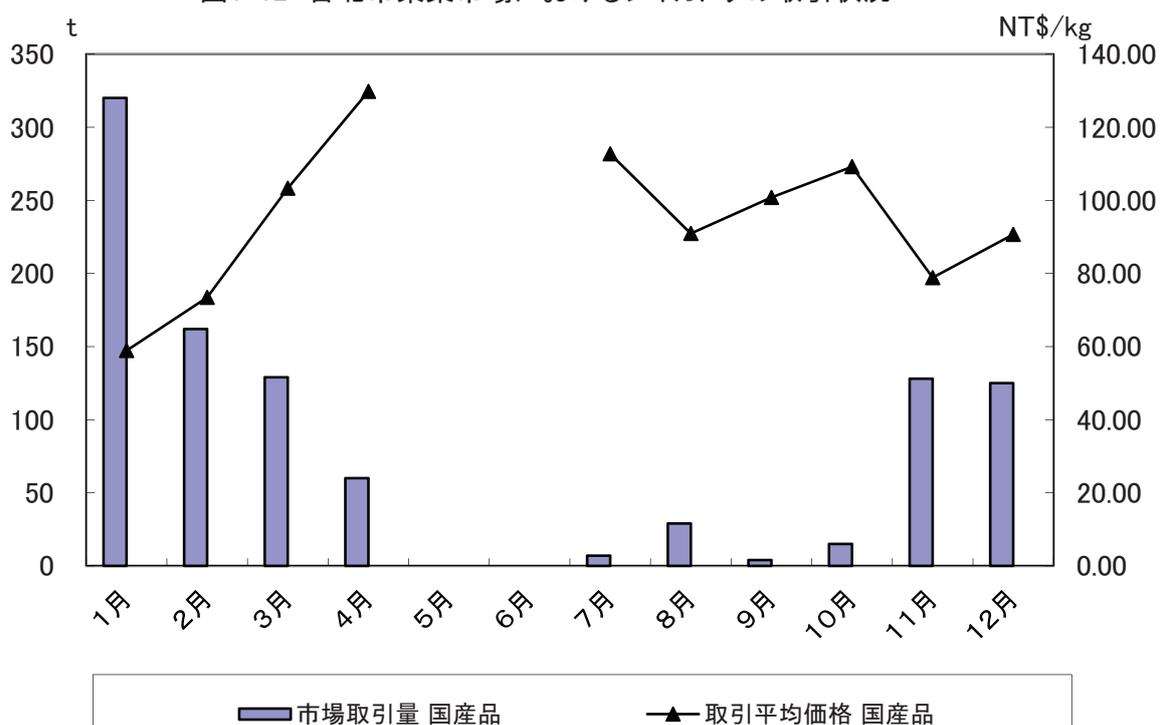


図1-13 台北市果菜市場における柿の取引状況

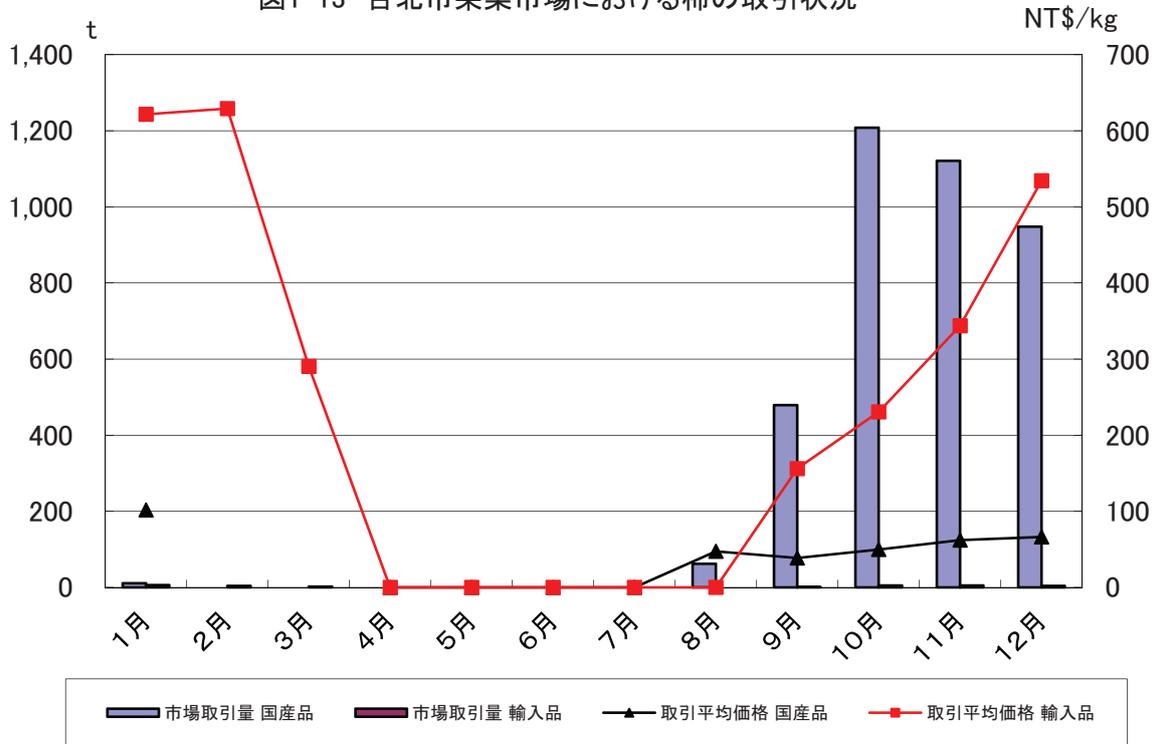


図1-14 台北市果菜市場におけるモモの取引状況

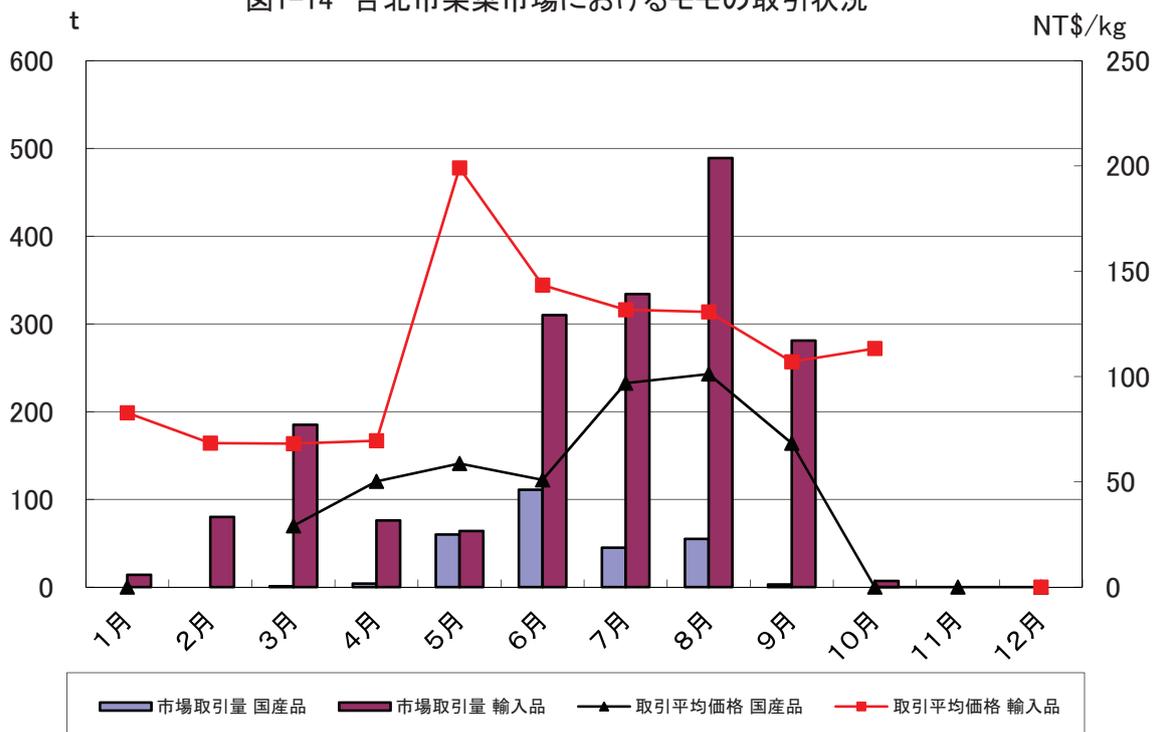


図1-15 台北市果菜市场におけるスターフルーツの取引状況

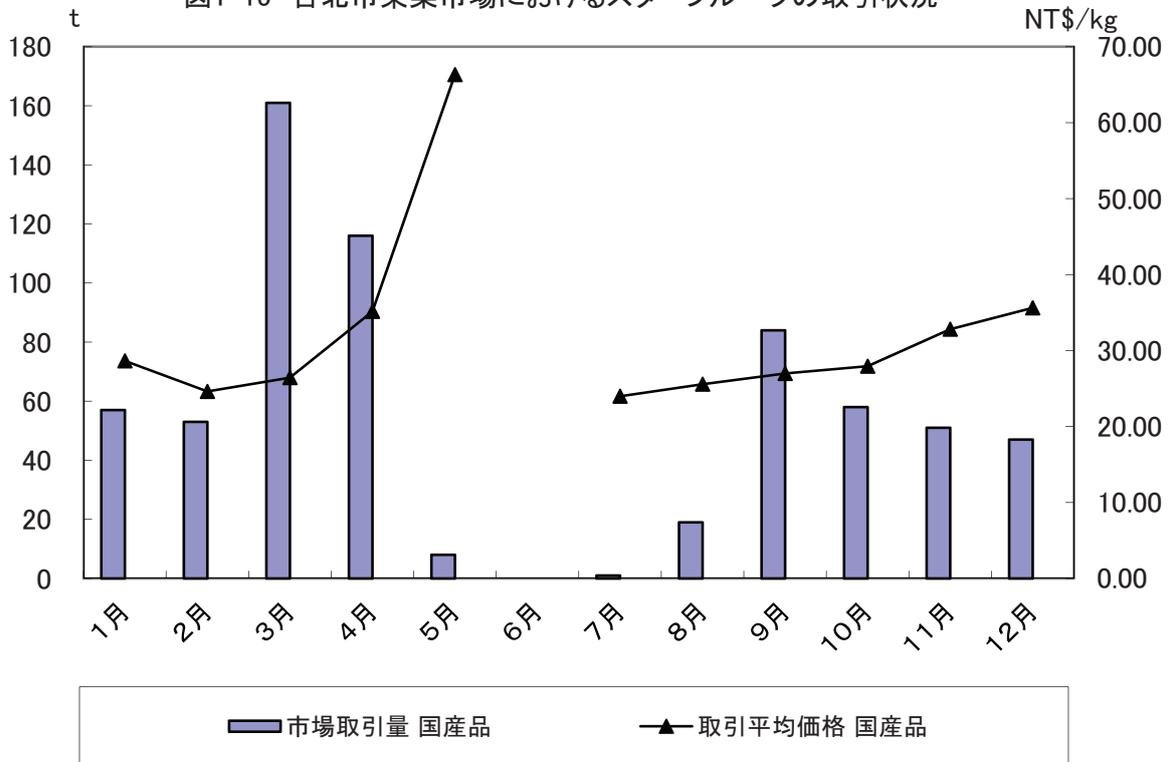


図1-16 台北市果菜市场におけるリンゴの取引状況

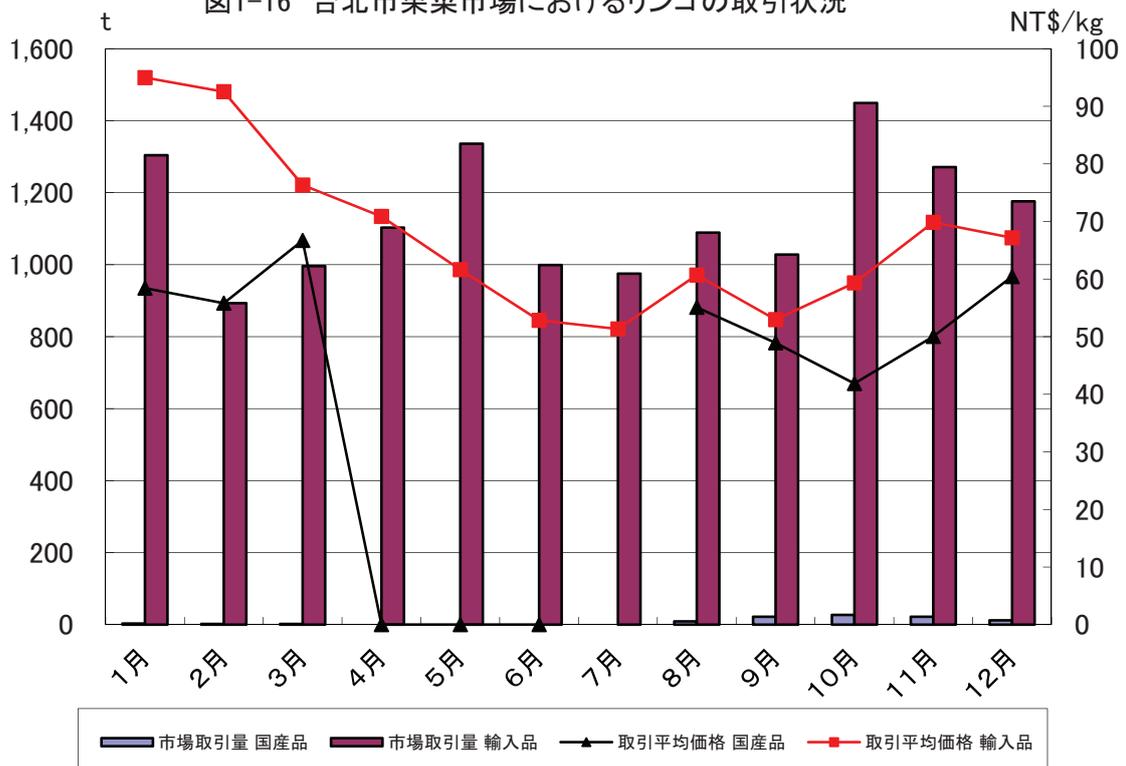


図1-17 台北市果菜市场におけるマスクメロンの取引状況

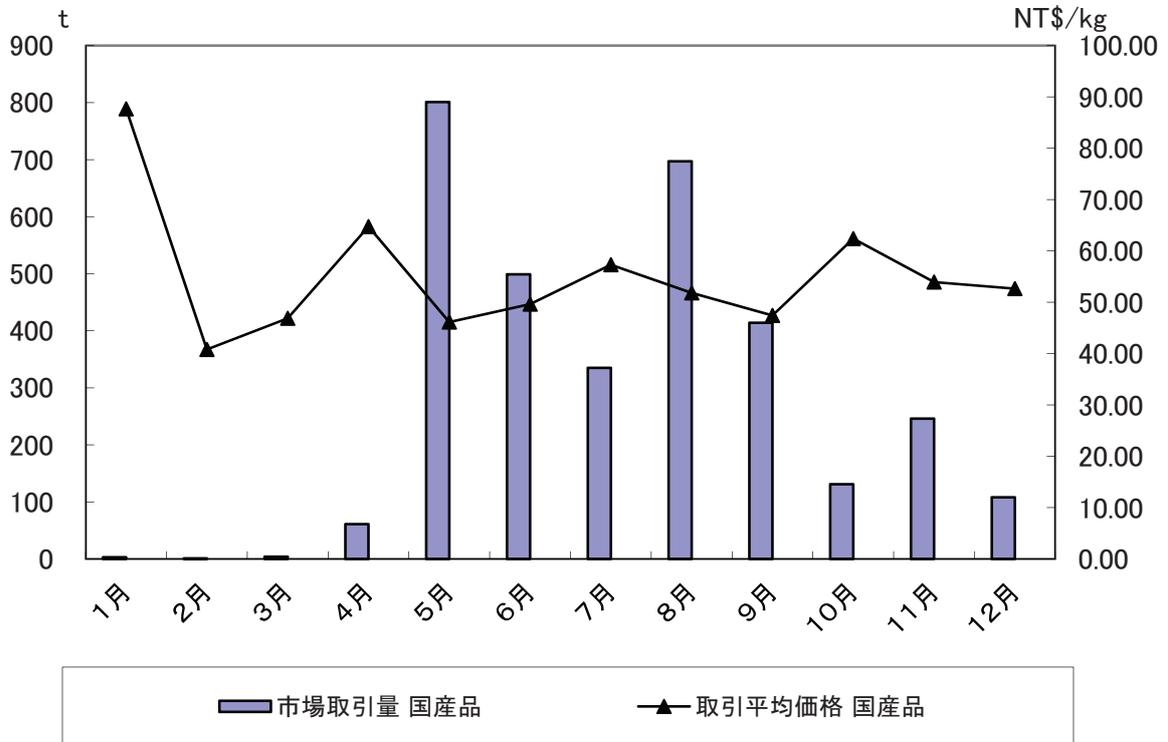


図1-18 台北市果菜市场におけるカンタールメロンの取引状況

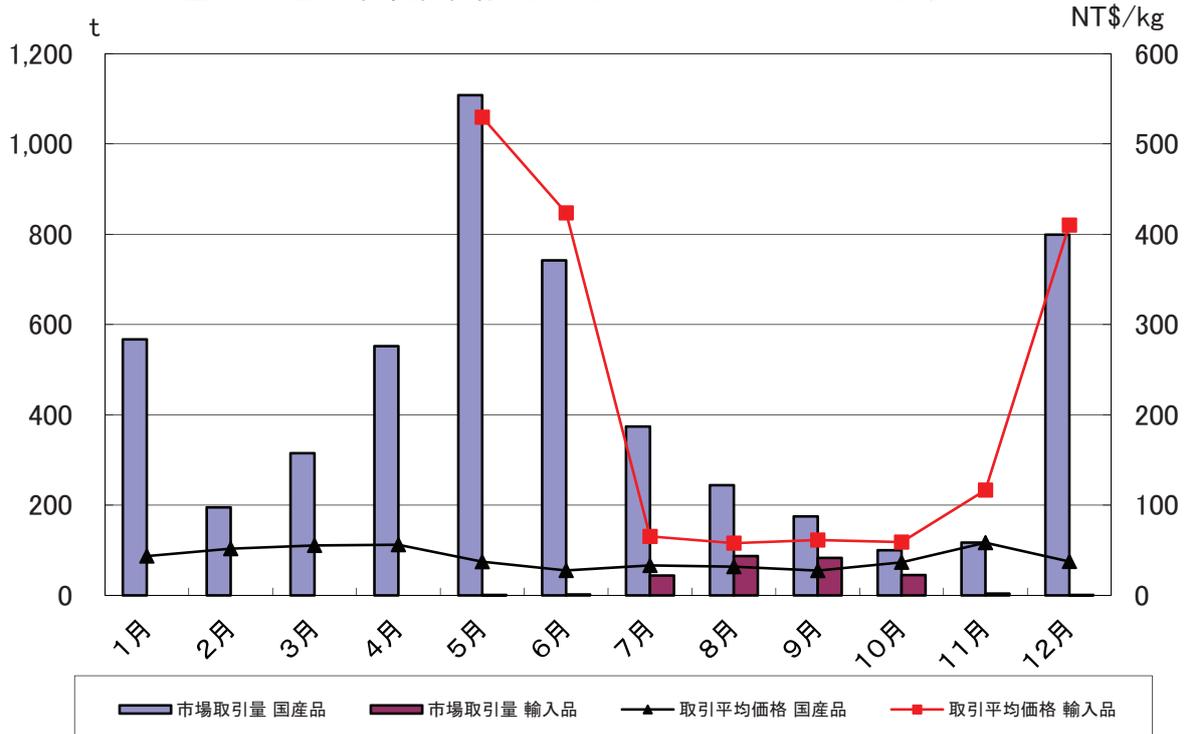
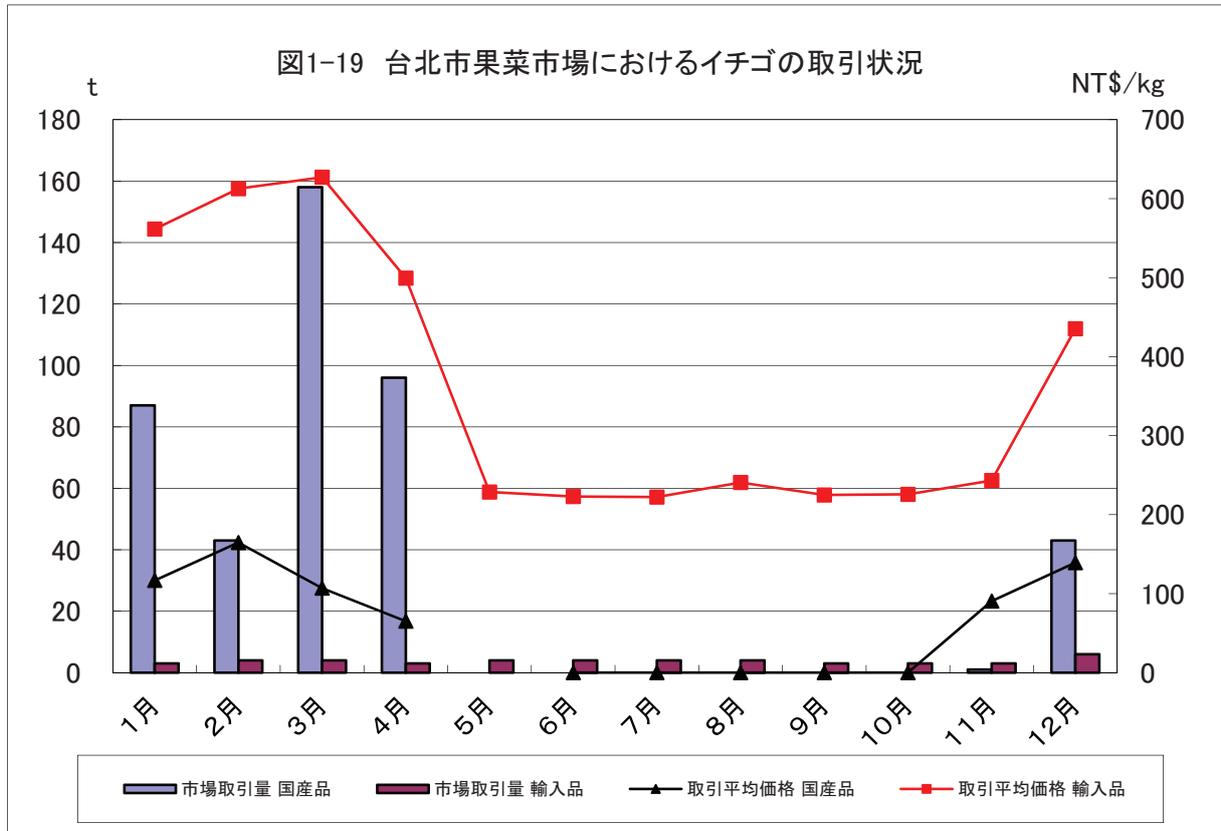


図1-19 台北市果菜市場におけるイチゴの取引状況



(參考2) 輸入農産物の管理強化計画 (衛生福利部)

進口農產品管制措施

管制日期	CCC Code	貨品名稱	產地	管制措施	管制項目	備註
97.03.26	0902.20.00.00-5 0902.10.00.00-7	綠茶(未發酵), 每包超過3公斤	越南	逐批查驗	農藥殘留	
100.10.21	0708.10.00.00-3	生鮮豌豆	越南	逐批查驗	殘留農藥	
104.08.06	0902.40.90.00.2	其他紅茶(發酵)及部分發酵茶, 每包超過3公斤	越南	申請輸入食品查驗時應檢附農藥殘留量檢測報告		
105.01.01	1211.90.91.50.3	菊花	所有國家	監視查驗		至105.12.31(進口日)止
105.01.01	1211.90.91.10.2	枸杞	中國大陸(含港澳)	監視查驗		至105.12.31(進口日)止
105.07.25	0709.99.90.90.8	生鮮冷藏蔬菜	美國(製造廠: M AND B PRODUCE, INC. 以及 AGRI-PACIFIC INTL TRADING CORP)	加強抽批查驗		至106.01.24(進口日)止
105.08.08	0809.30.00.10.5	鮮桃	美國	加強抽批查驗		至106.02.07(進口日)止
105.08.15	0712.90.10.00.8	乾百合	中國大陸	加強抽批查驗		至106.02.14(進口日)止
105.08.22	0709.60.00.00.1	辣椒及甜椒果實	中國大陸	加強抽批查驗		至106.03.18(進口日)止
105.10.11	0807.19.10.00.2	鮮蜜瓜	日本	加強抽批查驗		至106.04.10(進口日)止
105.11.18	0703.10.10.00.6	洋蔥	美國	加強抽批查驗		至106.05.17(進口日)止
105.12.05	1211.90.91.30.8	花椒	中國大陸	加強抽批查驗		至106.06.04(進口日)止
105.12.16	0704.90.10.00.8	白菜	印尼	加強抽批查驗		至106.06.15(進口日)止
105.12.23	1211.90.92.10.1	香料用新鮮植物及植物之一部份(包括種子及果實), 不論是否已切割/壓碎	泰國	加強抽批查驗		至106.06.22(進口日)止
106.01.16	0810.40.10.00.0	鮮藍莓	智利	加強抽批查驗		至106.07.15(進口日)止
106.01.16	0904.22.00.00.1	番椒屬或丁子屬之果實, 壓碎或研磨者	印度	加強抽批查驗		至106.07.15(進口日)止

(参考3) 残留農薬違反事例 (日本台湾交流協会調査)

残留農薬基準値違反事例

事案名	貨品分類號列	不合格原因(検出農薬)	産地	重量(kg)	検査受理日	公表日
1 鮮草莓(FRESH STRAWBERRY)	0810.10.00.00.8	○比加普(Pirimicarb)0.09ppm	福岡	66	2015/12/8	2016/1/5
2 鮮柿子(FRESH PERSIMMONS)	0810.70.00.00.5	○矽護芬(Silafloufen)0.03ppm	奈良	40	2015/12/15	2016/1/12
3 金橘(KUMQUAT)	0805.90.00.00-8	○達特南(Dinotefuran)0.02ppm ○矽護芬(Silafloufen)0.02ppm	鹿児島	63	2015/12/25	2016/1/19
4 鮮蜜瓜(FRESH MELON)	0807.19.10.00-2	○依普同(Iprodione)0.06ppm	高知	47	2015/12/24	2016/1/19
5 柑橘(FRESH CITRUS(YUZU))	0805.90.00.00-8	○白克列(Boscalid)0.06ppm	高知	11	2015/12/21	2016/1/19
6 蜜柑(FRESH SATSUMA MANDARIN (GAMAGORI MIKAN))	0805.20.10.10-9	○脱芬瑞(Tolfenpyrad)0.03ppm ○達特南(Dinotefuran)0.03ppm	愛知	7,800	2015/12/21	2016/1/19
7 鮮金桔(FRESH KINKAN(KUMQUAT))	0805.90.00.00-8	○達特南(Dinotefuran)0.09ppm	宮崎	54	2015/12/20	2016/1/19
8 鮮蜜瓜(FRESH MELON)	0807.19.10.00.2	○依普同(Iprodione)0.14ppm	高知	47	2016/1/5	2016/2/2
9 柑橘(FRESH CITRUS(YUZU))	0805.90.00.00.8	○白克列(Boscalid)0.05ppm	徳島	9	2016/1/12	2016/2/16
10 鮮酸橘(FRESH YELLOW CITRUS)	0805.90.00.00.8	○達特南(Dinotefuran)0.12ppm	高知	7	2016/1/28	2016/3/1
11 蜜柑(FRESH MIKAN(CITRUS NOBILIS))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafloufen)0.04ppm	福岡	2,000	2016/1/27	2016/3/1
12 柑橘(FRESH CITRUS(SUDACHI))	0805.90.00.00.8	○脱芬瑞(Tolfenpyrad)0.46ppm	高知	4	2016/1/21	2016/3/1
13 MARUJIN蜜柑(FRESH MANDARIN)	0805.20.10.10.9	○達特南(Dinotefuran)0.08ppm	愛媛	410	2016/1/20	2016/3/1
14 奇異果(KIWIFRUIT)	0810.50.00.00.9	○達特南(Dinotefuran)0.05ppm	愛媛	4	2016/2/16	2016/3/15
15 JA草莓(STRAWBERRY (AMAOU) FRAGARIA X ANANASSA DUCHESNE EX ROZIER)	0810.10.00.00.8	○囊芬麟(Cyflumetofen)3.1ppm ○百克敏(Pyraclostrobin)0.6ppm	福岡	2	2016/2/24	2016/3/29
16 鮮黃金柑(FRESH CITRUS)	0805.20.90.19.3	○達特南(Dinotefuran)0.19ppm	高知	45	2016/3/7	2016/4/6
17 奇異果(KIWIFRUIT)	0810.50.00.00.9	○扶吉胺(Fluazinam)0.20ppm	愛媛	48	2016/4/5	2016/5/5

事案名	貨品分類號列	不合格原因(檢出農薬)	産地	重量 (kg)	検査受理日	公表日
18 鮮蜜瓜(FRESH MELON)	0807.19.10.00.2	○依普同(Iprodione)0.36ppm	高知	8	2016/4/23	2016/5/24
19 鮮蜜柑(FRESH SATSUMA ORANGE (MIKAN))	0805.20.10.10.9	○達特南(Dimotefuran)0.23ppm ○滅大松(Methidathion)1.5ppm	和歌山	175	2016/5/10	2016/6/7
20 鮮草莓(FRESH STRAWBERRY)	0810.10.00.00.8	○膾芬瑞(Tolfenpyrad)0.02ppm ○腸派滅(Spirotetramat)0.02ppm	徳島	45	2016/5/17	2016/6/21
21 鮮蜜瓜(FRESH MELON)	0807.19.10.00.2	○依普同(Iprodione)0.04ppm	熊本	30	2016/6/10	2016/7/5
22 鮮蜜瓜(FRESH MELON)	0807.19.10.00.2	○依普同(Iprodione)0.04ppm	熊本	84	2016/6/7	2016/7/5
23 水蜜桃(FRESH PEACH)	0809.30.00.10.5	○賽扶寧(Cyfluthrin)0.04ppm	山形	30	2016/8/31	2016/9/29
24 水蜜桃(FRESH PEACH)	0809.30.00.10.5	○賽扶寧(Cyfluthrin)0.04ppm	山梨	477	2016/9/7	2016/10/4
25 蜜柑(FRESH MANDARIN)	0805.20.10.10.9	○達特南(Dimotefuran)0.09ppm	佐賀	403	2016/9/7	2016/10/4
26 哈蜜瓜(MELON)	0807.19.10.00.2	○依普同(Iprodione)0.06ppm	静岡	27	2016/9/10	2016/10/4
27 冷凍生刻柚子(FROZEN KIZAMI NAMA YUZU)	0814.00.00.90.7	○達特南(Dimotefuran)0.02ppm ○克收欣(Kresoxim methyl)0.06ppm	東京	120	2016/9/12	2016/10/12
28 鮮哈密瓜(FRESH MELON)	0807.19.90.00.5	○賽達松(Phenthoate)0.06ppm	北海道	58	2016/10/3	2016/11/1
29 鮮哈密瓜(FRESH MELON)	0807.19.90.00.5	○依普同(Iprodione)0.09ppm	島根	32	2016/10/12	2016/11/8
30 鮮奇異果(FRESH KIWIFRUIT)	0810.50.00.00.9	○達特南(Dimotefuran)0.04ppm ○扶吉版(Fluazinam)0.02ppm ○福化利(Tau-fluvalinate)0.02ppm ○克收欣(kresoxim methyl)0.41ppm	福岡	8	2016/10/18	2016/11/15
31 鮮哈密瓜(FRESH MELON)	0807.19.90.00.5	○依普同(Iprodione)0.18ppm	高知	16	2016/10/22	2016/11/15
32 T柑(SATSUMA MANDARIN)	0805.20.10.10.9	○達特南(Dimotefuran)0.07ppm ○矽護芬(Silaflofen)0.03ppm	福岡	10	2016/10/14	2016/11/15

事案名	貨品分類號列	不合格原因(檢出農藥)	產地	重量(kg)	檢查受理日	公表日
33 鮮奇異果(FRESH KIWIFRUIT)	0810.50.00.00.9	○達特南(Dinotefuran)0.05ppm ○克收欣(kresoxim methy)0.09ppm	福岡	140	2016/10/25	2016/11/22
34 溫洲蜜柑(FRESH SATSMA MANDARIN)	0805.20.10.10.9	○囊達松(Phenthoate)0.3ppm ○矽護芬(Silafluofen)0.02ppm	熊本	800	2016/11/3	2016/11/29
35 冷凍柚子皮(JAPAN FROZEN FRESH SLICE YUZU PEEL)	0814.00.00.90.7	○克收欣(kresoxim methy)0.06ppm	東京	120	2016/10/27	2016/12/7
36 蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.11ppm	長崎	880	2016/11/15	2016/12/14
37 蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.21ppm	熊本	170	2016/11/15	2016/12/14
38 蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.08ppm	佐賀	420	2016/11/15	2016/12/14
39 蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.08ppm	愛媛	1,810	2016/11/15	2016/12/14
40 蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.15ppm	福岡	4,940	2016/11/15	2016/12/14
41 溫洲蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.24ppm	愛媛	4,000	2016/11/8	2016/12/14
42 溫洲蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN0))	0805.20.10.10.9	○矽護芬(Silafluofen)0.13ppm	福岡	1,150	2016/11/8	2016/12/14
43 鮮草莓(FRESH STRAWBERRY)	0810.10.00.00.8	○比加普(Primicarb)0.82ppm	熊本	76	2016/11/28	2016/12/28
44 蜜柑(MANDARIN ORANGE)	0805.20.90.19.3	○達特南(Dinotefuran)0.05ppm	愛媛	4,080	2016/11/28	2016/12/28
45 蜜柑(SATSUMA MANDARIN (MIKAN M))	0805.20.10.10.9	○達特南(Dinotefuran)0.03ppm	福岡	5,600	2016/11/28	2016/12/28
46 柚子絲(HS YUZU PEEL)	0814.00.00.90.7	○克收欣(kresoxim methy)0.07ppm	東京	15	2016/11/25	2016/12/28
47 金橘(KUMQUAT)	0805.90.00.00.8	○達特南(Dinotefuran)0.44ppm	鹿児島	144	2016/12/20	2017/1/17
48 蜜柑(SATSUMA MANDARIN)	0805.20.10.10.9	○達特南(Dinotefuran)0.08ppm	愛媛	30	2016/12/22	2017/1/24

※検査方法根拠

103.07.03部授食字第1031900615號 公告食品中殘留農藥檢驗方法-多重殘留分析法(五):
○衛生福利部食品藥物管理署
○衛生福利部食品藥物管理署 102.09.06部授食字第1021950329號 公告食品中殘留農藥檢驗方法-殺菌劑二硫代胺基甲酸鹽劑之檢驗(二)

(参考4) 主要都市における販売価格 (日本台湾交流協会調査)

台湾における果実販売価格

日付	都市	店舗	産地(国)	産地(県)	品名	品種	個数	価格(台湾元)	単価
2016/10/7	台中市	公設市場	日本	青森県	リンゴ	トキ(箱入り)	6 個	750	125
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	72~80 個	2000	25~27.8
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	トキ	40 個	1800	45
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	トキ	36 個	2000	56
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ	100 個	1600	16
"	"	"	韓国		ナシ		5~6 個	750	125~150
"	"	"	日本	岡山県	ブドウ	ピオーネ	1 房	1,800	1,800
"	"	"	台湾		パパイヤ		13 個	500	39
"	"	"	台湾		グレープフルーツ		56 個	1080	19
2016/10/7	台中市	高級スーパー	チリ		リンゴ	フジ	8 個	1100	138
"	"	"	チリ		リンゴ		1 個	199	199
"	"	"	日本	長野県	ナシ	南水	1 個	269	269
"	"	"	台湾	梨山	ナシ	新世紀	2 個	269	135
"	"	"	台湾	吉利	ナシ		1 個	209	209
"	"	"	韓国		ナシ	新高	1 個	199	199
"	"	"	韓国		ナシ	新高(箱入り)	6 個	1345	224
"	"	"	日本	長野県	ブドウ	シャインマスカット	1 房	899	899
"	"	"	日本	長野県	ブドウ	シャインマスカット(箱入り)	2 房	1,948	974
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン	温州ミカン(箱入り)	15 個	1180	79
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン	温州ミカン(箱入り)	13 個	1620	125
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン	温州ミカン(箱入り)	8 個	299	37
2016/10/7	高雄市	高級スーパー	日本	青森県	リンゴ	トキ	1 個	69~159	69~159
"	"	"	台湾		リンゴ		5 個	209	42
"	"	"	チリ		リンゴ		1 個	49~99	49~99
"	"	"	NZ		リンゴ		1 個	32~49	32~49
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	2 個	69	35
"	"	"	米国		リンゴ		1 個	35	35
"	"	"	日本		ナシ	南水	1 個	229	229
"	"	"	日本	鳥取県	ナシ	二十世紀	1 個	259	259
"	"	"	台湾		ナシ	新世紀	5 個	289	58
"	"	"	台湾		ナシ	新世紀	2 個	209	105
"	"	"	台湾		ナシ	高接	1 個	129	129
"	"	"	韓国		ナシ	新高	3 個	199	66
"	"	"	台湾		パパイヤ		1 個	139	139
"	"	"	台湾		グアバ		1 個	69	69
"	"	"	台湾		パイナップル		1 個	129	129
"	"	"	南アフリカ		グレープフルーツ		1 個	39	39
2016/10/7	高雄市	高級スーパー	日本	青森県	リンゴ	トキ	1 個	95~190	95~190
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ	1 個	72	72
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨	1 個	360	360
"	"	"	台湾	台中市	ナシ		2 個	251	126
"	"	"	韓国		ナシ		1 個	130	130
"	"	"	韓国		ナシ	新高	1 個	130	130
"	"	"	韓国		ナシ		6 個	770~1000	128.3~166.7
"	"	"	日本	岡山県	ブドウ	ピオーネ	1 房	1200	1,200
"	"	"	日本	岡山県	ブドウ	ピオーネ(箱入り)	2 房	3045	1,523
"	"	"	台湾		グレープフルーツ		6 個	99	17
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン	温州ミカン	24 個	2588	108
2016/10/21	台東県	公設市場	チリ		リンゴ		113 個	1000	9
"	"	"	NZ		リンゴ		150 個	1200	8
2016/10/21	台東県	量販店	日本	青森県弘前市	リンゴ	フジ	1 個	85	85
"	"	"	日本		リンゴ	トキ	1 個	39~85	39~85
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ	1 個	12~49	12~49
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ(箱入り)	12 個	599	50
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ(箱入り)	9 個	660	73
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ(箱入り)	12 個	999	83
"	"	"	NZ		リンゴ	フジ	1 個	15~39	15~39
"	"	"	NZ		リンゴ	フジ	4 個	169	42
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	1 個	15	15
"	"	"	韓国		リンゴ		1 個	25	25
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		4 個	189	47
"	"	"	台湾		ナシ		1 個	39	39
"	"	"	台湾		ナシ	新世紀	6 個	179	30
"	"	"	台湾		ナシ	新世紀	1 個	85	85
"	"	"	南アフリカ		グレープフルーツ		1 個	24	24
"	"	"	台湾		カキ	富有柿	1 個	29	29
2016/10/21	花蓮県	一般スーパー	NZ		リンゴ	フジ	3 個	48	16
"	"	"	米国		リンゴ		2 個	58	29
"	"	"	米国		リンゴ	青リンゴ	2 個	48	24
"	"	"	南アフリカ		グレープフルーツ		2 個	61	31
"	"	"	台湾		グレープフルーツ		2 個	22	11
"	"	"	台湾		カキ		2 個	64	32
"	"	"	台湾		ボンカン		4 個	63	16
2016/10/22	花蓮県	公設市場	日本	青森県	リンゴ		1 個	100	100
"	"	"	NZ		リンゴ		7 個	100	14
"	"	"	米国		リンゴ		5 個	100	20
"	"	"	韓国		ナシ		1 個	120	120
"	"	"	台湾		ナシ		1 個	120	120
"	"	"	台湾		カキ		2 個	100	50
"	"	"	台湾		カキ		4 個	100	25

日付	都市	店舗	産地(国)	産地(県)	品名	品種	個数	価格(台湾元)	単価
2016/10/22	宜蘭県	一般スーパー	日本	青森県	リンゴ	フジ	2 個	99	50
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	トキ	3 個	109	36
"	"	"	米国		リンゴ	青リンゴ	6 個	99	17
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ	10 個	79	8
"	"	"	NZ		リンゴ	フジ	3 個	99	33
"	"	"	米国		リンゴ	フジ(箱入り)	8 個	899	112
"	"	"	台湾		ナシ	新世紀(箱入り)	6 個	699	117
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	Zespri	10 個	99	10
2016/10/22	宜蘭県	量販店	日本	青森県	リンゴ	トキ	1 個	39	39
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	トキ	2 個	178	89
"	"	"	日本	青森県弘前市	リンゴ	フジ	2 個	178	89
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	1 個	15~25	15~25
"	"	"	NZ		リンゴ	フジ(有機栽培)	4 個	179	45
"	"	"	韓国		ナシ		1 個	78	78
"	"	"	台湾		ナシ	新世紀	5 個	179	36
"	"	"	台湾		ナシ	高接ナシ	1 個	120	120
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		4 個	189	47
"	"	"	NZ		西洋ナシ		1 個	15~25	15~25
"	"	"	南アフリカ		グレープフルーツ		1 個	25	25
"	"	"	台湾		カキ	富有柿	1 個	29	29
2016/12/2	台中市	一般スーパー	日本	青森県	リンゴ	フジ	1 個	85	85
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	フジ	5 個	299	60
"	"	"	米国		リンゴ	小富士	1 個	23	23
"	"	"	米国		リンゴ	小富士	4 個	89	22
"	"	"	チリ		リンゴ	フジ	2 個	109	55
"	"	"	NZ		リンゴ	フジ	4 個	149	37
"	"	"	韓国		ナシ	新高	1 個	79	79
"	"	"	台湾		ナシ		1 個	79	79
"	"	"	台湾	梨山	カキ		2 個	89	45
"	"	"	台湾		ドラゴンフルーツ(赤肉種)		1 個	79	79
"	"	"	台湾		グアバ		4 個	99	25
"	"	"	台湾		釈迦頭		1 個	99	99
"	"	"	台湾		グレープフルーツ		3 個	59	20
2016/12/3	台北市	一般スーパー	日本	青森県	リンゴ	フジ	1 個	49	49
"	"	"	日本		リンゴ	王林	1 個	49	49
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	1 個	25	25
"	"	"	米国		ブドウ	レッドシードレスグレープ	1 房	189	189
"	"	"	米国		西洋ナシ		1 個	31	31
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン		6 個	145	24
2017/1/8	台北市	一般スーパー	日本	青森県	リンゴ	青リンゴ	1 個	79	79
"	"	"	NZ		リンゴ	青リンゴ	1 個	29	29
"	"	"	韓国		ナシ	新高	1 個	119	119
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		1 個	85	85
2017/1/9	台北市	一般スーパー	日本		リンゴ	フジ	1 個	49	49
"	"	"	日本		リンゴ	王林	1 個	49	49
"	"	"	日本		リンゴ	王林	2 個	79	40
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	2 個	49	25
"	"	"	台湾		ナシ		5 個	159	32
"	"	"	韓国		ナシ		2 個	169	85
"	"	"	米国		西洋ナシ		1 個	31	31
2017/1/20	台北市	高級百貨店	日本	大分県	ナシ	日田梨(箱入り)	7 個	2450	350
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		1 個	120	120
"	"	"	日本	福岡県	イチゴ	あまおう	1 房	625	625
"	"	"	日本	宮崎県	ブドウ		2 房	1980	990
"	"	"	日本	京都府	ブドウ		2 房	1550	775
"	"	"	台湾		ブドウ		1 房	360	360
"	"	"	台湾		メロン		1 個	620	620
2017/1/23	台中市	高級スーパー	日本	長野県	リンゴ	フジ	1 個	230~280	230~280
"	"	"	日本	長野県	リンゴ	フジ	2 個	389~459	389~459
"	"	"	日本	長野県	リンゴ	フジ	6 個	1290~1830	1290~1830
"	"	"	日本	新潟県	ナシ		5 個	2145	429
"	"	"	日本	新潟県	ナシ	新興	1 個	399	399
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		1 個	129	129
"	"	"	台湾		ブドウ	巨峰	2 房	479	240
"	"	"	日本	香川県小豆島	イチゴ	女峰	2 ハック	1499	750
"	"	"	日本	三重県	ミカン	早生蜜柑(Mサイズ)	5 個	219	44
"	"	"	日本	香川県	ミカン	箱入り	12 個	790	66
"	"	"	日本	香川県	ミカン	箱入り	24 個	1540	64
"	"	"	台湾	雲林県	ミカン	茂谷柑	3 個	149	50
"	"	"	日本	鹿児島県	金柑	有機栽培	10~15 個	349	24~25
"	"	"	台湾	屏東県	レモン		4~5 個	149	30~37
"	"	"	イタリア		キウイフルーツ		3 個	209	70
"	"	"	台湾	高雄市	ナツメ		4 個	159	40
"	"	"	台湾	台中市	ドラゴンフルーツ(赤肉種)		1 個	239	239
"	"	"	台湾	台南市	メロン		1 個	339~399	339~399
"	"	"	台湾	屏東県	パパイヤ		1 個	169	169
"	"	"	NZ		チェリー	箱入り	1 kg	1899	1,899
"	"	"	日本	長野県	干し柿(市田)		1 箱	1999	1,999
"	"	"	日本	石川県	干し柿	※GIマーク付き	1 箱	2299	2,299
"	"	"	日本	山梨県	干し柿		1 箱	1999	1,999
2017/1/23	台中市	一般スーパー	日本	青森県相馬村	リンゴ		1 個	85	85
"	"	"	日本	青森県相馬村	リンゴ		2 個	169	85
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	フジ(箱入り)	6 個	899	150
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	3 個	99	33
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	1 個	23	23

日付	都市	店舗	産地(国)	産地(県)	品名	品種	個数	価格(台湾元)	単価
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	4 個	89	22
"	"	"	韓国		ナシ	箱入り	8 個	699	87
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		6 個	499	83
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		2 個	799	400
"	"	"	韓国		ナシ		1 個	89	89
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン		8 個	185	23
"	"	"	台湾	雲林県	ミカン	茂谷柑	1 個	35	35
"	"	"	台湾	台中市	ボンカン		1 個	35	35
"	"	"	台湾	嘉義市	グレープフルーツ		1 個	23	23
"	"	"	イタリア		キウイフルーツ		1 個	28	28
"	"	"	台湾		ナツメ		4 個	119	30
2017/1/23	台中市	高級スーパー	日本	青森県	リンゴ		4 個	188	47
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	箱入り(木箱)	10 個	3588	359
"	"	"	日本	青森県	リンゴ		1 個	138	138
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	箱入り(木箱)	5 個	2838	568
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	箱入り(木箱)	2 個	858	429
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨	2 個	988	494
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨(箱入り)	7 個	2588	370
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨	1 個	408	408
"	"	"	台湾	台中市	ナシ		1 個	178	178
"	"	"	台湾	台南市	メロン	箱入り	2 個	999	500
"	"	"	台湾		カキ	富有柿	2 個	106	53
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	箱入り	3.5 kg	1288	368
2017/1/23	台中市	高級百貨店	日本	山形県	リンゴ	フジ	2 個	199	100
"	"	"	日本	山形県	リンゴ	フジ	8 個	999	125
"	"	"	日本	大分県	日田梨		2 個	699	350
"	"	"	日本	大分県	日田梨		7 個	2200	314
"	"	"	日本	大分県	日田梨		1 個	259	259
"	"	"	台湾	台中市	メロン		2 個	799	400
"	"	"	イタリア		キウイフルーツ		5 個	99	20
"	"	"	台湾	台中市	ナシ		6 個	1359	227
"	"	"	米国		レモン		3 個	90	30
2017/1/25	高雄市	高級スーパー	日本	青森県	リンゴ		1 個	90	90
"	"	"	日本	青森県	リンゴ		1 個	320	320
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	いかりりんご	1 個	139	139
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	いかりりんご	1 個	285	285
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	雄栄	1 個	125	125
"	"	"	日本	山形県	リンゴ		1 個	99	99
"	"	"	チリ		リンゴ	大玉	1 個	35	35
"	"	"	チリ		リンゴ	小玉	1 個	28	28
"	"	"	米国		リンゴ		1 個	39	39
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨	1 個	255	255
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨(箱入り)	7 個	1880	269
"	"	"	日本	大分県	ナシ	日田梨(箱入り)	2 個	599	300
"	"	"	台湾	台中市	ナシ	箱入り	6 個	999	167
"	"	"	台湾	梨山	ナシ		1 個	188	188
"	"	"	韓国		ナシ	新高	1 個	80~99	80~99
"	"	"	米国		西洋ナシ		1 個	16	16
"	"	"	台湾	彰化県	ブドウ	箱入り	6 房	1100	183
"	"	"	日本	福岡県	イチゴ	あまおう	2パック	1000	500
"	"	"	日本	鹿児島県	金柑		12~15 個	235	16~20
"	"	"	日本	香川県	キウイフルーツ		6 個	235	39
"	"	"	台湾		ナツメ		8 個	235	29
2017/1/25	台南市	一般スーパー	日本	青森県	リンゴ		1 個	128~150	128~150
"	"	"	韓国		ナシ		1 個	150~299	150~299
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	1 個	60	60
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	ゼスプリグリーン	1 個	35	35
2017/1/25	台南市	一般スーパー	日本	青森県	リンゴ		1 個	35~55	35~55
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	王林	1 個	45~85	45~85
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	金星	1 個	85	85
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	1 個	29	29
"	"	"	米国		リンゴ	青リンゴ	1 個	18	18
"	"	"	NZ		リンゴ	フジ	1 個	25	25
"	"	"	韓国		ナシ	新高	1 個	75	75
"	"	"	日本	愛媛県	ミカン		10~15 個	350	23~35
"	"	"	米国		レモン		1 個	23	23
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	1 個	25	25
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	ゼスプリグリーン	1 個	12	12
"	"	"	台湾		メロン	1.2kg	1 個	129	129
"	"	"	台湾		パパイヤ		1 個	99	99
2017/2/3	台北市	高級スーパー	日本	青森県	リンゴ	フジ	1 個	69~189	69~189
"	"	"	日本	青森県	リンゴ	王林	1 個	59~119	59~119
"	"	"	米国		リンゴ	青リンゴ	1 個	39	39
"	"	"	米国		リンゴ	フジ	1 個	69~79	69~79
"	"	"	日本	鳥取県	ナシ	箱入り	2 個	1688	844
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	1 箱	888	888
"	"	"	NZ		キウイフルーツ	グリーン	1 箱	599	599
"	"	"	フランス		キウイフルーツ		1 箱	499	499
"	"	"	日本	富山県	干し柿		1 箱	1399	1399

(参考5) 輸入農産品の安全管理 (行政院農業委員会)

行政院農業委員會
COUNCIL OF AGRICULTURE, EXECUTIVE YUAN

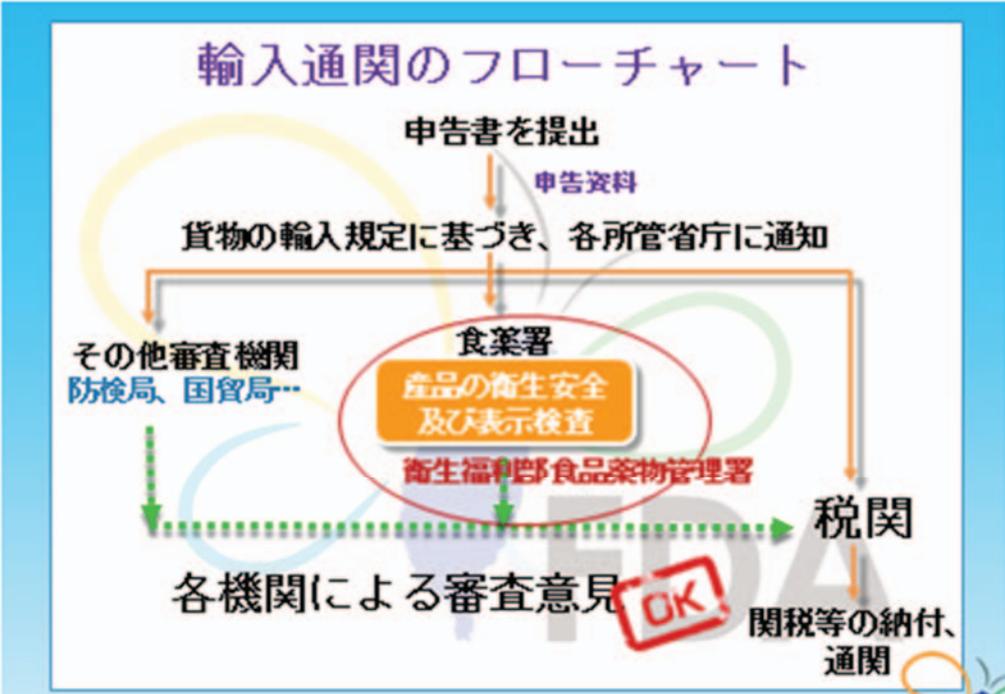
輸入農産品の安全管理



輸入食品の水際検査

行政院農業委員會
COUNCIL OF AGRICULTURE, EXECUTIVE YUAN

輸入通関のフローチャート



申告書を提出
申告資料

貨物の輸入規定に基づき、各所管省庁に通知

食薬署
製品の衛生安全
及び表示検査
衛生福利部食品藥物管理署

其他審査機関
防検局、国貿局...

税関
関税等の納付、
通関

各機関による審査意見 **OK!**





食品藥物管理署は基隆、桃園、台中港及び高雄の空港や港湾に事務所（計12ヶ所）を設置し、輸入食品の検査を行っている。



輸入食品の検査制度

書面審査



申請関連資料

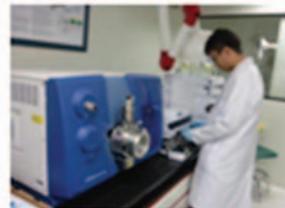
- ・検査申請書
- ・基本資料申告書
- ・輸入申告書の写し
- ・その他の衛生証明

抜き取り検査



港湾でコンテナ・箱を開封し、外観、品質及び表示の検査を行う

サンプリング検査



検査項目：

産品の特性及び衛生基準等に基づき、残留農薬、動物用医薬品、添加物、重金属、病原菌、成分、放射性物質などの検査を行う

検査率：

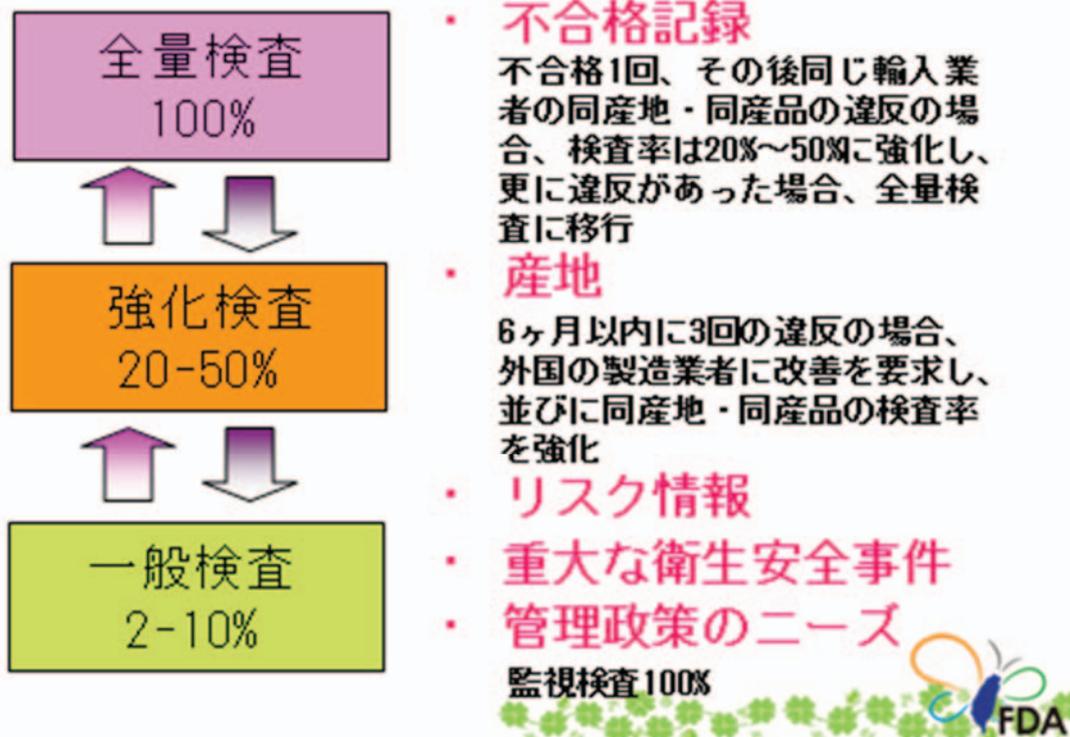
- 輸入食品の年間検査計画を策定
- ・一般検査：2-10%
 - ・強化検査：20-50%
 - ・全量検査：100%
 - ・監視検査：100%



輸入食品の管理



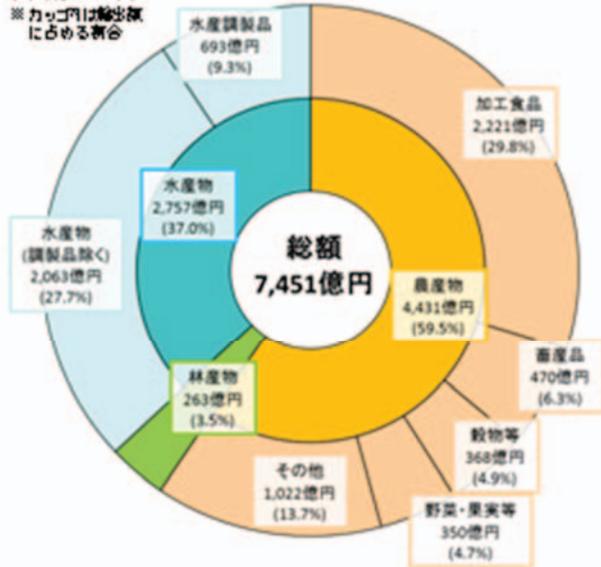
輸入食品検査の検査率



平成27年農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳 (参考) 日本産農林水産物・食品の輸出状況(農林水産省)

● 農林水産物・食品の輸出額を品目別で見ると、水産物が約4割、加工食品が約3割を占める。

(平成27年)
※カゴ内は輸出額に占める割合



(単位: 億円)

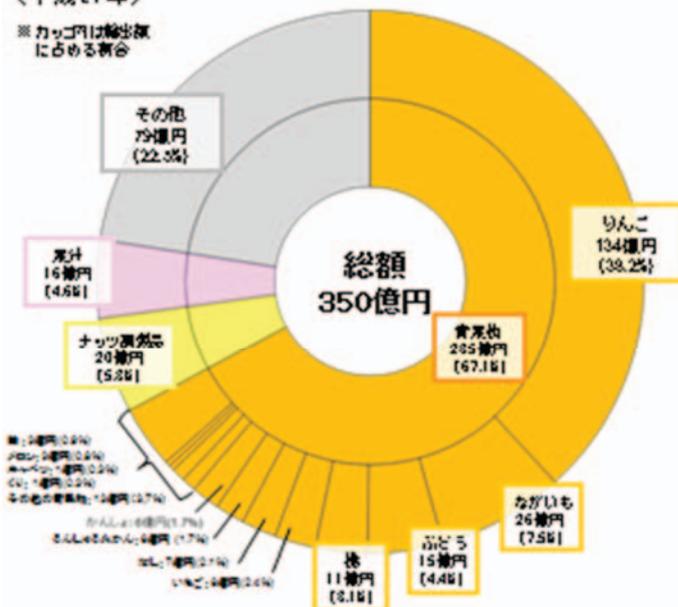
品目	平成25年 2014年	平成27年 2015年	増減率
農林水産物	6,117	7,451	21.8%
農産物	3,969	4,431	24.1%
加工食品	1,763	2,221	26.0%
畜産物	447	470	5.1%
林産物	272	263	30.6%
野菜・果実等	243	350	44.0%
穀物等	345	368	21.0%
水産物	2,337	2,757	24.7%
水産物 (調製品除く)	1,715	2,063	20.3%
水産調製品	622	693	11.5%

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

野菜・果実等の内訳

● 野菜・果実等の品目別内訳をみると、りんご、ながいもの割合が多い。

(平成27年)
※カゴ内は輸出額に占める割合



(単位: 億円)

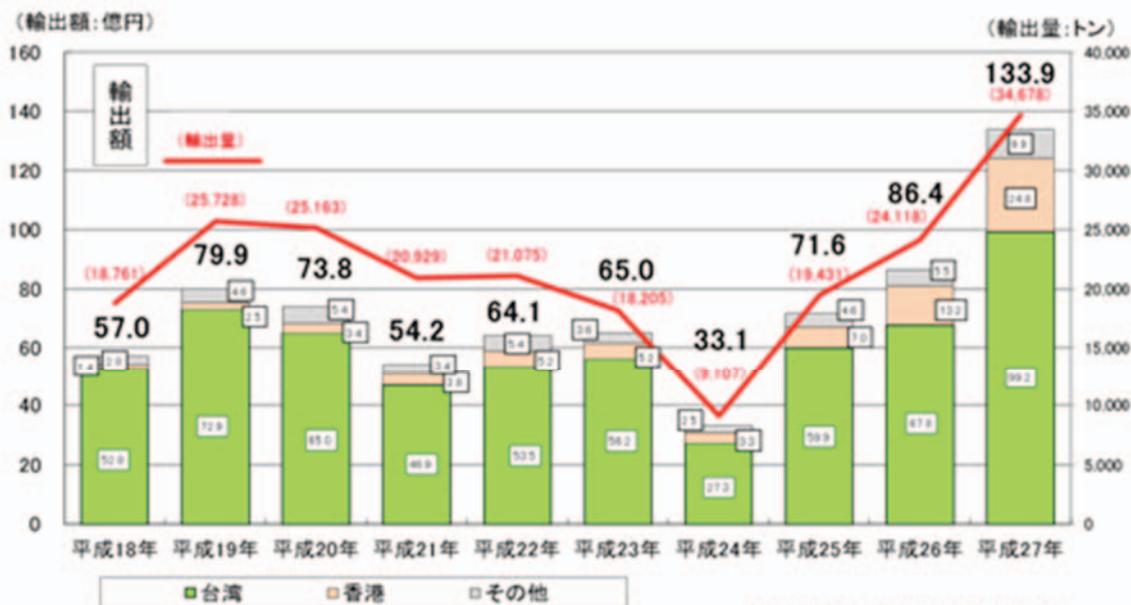
品目	平成25年	平成27年	増減率
食果物	163.0	235.0	44.2%
りんご	86.4	133.9	55.0%
ながいもの	24.2	26.3	8.8%
ぶどう	9.1	15.4	69.3%
桃	8.3	10.9	31.2%
いちご	4.4	8.5	94.5%
なし	5.4	7.2	33.5%
りんごジュース	7.2	6.1	▲15.9%
かんきつ	3.8	3.9	56.4%
柿	2.7	3.0	10.2%
アボカド	1.8	2.8	77.3%
ブルーベリー	0.7	1.1	65.4%
クワ	4.2	1.1	▲74.6%
その他の食果物	5.0	12.8	154.3%
ナッツ類他	15.4	20.2	31.4%
果汁	12.9	16.3	25.8%
その他	52.0	78.9	51.7%
野菜・果実等計	243.3	350.4	44.0%

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

りんごの輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

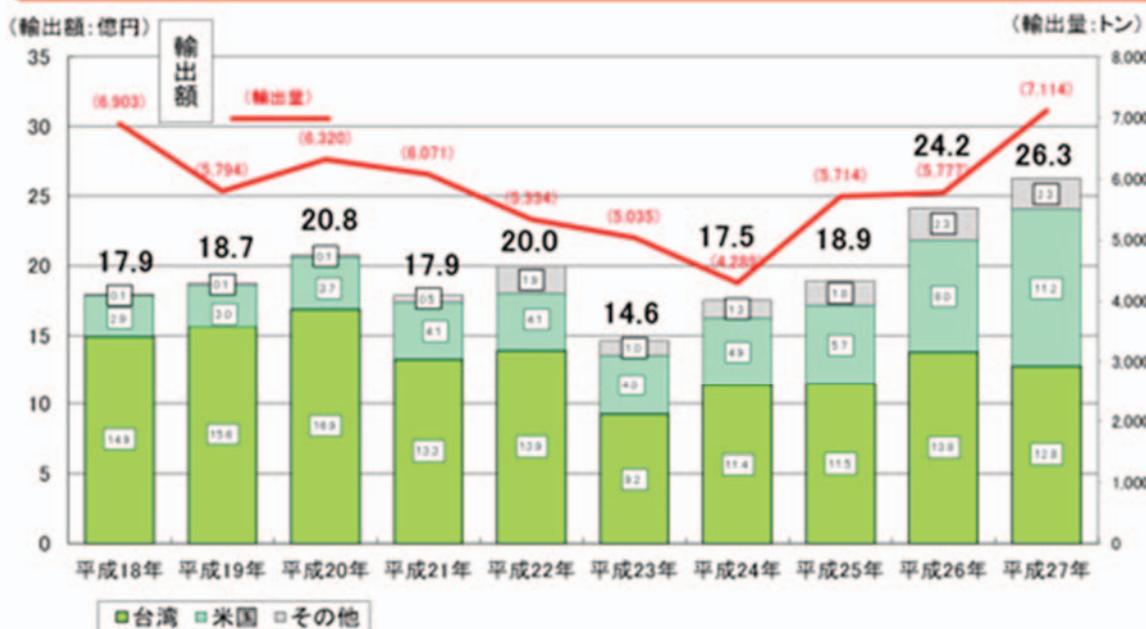
- りんごは果実輸出の主力産品であり、台湾向けが中心。平成26年及び27年ともに作柄が良く、品質が高く評価され、輸出が伸びている。



ながいもの輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

- ながいものは、野菜輸出の主力産品であり、震災後、増加傾向。主に台湾、米国向けに輸出。

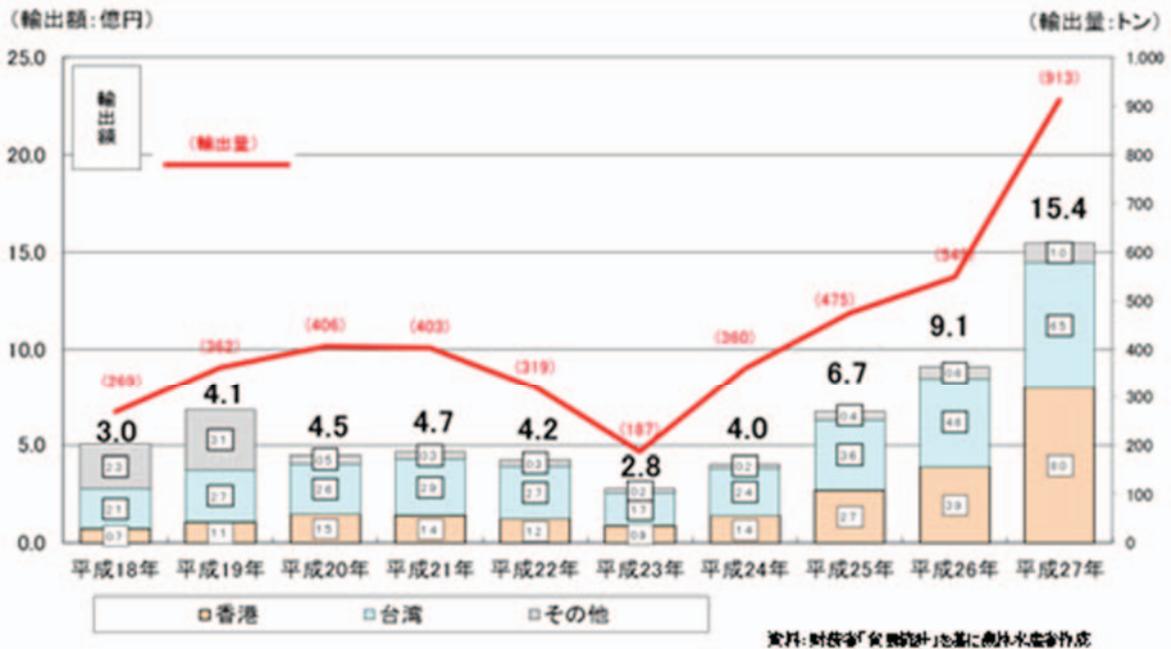




ぶどうの輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

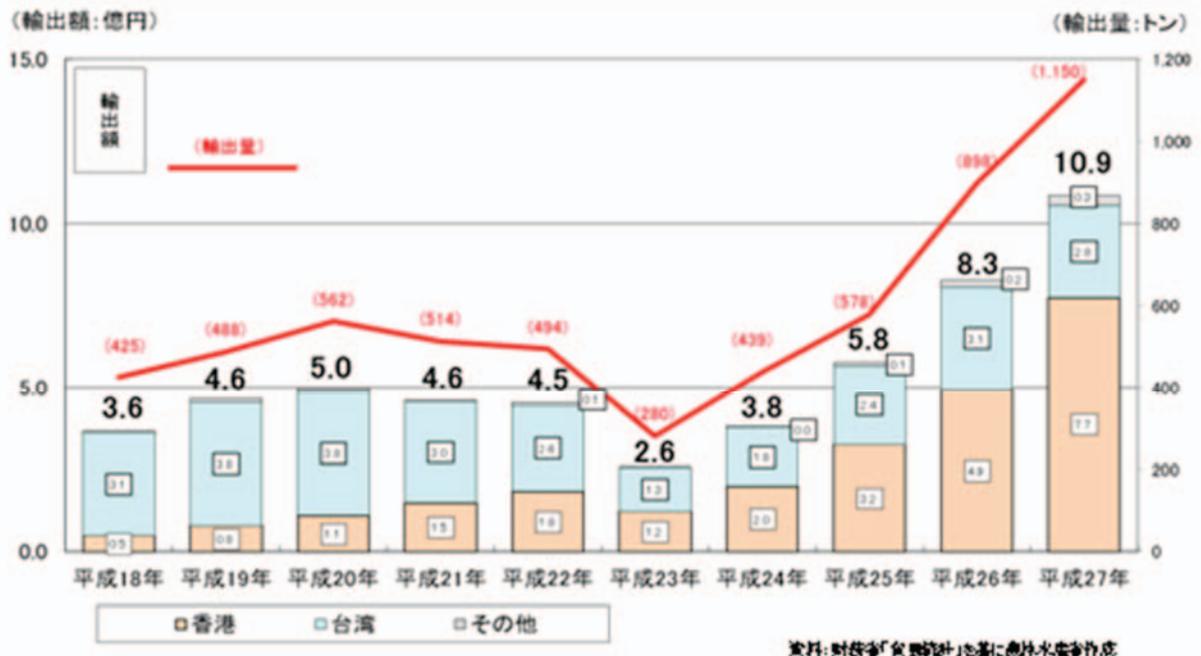
- ぶどうの輸出額は、香港、台湾向けが多く、平成24年以降、堅調に伸びている。



桃の輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

- 桃の輸出額は、香港、台湾向けが多く、平成24年以降、堅調に伸びている。

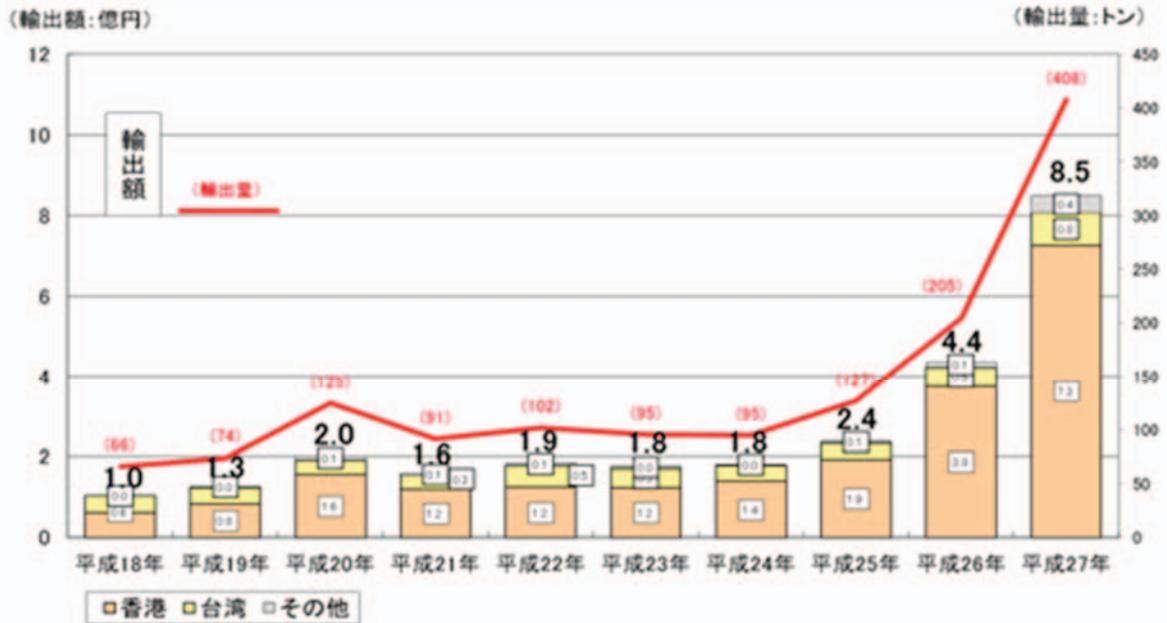




いちごの輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

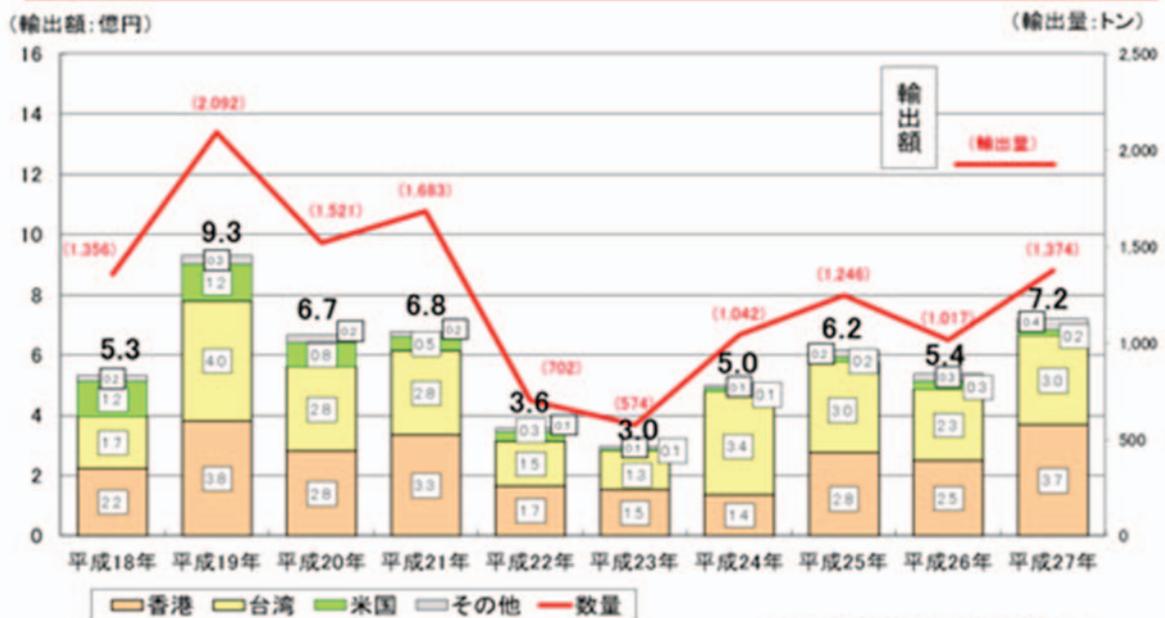
●いちごは、香港、台湾向けを中心に輸出。平成27年は香港向け輸出が過去最高を記録。



なしの輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

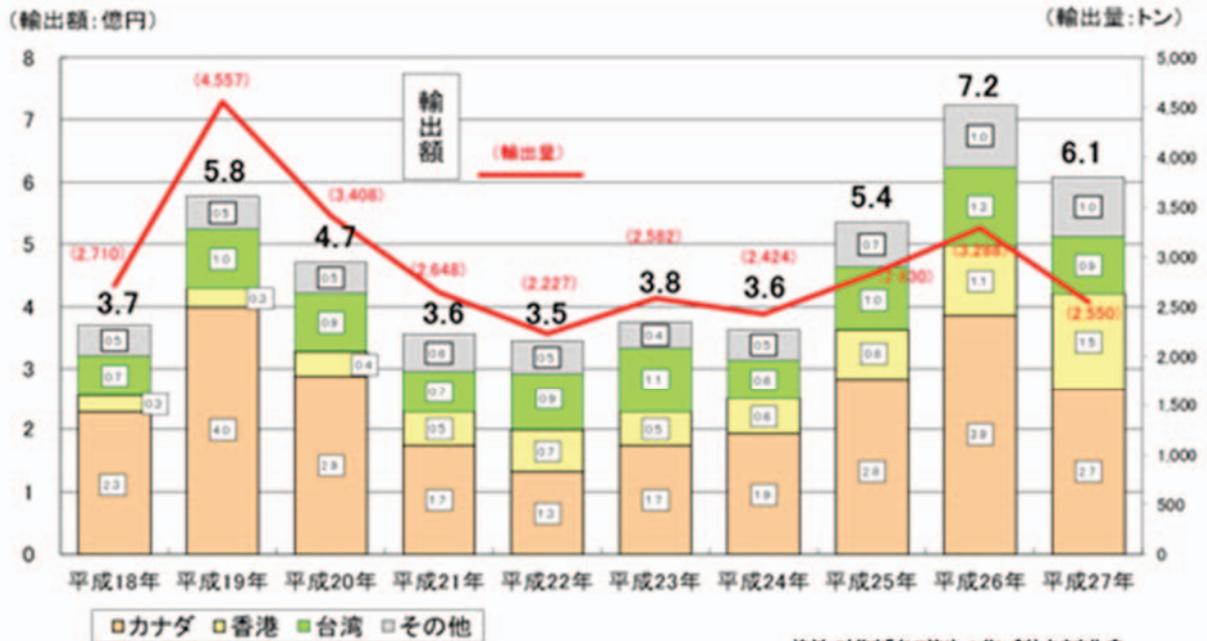
●なしは、主に香港、台湾向けの輸出が多い。



うんしゅうみかんの輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

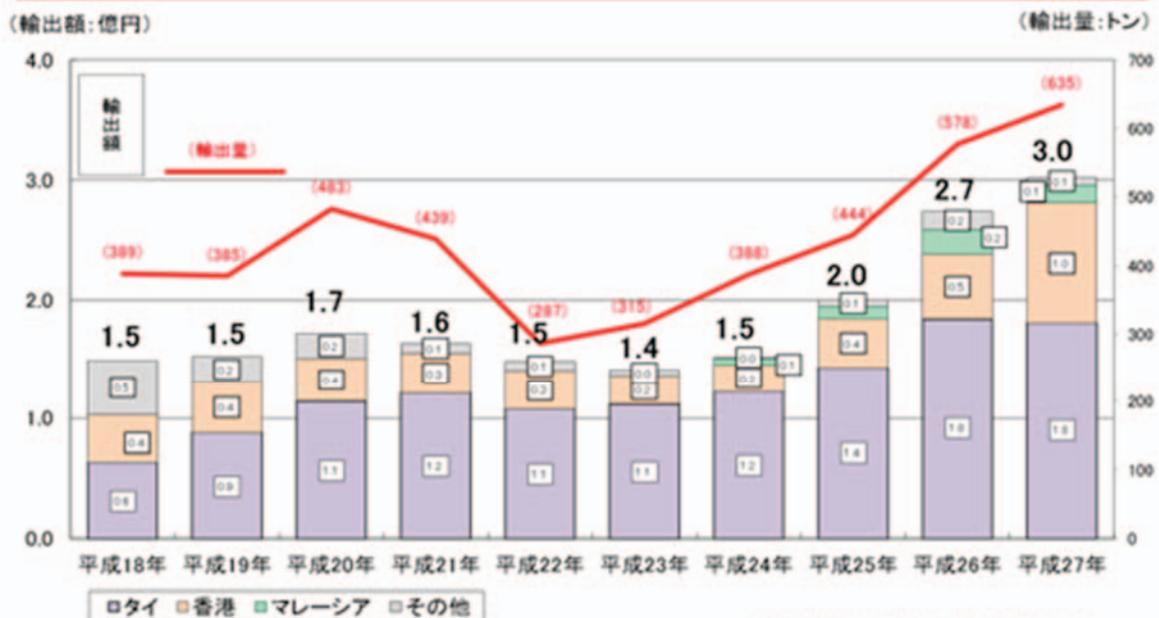
- うんしゅうみかんの輸出額は、カナダ、香港、台湾向けが多い。



柿の輸出額・輸出量及び輸出先国の推移

MAFF

- 柿の輸出額は、タイ、香港向けが多い。



台日農業交流の促進 農業委員会と日本静岡県御殿場市が提携に関する合意書を締結

台湾バナナの輸出現況と国際競争力

文・図/国際処 張予馨

今年(2016年)7月12日、農業委員会は、日本の静岡県御殿場市と提携に関する合意書を締結した。合意書では御殿場市が今年から台湾バナナを市内の小中学生の給食用として購入し始めることで、台湾に対する子供たちの認識をより深め、市民レベルでの交流目的を達成することを望んでいる。また台湾バナナをスタートに農業交流が来年以降も継続し、他の観光、スポーツ、文化、教育等のレベルでの交流も相次いで発展させていくことにも言及した。(図1、図2)

1960年代、台湾バナナの日本向け輸出量は39万トンのピークに達し、日本におけるマーケットシェアは82%を超えていた。しかし日本市場における農産物の規格及び品質に対する厳しい要求により台湾バナナは、フィリピン、エクアドル等における多国籍企業の大規模、規格化、低コストの競争に直面し、10年も経たないうちにその競争優位性が失われ、1975年の我が国バナナ輸出はわずか9.7万トンにまで低下し、日本におけるマーケットシェアもわずか11%、近年の日本におけるマーケットシェアは更に1%以下にまで低下している(2014年は3,000トン余りを輸出し、マーケットシェア0.3%)。

いわゆる競争優位性は、価格と非価格に分けることができ、価格の競争優位性は商品を他の同種商品と比べて同種の流通チャネルにおいて、販売価格が比較的低いことをもって、価格競争力を持っているとすることができる。日本のスーパーマーケットにおける台湾バナナの流通チャネルの販売価格は、1袋600g当たり398円、フィリピン産バナナ1袋198~398円、エクアドル産バナナ1袋290円、ペルー産有機バナナ1袋298円となり、台湾バナナは価格において優位性がないことが分かる。商品が市場において価格で優位性を得られなかった場合、差別化戦略を講じなければならない。商品の差別化とは、消費者に体感してもらう効果の

ことであり、例えば、消費者が A 商品の品質が B 商品より明らかに良いと感じること、または A 商品の包装や使用感が B 商品より便利であることなどが挙げられる。差別化戦略のもう一つの成功要素は、この差別化が消費者にとって意味を成すか、又は消費者が関心を寄せられるかどうかである。台湾バナナを例にとれば、日本バナナ輸入組合第 12 回バナナ・果物消費動向調査 (<http://www.banana.co.jp>) において、日本の消費者がバナナを食べる理由は、「手頃な値段」、「健康によい」、「おいしい」が上位に挙げられており、バナナの購入基準は、「価格が安いもの」が最も高く、「見た目がきれいなもの」がそれに続く。しかしながら、台湾バナナの価格は高く(市場での販売価格が最も高い)、見た目や品質も消費者からの「見た目がきれいなもの」に対するニーズ(図 3、図 4)を満たすことができていない。よって、いかにして、栽培の歴史が古く台湾バナナの甘い香りやしなやかな食感を日本の消費者に味わってもらえるかが、台湾バナナがもう一度日本市場に参入するに当たっての大きなチャレンジとなる。

台湾バナナの輸出を盛り返すため、農業委員会は、「台湾バナナ輸出企業懇親会」の立ち上げを積極的に促進し、また 2012 年 3 月に、東京において「台日バナナ業者懇談会」を開いたところ、会議中の日本側企業から共に要望があったのが「安定」した「品質」、「供給量」及び「価格」であり、いずれも台湾バナナが日本の市場で盛り返すために不可欠な要素であった。この三大要素は日本市場だけでなく、他の世界市場でも競争力を保つ基本的な要素である。これ以外に、台湾バナナの産業構造もすでに 50 年前に輸出メインから、内需市場への供給メインへと転じてきた。農業委員会の統計によれば、2014 年のバナナの生産量約 30 万トンのうち、輸出が 3,000 トン余りに対し、その割合がわずか 1%となっている。国内価格の変動が輸出バナナの価格に直接影響を及ぼし、また農民の意欲にも影響を与えるため、日本企業の要望を満たそうとした場合には国内の生産構造の調整及び供給システムの改善面で非常に大きな努力を要する。

日本市場は、我が国農産物の主要輸出市場であり、同時に他の輸入国との過酷な競争に直面するフィールドでもある。このような状況において、今回提携に関する合意書の締結は格別の意義があり、台日双方の友好の交流を促進するだけでなく、日本の小中学生の給食を通じて台湾バナナを紹介することは、台湾と日本の国民的な感情を深め、日本の小中学生にも台湾バナナの甘い

香りとしなやかな食感という特長を体験してもらいたいという期待も込められている。



国際処の蕭榕瓊副処長(左 1)と日本静岡県御殿場市の若林洋平市長(右 1)が「台日農産物交流強化合意書」を締結し、台日双方の農業及び文化交流を増進。



図 3 フィリピン産バナナの日本横浜での追熟加工工場における追熟の様子。完全に熟し、果皮の色もきれいなフィリピン産バナナ。



図 4 台湾バナナの日本横浜での追熟加工工場における追熟の様子。台湾バナナには擦り傷や押され傷が比較的著しく、且つ追熟しても色具合にばらつきが見られる。図内の白色枠は、業者の商標であるため白く反転して保護。

食品安全衛生管理法

1975 年 1 月 28 日に大統領令が公布
1983 年 11 月 11 日に大統領令の改正が公布
1997 年 5 月 7 日に大統領令の改正が公布
2000 年 2 月 9 日に大統領令の改正が公布
2002 年 1 月 30 日に大統領令の改正が公布
2008 年 6 月 11 日に大統領令の改正が公布
2010 年 1 月 27 日に大統領令の改正が公布
2011 年 6 月 22 日に大統領令の改正が公布
2012 年 8 月 8 日に大統領令の改正が公布
2013 年 6 月 19 日に大統領令の改正が公布
2014 年 2 月 5 日に大統領令の改正が公布
2014 年 12 月 10 日に大統領令の改正が公布
2015 年 2 月 4 日に大統領令の改正が公布
2015 年 12 月 16 日に大統領令の改正が公布

第一章 総 則

第 一 条 食品の衛生や安全性及び品質を管理し、国民の健康を守るため、ここにこの法律を制定する。

第 二 条 この法律でいう主務官庁とは、中央を衛生福利主務官庁とし、直轄市では直轄市役所、県(市)を県庁(市役所)とする。

第二条の一 全国食品の安全事務の協調、監督、推進及び取締を強化するため、行政院は食品安全報告会を設け、行政院院長が統括官を担い、関連部会首長、専門家や学者及び民間団体代表を招いて共同で構成し、部会横断の食品安全のリスク評価及び管理措置の協議調整を担当し、食品の安全や衛生の早期警告及び監査制度を確立し、最低 3 ヶ月に 1 回開会し、必要がある時臨時会を開くことができる。統括官は、政務委員 1 名或いは部会首長 1 名を指名して食品安全報告会の最高執行責任者を担わせ、また中央主務官庁が補佐事務に

責任を負うものとする。

各直轄市、県庁(市役所)は、食品安全報告会を設け、それぞれ直轄市、県庁(市役所)の首長が統括官を担い、局処横断の食品安全衛生管理措置の協議調整を担当し、最低3ヵ月に1回開会しなければならない。

第一項の食品安全報告会での決議事項は、各関連部会が確実に実施し、行政院が四半期ごとに追跡・評価・監視を対外的に公告し、また毎年立法院に提出する施政方針及び施政報告書に盛り込まなければならない。

第一項の食品安全報告会の構成、任務、議事手続及び他の遵守すべき事項は、行政院が定める。

第 三 条 この法律における用語の定義は、以下の通りとする。

- 一、食品とは、人の飲食或いは咀嚼に供する製品及びその原料をいう。
- 二、特殊栄養食品：乳児と幼児の調製食品、特定疾患の調製食品及び中央主務官庁の許可を受けて特殊栄養需要者の使用に供することができる調製食品をいう。
- 三、食品添加物：食品の着色、味付け、防腐、漂白、乳化、香気増強、品質安定、発酵促進、粘度の増強、栄養強化、酸化防止又はその他必要な目的のため、食品に添加或いは接触する方法によって使用する単体又は複合体をいう。複合食品添加物に使用される添加物は、中央主務官庁から使用許可を受けた食品添加物のみで構成できる。前述の使用許可を受けた単体食品添加物は、いずれも中央主務官庁の使用許可番号を具えていなければならない。
- 四、食品器具：食品又は食品添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。

- 五、食品容器又は包装：食品又は食品添加物に直接接触する容器或いは包んでいる物をいう。
- 六、食品洗剤：食品、食品器具、食品容器又は包装を消毒又は洗うために使用する物をいう。
- 七、食品事業者：食品或いは食品添加物の製造、加工、調理、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出若しくは食品器具、食品容器又は包装、食品洗剤の製造、加工、輸入、輸出又は販売に従事する業者をいう。
- 八、表示：食品、食品添加物、食品洗剤、食品器具、食品容器或いは包装の上に記載される品名、若しくは説明のための文字、絵、記号又は添付される説明書をいう。
- 九、栄養表示：食品容器又は包装の上に記載される食品の栄養成分、含有量及び栄養強調表示をいう。
- 十、査察：監査及び検査をいう。
- 十一、遺伝子組換え：遺伝子工学或いは分子生物技術を用い、遺伝物質を生細胞又は生物体に移行もしくは取り込んで遺伝子の組換えを行い、外来遺伝子の特徴を表現又は自身の特定遺伝子を表現できない関連の技術をいう。ただし、伝統的な育種、同胞種の細胞及び原形質融合、雑交、突然変異、対外受精、ソマクローナル変異及び染色体数の倍増等の技術は含まない。

第二章 食品安全に関するリスク管理

第 四 条 主務官庁が講じる食品安全に関する管理措置は、リスク評価をベースとし、国民が安全で安心な食品を享受すると共に知る権利を満たし、科学的原則、事前予防の原則、情報透明性の原則に適合して、リスク評価及び諮問システムを

構築しなければならない。

前項リスク評価について、中央主務官庁は食品安全、毒性とリスク評価の専門家や学者及び民間団体を招いて食品リスク評価の諮問会を立ち上げて行わなければならない。

第一項の諮問システムは、食品の衛生安全と栄養、遺伝子組換え食品、食品広告表示、食品検査方法等について諮問会を立ち上げ、食品安全、栄養学、医学、毒性学、リスク管理、農業、法律、人文社会分野に精通する学者を招いて構成する。

諮問会の立ち上げ、議事、手続きと範囲及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。中央主務官庁は、食品衛生安全面の重大な突発的事件について、必要に応じて、リスク評価又は流行疫学の調査結果に基づき、特定製品或いは特定地域の製品に対し次の管理措置を講じることが出来るものとする。

- 一、輸入査察、製造及び加工の方法或いは条件の制限又は停止。
- 二、取り下げ、封印、期限を定めたリコール、期限を定めた再製、没収廃棄。

第 五 条 各レベル主務官庁は、科学的な実証に基づき、食品衛生安全の監視システムを確立し、監視において食品の衛生安全に危害を及ぼす恐れがある事件の発生が発見された時、自主査察すると共に早期警告、若しくは必要な管理措置を講じなければならない。

前項の自主査察、発する早期警告或いは講じる必要な管理措置は、主務官庁の行うべき抜取検査、原料供給源の追跡調査、製品の行き先、検査結果の公表及び情報開示を含み、また食品事業者に自主検査を命じる。

第 六 条 各レベル主務官庁は、通報システムを設けて、食品による中毒又は感染症の中毒を区分し、衛生福利部の食品医薬品局或いは衛生福利部の疾病管理局が主管し、食中毒の疑いがある事件の通報を収集並びに受理する。

医療機関が患者を診断・治療する時、食中毒の疑いがある状況が発見された場合、24 時間以内に現地の主務官庁に対し報告しなければならない。

第三章 食品事業者の衛生管理

第 七 条 食品事業者は、自主管理を実施し、食品安全監視計画を立てて食品の衛生安全を確保しなければならない。

食品事業者は、その製品の原材料、仕掛品と完成品を自ら検査又はその他の検査機関（構）、法人もしくは団体に送付して検査を受けなければならない。

上場、店頭登録及び他の中央主務官庁が分類及び規模を公告している食品事業者は、実験室を設けて前項の自主検査を行わなければならない。

第一項の食品安全監視計画を立案しなければならない食品事業者の分類と規模及び第二項の検査を行わなければならない食品事業者の分類と規模、その最低限の検査周期及び他の事項は、中央主務官庁が公告する。

食品事業者は、製品が衛生安全に危害を及ぼす恐れがあることを発見した時、自主的に製造、加工、販売を停止すると共にリコールを行い、直轄市、県(市)の主務官庁に通報しなければならない。

第 八 条 食品事業者の従業員、作業場、施設の衛生管理及びその品

質保証制度は、いずれも食品の適正衛生規範指針に適合しなければならない。

中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品業は、食品安全管理システム指針の規定に適合しなければならない。

中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者は、中央或いは直轄市、県(市)の主務官庁に対し登録を申請してから営業を開始できる。

第一項の食品の適正衛生規範指針、第二項の食品安全管理システム指針及び前項の食品事業者の登録申請条件、手続き、登録すべき事項と変更の申請、登録の廃止、取消及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者は、衛生安全管理システムの検証を取得しなければならない。

前項の検証は、中央主務官庁の認証を受けた検証機関が実施すること。

認証を申請、取消及び廃止する条件或いは事由、検証実施の料金、手続き、方法及びその他の関連事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第九 条 中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者は、その産業モデルによって、製品の原材料、仕掛品と完成品の供給源及び行き先のトレーサビリティ或いは追跡システムを確立しなければならない。

中央主務官庁は、食品の安全や衛生及び品質を管理し、食品のトレーサビリティ或いは追跡システムデータの正確性を確保するため、前項の業者について供給源のトレ

ーサビリティの必要性によって、段階に分けて電子発票の使用を公告しなければならない。

中央主務官庁は、第一項のトレーサビリティ或いは追跡システムを確立し、食品事業者は電子方式でトレーサビリティ或いは追跡システムのデータを届け出なければならない。その電子届出方式及び規格は中央主務官庁が定める。

第一項のトレーサビリティ或いは追跡システムの確立、記録すべき事項、監査及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第十 条 食品事業者の工場設立登記は、産業省が主務官庁と共に行うものとする。

食品工場の建物及び設備は、工場設立基準に適合しなければならない。その基準は、中央主務官庁が産業省と共に定める。

食品或いは食品添加物の工場は、単独で設立されなければならない。同じ工場サイト及び建屋において同時に非食品を製造、加工及び調理してはならない。ただし、中央主務官庁の監査により医薬品適正製造基準に適する医薬品製造業兼食品製造の場合、この限りでない。

この法律 2014 年 11 月 18 日改正条文の施行前、前項の工場を単独で設立していない場合、中央主務官庁は改正条文の施行後 6 ヶ月以内に公告し、また公告後 1 年以内に実施を終えなければならない。

第十一 条 中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者は、食品衛生管理者を置かなければならない。

前項の食品衛生管理者の資格、訓練、責務及びその他の遵

守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第十二条 中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者は、一定の割合で専門職或いは技術免許を取得している食品、栄養、飲食等の専門員を置き、食品の衛生安全管理事項を行わせなければならない。

前項の雇用すべき専門職或いは技術免許のある人員の設置、責務、業務の遂行及び管理に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第十三条 中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者は、生産物賠償責任保険を付保しなければならない。
前項の生産物賠償責任保険の保険金額及び契約内容は、中央主務官庁が定める。

第十四条 公衆が出入りする飲食店における衛生管理規程は、直轄市、県(市)主務官庁が中央主務官庁の定めた各種衛生基準或いは法令に基づいて定めるものとする。

第四章 食品の衛生管理

第十五条 食品或いは食品添加物が次に掲げる状況のいずれかに該当した場合、製造、加工、調理、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出、贈答或いは公開して陳列してはならない。

一、腐敗し、若しくは変敗したもの。

二、未熟で人の健康を損なうおそれがあるもの。

三、有毒な、若しくは人の健康を損なうおそれがある有害な物質が含まれるもの。

四、病原微生物により汚染され、或いは流行疫学調査を経

て食中毒の病因物質に属すると認定されたもの。

- 五、残留農薬又は動物用医薬品の含有量が安全許容量を超えたもの。
- 六、フォールアウト又は放射能汚染を受け、その含有量が安全許容量を超えたもの。
- 七、偽物が混入或いは偽装されたもの。
- 八、有効期限が切れたもの。
- 九、国内で飲食に供されることがなかった物であって人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの。
- 十、中央主務官庁の許可を受けていない添加物を添加した
もの。

前項の第五款、第六款の残留農薬又は動物用医薬品の安全な許容量及びフォールアウト又は放射能汚染の安全な許容量の基準は、中央主務官庁が関連機関と協議して定める。

第一項第三款の人の健康を損なうおそれがある物質には、疫病流行地域でないが直近 10 年以内に牛海綿状脳症或いは新型クロイツフェルト・ヤコブ病の症例発生があった国又は地域の牛の頭蓋骨、脳、目、せき髄、挽肉、内臓及びその他関連製品を含む。

国内外の食肉製品及びその他関連の製品は、中央主務官庁が国民の食習慣によりリスク評価を行うために定める安全許容基準による場合を除き、塩酸ラクトパミンを検出してはならない。

国内外で残留許容基準を満たす塩酸ラクトパミン食肉製品を食用したことによる中毒事例が発生した時、直ちに塩酸ラクトパミン含有食肉製品の輸入を停止しなければならない。国内で食用による中毒のケースがあると確認された場合、政府は診療の責任を負い、また業者に対する損

害賠償の請求をサポートする。

第十五条の一中央主務官庁は食品使用に供することができる原料に対し、その製造、加工、調合の方式又は条件、食用部位、使用量、製造可能な製品形態或いはその他の事項を制限できる。

前項の制限すべき原料品目及びその制限事項は、中央主務官庁が公告する。

第十六条 食品器具、食品容器又は包装、食品洗淨剤が次に掲げる状況のいずれかに該当した場合、製造、販売、輸入、輸出或いは使用してはならない。

一、有毒なもの。

二、不良化学作用を起こしやすいもの。

三、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四、前各款に掲げるもののほか、リスク評価により健康を損なうおそれがあるもの。

第十七条 販売する食品、食品洗淨剤及びその器具、容器又は包装は、衛生安全及び品質の基準に適合しなければならない。その基準は、中央主務官庁が定める。

第十八条 食品添加物の品名、規格及びその使用範囲、制限量の基準は、中央主務官庁が定める。

前項の基準の制定は、予想された効果を達成できる最小量を制限とし、且つ国民の食習慣によってリスク評価を行い、同時に規格基準の規定を遵守しなければならない。

第十九条 第十五条第二項及び前二条に定める基準が制定される前、中央主務官庁が突発的な事件に緊急対応するため、十分な

試験データを取得できなかつた時、その暫定基準を定めることができる。

第二十条 屠殺場内の家畜家禽屠殺及び解体の衛生監査は、農業省が関連法規の規定により行うものとする。

運搬過程の屠体、内臓及びその枝肉を食品事業者に引き渡した後の衛生監査は、厚生省が行うものとする。

食品事業者が保有する屠体、内臓及びその枝肉の製造、加工、調理、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入或いは輸出の衛生管理は、各レベル主務官庁がこの法律の規定により行うものとする。

第二項の衛生監査の規範は、中央主務官庁が農業省と一緒に定める。

第二十一条 中央主務官庁が公告する食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗剤の製造、加工、調理、包装変更、輸入或いは輸出は、中央主務官庁の登録検査を経ると共に許可書を発行しない限り、行ってはならない。その登記事項に変更があった場合、まず中央主務官庁に対し審査を申請して承認を受けなければならない。

食品に含まれる遺伝子組換え食品原料は、中央主務官庁の健康リスク評価や審査並びに登録検査を経て許可書が交付されることなく、食品原料として供してはならない。

中央主務官庁の登録検査を経て許可書が交付された遺伝子組換え食品原料の輸入者は、第九条第二項に定める方法により、遺伝子組換え食品原料の供給源及び行き先のトレーサビリティ或いは追跡システムを確立しなければならない。

第一項及び第二項の許可書の有効期間は、1～5年と

し、中央主務官庁が認定する。満期になっても引き続き製造、加工、調理、包装変更、輸入或いは輸出する場合、満期前の3ヶ月以内に、中央主務官庁に期間延長を申請して承認を受けなければならない。ただし期間延長1回につき、5年を超えてはならない。

第一項及び第二項の許可の廃止、許可書の交付、引替交付、再交付、期間延長、移転、抹消及び登記事項変更等の管理事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第一項及び第二項の登録検査は、他の機関に実施を委託できる。その委託方法は、中央主務官庁が定める。

この法律が2014年1月28日に改正される前、第二項の登録検査を行っていない遺伝子組換え食品原料は、公布後2年以内に実施を終えなければならない。

第五章 食品表示及び広告の管理

第二十二條 食品及び食品原料の容器或いは外包装は、中国語及び通用記号で、次に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

- 一、品名。
- 二、内容物の名称で、二種以上の混合物の場合、その含有量の多寡に応じ高いものから低いものへと各々表示しなければならない。
- 三、正味重量、容量或いは数量。
- 四、食品添加物の名称で、二種以上の食品添加物を混合させ、機能性で命名した場合、添加物の名称を各々表記すること。
- 五、製造業者と国内の責任業者の名称、電話番号及び住所。
国内で農産品の生産検証に合格した場合、トレーサビリティが可能な供給源を表示しなければならない。農業

省が公告した生産システムがある場合、生産システムを表示しなければならない。

六、原産地（国）。

七、有効年月日。

八、栄養表示。

九、遺伝子組換え食品原料を含む。

十、前各款に掲げるもののほか、中央主務官庁が公告した事項。

前項第二款の内容物の主成分は占める割合を表記する。表示すべき製品、主成分項目、表示内容、方法及びそれぞれの当該製品実施日付は、中央主務官庁が別途定める。

第一項第八款及び第九款の表示の遵守すべき事項は、中央主務官庁が公告する。

第一項第五款の国内責任業者名称のみを表示する場合、製造業者、受託製造業者又は輸入者の名称、電話番号及び住所を管轄主務官庁に通報しなければならない。主務官庁は、他の主務官庁に開放して共同で閲覧する。

第二十三条 食品が容器或いは外包装の面積、材質又は他の特殊な要因により、前条の規定に基づいて表示することが明らかに困難な場合、中央主務官庁が一部の表示免除、若しくはその他の方法で表示するよう公告できる。

第二十四条 食品添加物およびその原料の容器或いは外包装は、中国語及び通用記号で、次に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

一、品名

二、「食品添加物」或いは「食品添加物原料」の文字。

三、食品添加物の名称で、二種以上の混合物の場合、各々

表記すること。その表示は、第十八条第一項に定める品名或いは中央主務官庁から公告された通用名で行わなければならない。

- 四、正味重量、容量或いは数量。
- 五、製造業者或いは国内の責任業者の名称、電話番号及び住所。
- 六、有効年月日。
- 七、使用範囲、用量基準及び使用制限。
- 八、原産地（国）。
- 九、遺伝子組換え食品添加物の原料を含む。
- 十、前各款に掲げるもののほか、中央主務官庁が公告した事項。

食品添加物の原料は、前項第三款、第七款および第九款の制限を受けない。前項第三款食品添加物の香料成分および第九款表示の遵守すべき事項は、中央主務官庁が公告する。

第一項第五款の国内責任業者名称のみを表示する場合、製造業者、受託製造業者又は輸入者の名称、電話番号及び住所を管轄主務官庁に通報しなければならない。主務官庁は、他の主務官庁に開放して共同で閲覧する。

第二十五条 中央主務官庁は、直接飲食を供給する場所に対し、その供給する特定食品について中国語で原産地及びその他の表示すべき事項を表示するよう要求できる。特定バラ売り食品販売業者に対し、販売の場所、方法について制限、若しくは中国語で品名、原産地（国）、遺伝子組換え食品原料、製造年月日或いは有効期限及びその他の表示すべき事項を表示するよう要求できる。国内で農産品の生産検証に合格した場合、トレーサビリテイが可能な供給源を表示しなけれ

ばならない。農業省が公告した生産システムがある場合、生産システムを表示しなければならない。

前項の特定食品の品目、表示すべき事項、方法及び範囲と特定バラ売り食品の品目、制限方法及び表示すべき事項は、中央主務官庁が公告する。

第一項のトレーサビリティが可能な供給源又は生産システムを表示しなければならない規定は、2015年1月20日に改正公布してから起算して6ヶ月を経過した日から施行する。

第二十六条 中央主務官庁の公告を経た食品器具、食品容器又は包装は、中国語及び通用符号で、次に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

- 一、品名。
- 二、材質名称及び耐熱温度：二種以上の材質で構成されている場合、各々表記すること。
- 三、正味重量、容量或いは数量。
- 四、国内の責任業者の名称、電話番号及び住所。
- 五、原産地（国）。
- 六、製造年月日：時間の性質がある場合、有効年月日或いは有効期限を注記しなければならない。
- 七、使用における注意事項若しくは電子レンジ等の他の注意書き。
- 八、前各款に掲げるもののほか、中央主務官庁が公告した事項。

第二十七条 食品洗淨剤の容器或いは外包装は、中国語及び通用符号で、次に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

- 一、品名。

- 二、主要成分の化学物質名称：二種以上の成分で構成されている場合、各々表記すること。
- 三、正味重量或いは容量。
- 四、国内の責任業者の名称、電話番号及び住所。
- 五、原産地（国）。
- 六、製造年月日：時間の性質がある場合、有効年月日或いは有効期限を注記しなければならない。
- 七、適用対象又は用途。
- 八、使い方及び使用における注意事項或いは注意書き。
- 九、前各款に掲げるもののほか、中央主務官庁が公告した事項。

第二十八条 食品、食品添加物、食品洗淨剤及び中央主務官庁の公告を経た食品器具、食品容器又は包装に対する表示、宣伝或いは広告は、不実、誇大或いは誤解が生じやすい状況があつてはならない。

食品に対する医薬品的な効能効果の表示、宣伝或いは広告があつてはならない。

中央主務官庁は、特殊栄養食品、慢性疾患を招きやすい食品、若しくは子供及び特殊需要者の長期食用に適さない食品に対し、その販売促進又は広告を制限できる。その食品の項目、販売促進又は広告の制限と掲載や放送の停止及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第二十九条 掲載・放送依頼を受ける放送事業者は、広告の日から6ヶ月間、広告の掲載や放送依頼者の氏名或いは名称、身分証明書統一番号、会社、商号、法人又は団体の設立登記書類番号、住居所若しくは事務所、営業所及び電話番号等の情報

を保存し、且つ主務官庁の提出要求があった時、これを忌避、妨害或いは拒んではならない。

第六章 食品の輸入管理

第三十条 中央主務官庁の公告を経た食品、遺伝子組換え食品原料、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗淨剤を輸入する時、税関専属の品目分類表に基づき、中央主務官庁に対し査察を申請すると共にその製品に関する情報を申告しなければならない。

前項の規定を執行し、査察実績が優良な業者について、中央主務官庁は、優遇措置を講ずることができる。

第一項の製品を輸入し、販売に供することなく、且つその金額、数量が中央主務官庁の公告に適合若しくは中央主務官庁が特別案件として承認したものは、査察の申請を免除できる。

第三十一条 前条項の製品輸入の査察及び申告は、中央主務官庁が関連機関（構）、法人又は団体に委任、委託できる。

第三十二条 主務官庁は、食品衛生安全に関する事件を追跡調査或いは予防するため、必要がある時食品事業者、非食品事業者或いはその代理人に対し輸入製品の関連記録、文書及び電子ファイル又はデータベースの提出を要求でき、食品事業者、非食品事業者或いはその代理人はこれを忌避、妨害若しくは拒んではならない。

食品事業者は、前項の輸入製品、遺伝子組換え食品原料の関連記録、文書及び電子ファイル又はデータベースを5年間保存しなければならない。

前項の保存すべき資料、方法及び範囲は、中央主務官庁が公告する。

第三十三条 輸入製品の性質或いはその査察時間等の条件が特殊な場合、食品事業者は査察機関に対し誓約書の提出により先に通関することを申請し、また特定場所に保管できる。査察機関が審査した後保証金を差し入れなければならないと認定した場合、保証金差し入れを命じた後、誓約書の提出により先に通関させることができる。

前項の誓約書の提出により先に通関する製品の保管場所は、食品事業者或いはその代理人が指定できる。製品が輸入許可を得る前、移動、供用又は販売してはならない。

第三十条、第三十一条及び本条第一項の製品輸入の査察、申告又は査察、申告の委託、優良業者の輸入査察と申告の優遇措置、輸入製品の誓約書の提出により先に通関する条件、保証金を差し入れるべき審査基準、保証金の徴収基準及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第三十四条 中央主務官庁が重大な食品衛生安全上の事件発生に遭い、或いは輸入製品が査察を経て不合格状況が著しい時、関連業者、産地又は製品について、査察申請を停止できる。

第三十五条 中央主務官庁は、安全管理リスクレベルが比較的高い食品について、その輸入前、システムの監査を実施できる。

前項のシステムの監査を実施する製品範囲、手続き及びその他の関連事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

中央主務官庁は、源流管理ニーズに基づき、又は個

別食品衛生安全上の事件により、職員を域外に派遣して当該輸入食品衛生安全の管理等の事項を査察できる。

食品事業者が輸入した食品添加物が、複合体に属する場合、原産国の製造業者或いは責任業者が発行した製品成分報告書及び輸出国の公的な衛生証明書を添付して各レベルの主務官庁のチェックのため提出しなければならない。ただし香料の場合、この限りでない。

第三十六条 域外の食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗剤が国民の体或いは健康に危害を与えるおそれがあり、中央主務官庁が公告した場合、旅客が国内に持ち込む時、産出国の厚生省が発行した衛生証明書を添付して申告しなければならない。国民の体或いは健康に著しい危害を与える場合、中央主務官庁は旅客の国内への持ち込み禁止を公告できる。

前項規定に違反した製品は、何人が所有しているかを問わず、没収して廃棄する。

第七章 食品検査

第三十七条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器或いは包装及び食品洗剤の検査は、各レベル主務官庁が行い、或いは認可を受けた関連の機関（構）、法人又は団体に委任、委託する。

中央主務官庁は、前項の委任、委託を受けた関連機関（構）、法人又は団体について、認証を行うことができる。必要がある時、その認証作業を関連機関（構）、法人又は団体に委任、委託できる。

前二項の検査の委託、検査機関（構）、法人又は団

体認証の条件と手続き、認証作業の委託手続き及びその他の関連事項に関する管理規程は、中央主務官庁が定める。

第三十八条 各レベル主務官庁が食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗剤の検査を執行するに当たって、その検査方法は、食品検査方法の諮問会の諮問を経て、中央主務官庁が定める。検査方法が定められていない場合、国際的に認められる方法により行うことができる。

第三十九条 食品事業者が検査結果に異議がある時、通知を受け取った日から15日以内に原採取検査機関（構）に対し再検査を申請できる。受理機関（構）は、3日以内に再検査を行わなければならない。ただし検体が適切な方法で保存できない場合、受理しない。

第四十条 食品衛生検査の情報を発表する時、同時に検査方法、検査機関及び結果の判定根拠も公表しなければならない。

第八章 食品の監査及び規制

第四十一条 直轄市、県(市)主務官庁は、食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗剤が、この法律の規定に適合することを確保するため、次に掲げる措置を講じることができ、業者はこれに協力し、忌避、妨害或いは拒んではならない。

- 一、製造、加工、調理、包装、運搬、貯蔵、販売場所に立ち入って現場監査及び採取検査を実施する。
- 二、前款の監査或いは採取検査を行う時、前款場所の食品事業者に対して原料又は製品の出所及び数量、作業、

品質保証、販売対象、金額、その他の立証資料、証明若しくは記録の提出を要求でき、また閲覧、押収或いは複製できる。

三、監査或いは検査結果でこの法律規定に適合しないことを実証した食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗浄剤は、封印しなければならない。

四、第八条第一項、第十五条第一項、第四項、第十六条、中央主務官庁が第十七条、第十八条又は第十九条に基づいて定める基準に違反するおそれがあった場合、食品事業者に作業の一時的停止及び販売の停止を命じることができ、また当該製品を封印する。

五、食中毒の疑いのある案件の通報を受け取った時、それぞれの当該食品事業者に対し、定める期間内に改善若しくは食品の関係従業員を各レベル主務官庁が認可した機関（構）に行かせて、少なくとも4時間の食中毒防止衛生講習を受けるよう命じることができる。調査期間、作業の一時的停止や販売の停止及び消毒を命じることができ、また当該製品を封印する。

中央主務官庁は必要がある時、前項で定める措置を講じることできる。

第四十二条 前条項の監査、検査と規制措置及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第四十二条の一 食品の安全・衛生を守り、業者の違法行為を効果的に食い止めるため、警察署は警察官を派遣して主務官庁に協力しなければならない。

第四十三条 主務官庁は、告発によりこの法律の規定に違反した食品、

食品添加物、食品器具、食品容器又は包装、食品洗淨剤、表示、宣伝、広告若しくは食品事業者が捕まったことについて、告発者の身分情報に対し秘密を厳守する以外に、奨励を与えなければならない。公務員に秘密漏洩の事情があった場合、法律に基づき刑事及び行政責任を追及しなければならない。

前項の主務官庁告発事件受理の管轄、処理期間、守秘、告発者の奨励及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第一項の告発者の身分情報の守秘密は、訴訟手続においても同様とする。

第九章 罰 則

第四十四条 次の各款のいずれかに該当する者は、これを 6 万台湾ドル以上 2 億台湾ドル以下の罰金に処する。その情状が重いものは、廃業、一定期間の営業停止を命じ、会社・商業・工場の全部或いは一部の登記事項若しくは食品事業者の登録を廃止できる。登録が廃止された場合、1 年以内は改めて登録を再度申請できないものとする。

- 一、第八条第一項或いは第二項の規定に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないもの。
- 二、第十五条第一項、第四項或いは第十六条規定に違反する行為があったもの。
- 三、主務官庁が第五十二条第二項規定に基づき、リコール、廃棄を命じたにも係らず従わない行為があったもの。
- 四、中央主務官庁が第五十四条第一項に基づいて行った製造、販売、輸入或いは輸出の禁止公告に違反する行為があったもの。

前項の罰金処分基準は、中央主務官庁が定める。

第四十五条 第二十八条第一項或いは中央主務官庁が第二十八条第三項に基づいて定める規程に違反した者は、4 万台湾ドル以上 400 万台湾ドル以下の罰金に処する。同条第二項の規定に違反した者は、60 万台湾ドル以上 500 万台湾ドル以下の罰金に処する。再犯者は、廃業、一定期間の営業停止を命じ、会社・商業・工場の全部或いは一部の登記事項若しくは食品事業者の登録を廃止できる。登録が廃止された場合、1 年以内は改めて登録を再度申請できないものとする。

前項の広告規定に違反した食品事業者は、掲載や放送を停止するまで違反回数により処罰する。

第二十八条広告に関する規定のいずれかに違反し、その情状が重い者は、前二項の規定に基づいて処分を下す以外に、主務官庁は、販売、供給又は陳列できないよう命じなければならない。且つ裁定書を送達した日から起算して 30 日以内に、本来の掲載・放送の同一紙面、時間帯において、一定回数の訂正広告を掲載や放送し、その内容はお詫びの表明を明記すると共に間違ったメッセージを排除しなければならない。

前項の規定に違反し、継続して販売、供給、陳列する者或いは訂正広告を掲載や放送する者は、12 万台湾ドル以上 60 万台湾ドル以下の罰金に処する。

第四十六条 放送事業者が第二十九条の規定に違反した場合、6 万台湾ドル以上 30 万台湾ドル以下の罰金に処し、違反回数により処罰できる。

直轄市、県(市)主務官庁が前条項の第一項の処罰を行う時、放送事業者及びその直轄市、県(市)主務官庁或いは所管行政庁に通知しなければならない。放送事業者は当

該通知を受け取った翌日から掲載や放送を停止しなければならない。

放送事業者が前項の規定に基づいて掲載・放送を停止せず、第二十八条第一項又は第二項の規定に違反、若しくは中央主務官庁が第二十八条第三項に基いて行う広告制限或いは定める規程内の広告停止に関する規定に違反した場合、12万台湾ドル以上60万台湾ドル以下の罰金に処し、また掲載や放送を停止するまで違反回数により処罰する。

放送事業者が第二項規定に基づいて通知した後も、掲載や放送を停止しなかった場合、直轄市、県(市)主務官庁は前項の規定に基づいて処罰する以外に、放送事業者の直轄市、県(市)主務官庁或いは所管行政庁に対して関連の法規規定により処置するよう通知する。

第四十七条 次の各款のいずれかに該当する者は、3万台湾ドル以上300万台湾ドル以下の罰金に処する。その情状が重いものは、廃業、一定期間の営業停止を命じ、会社・商業・工場の全部或いは一部の登記事項若しくは食品事業者の登録を廃止できる。登録が廃止された場合、1年以内は改めて登録を再度申請できないものとする。

一、中央主務官庁が第四条に基づいて行う公告に違反したものの。

二、第七条第五項規定に違反したものの。

三、食品事業者が第八条第三項或いは第九条第一項又は第三項の規定に基づき登録、確立或いは申告した資料に虚偽がある、若しくは第九条第二項に基づいて発行された電子発票に虚偽があることで食品トレーサビリティ或いは追跡の監査に影響を及ぼしたものの。

四、第十一条第一項又は第十二条第一項規定に違反したものの。

- 五、中央主務官庁が第十三条に基づいて行う生産物賠償責任保険付保の規定に違反したもの。
- 六、直轄市或いは県(市)主務官庁が第十四条に基づいて定める管理規程内の公衆が出入りする飲食店衛生に関する規定に違反したもの。
- 七、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項或いは第二項及び第三項に基づいて公告する事項、第二十四条の第一項又は第二項に基づいて公告する事項、第二十六条もしくは第二十七条規定に違反したもの。
- 八、第四十八条第八款に定めるものを除き、中央主務官庁が第十八条に基づいて定める基準内の食品添加物の規格及びその使用範囲、制限量に関する規定に違反したもの。
- 九、中央主務官庁が第二十五条第二項に基づいて行う公告に違反したもの。
- 十、この法律で定める監査、検査、押収又は封印を忌避、妨害或いは拒んだもの。
- 十一、この法律の規定により提出すべき資料について、提出を拒否したもの、若しくは虚偽の資料を提出したものの。
- 十二、この法律の規定に基づいて作業の一時停止若しくは販売停止を命じられたにも係らず、従わないもの。
- 十三、第三十条第一項規定に違反して、輸入製品情報申告を行わなかったもの、或いは申告した情報に虚偽があったもの。
- 十四、第五十三条規定に違反したもの。

第四十八条 次の各款のいずれかに該当し、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない者は、3万台湾ドル以上300万台湾ドル以下の罰金に処する。その情状が重いものは、

廃業、一定期間の営業停止を命じ、会社・商業・工場の全部或いは一部の登記事項若しくは食品事業者の登録を廃止できる。登録が廃止された場合、1年以内は改めて登録を再度申請できないものとする。

- 一、第七条第一項規定に違反し、食品安全監視計画を立案しなかったもの、第二項或いは第三項の規定に違反し、実験室を設置しなかったもの。
- 二、第八条第三項規定に違反し、登録手続きしなかったもの或いは第八条第五項規定に違反し、検証を取得しなかったもの。
- 三、第九条第一項規定に違反し、トレーサビリティ又は追跡システムを確立しなかったもの。
- 四、第九条第二項規定に違反し、電子発票を発行しなかったことで、食品のトレーサビリティ或いは追跡を行うことができなかったもの。
- 五、第九条第三項規定に違反し、電子方式で届け出なかった或いは中央主務官庁が定める方式及び規格で届けなかったもの。
- 六、第十条第三項規定に違反したもの。
- 七、中央主務官庁が第十七条或いは第十九条に基いて定める基準の規定に違反したもの。
- 八、食品事業者が販売する製品が、中央主務官庁が第十八条に基いて定める食品添加物の規格及びその使用範囲、制限の規定に違反したもの。
- 九、第二十二條第四項又は第二十四條第三項の規定に違反し、管轄主務官庁に通報しなかったもの。
- 十、第三十五條第四項規定に違反し、製品成分報告書及び輸出国の公的な衛生証明書を提出しなかったもの。
- 十一、中央主務官庁が第十五條の一の第二項に基づいて公

告した制限事項に違反したものの。

第四十八条の一 次の各款のいずれかに該当した場合、中央主務官庁は 3 万台湾ドル以上 300 万台湾ドル以下の罰金に処する。その情状が特に重いものは、その委託又は認証を一時停止、終了或いは廃止できる。委託の終了或いは認証の廃止を経た場合、1 年以内は委託を受けることができない若しくは認証を再申請できない。

一、この法律に基づき食品事業者の衛生安全管理検証の実施を受託し、第八条第六項によって定める管理規定に違反したものの。

二、この法律に基づいて認証した検査機関、法人又は団体が、第三十七条第三項によって定める認証管理規定に違反したものの。

三、この法律に基づき検査機関（構）、法人或いは団体の認証実施を受託し、第三十七条第三項によって定める委託認証管理規定に違反したものの。

第四十九条 第十五条第一項第三款、第七款、第十款又は第十六条第一款の行為があった者は、7 年以下の有期懲役に処し、また 8,000 万台湾ドル以下の罰金を併科できる。その情状が軽いものは、5 年以下の有期懲役、拘留若しくは 800 万台湾ドル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第四十四条から前条項までの行為があり、その情状が特に重く、人の健康を損なうおそれがある者は、7 年以下の有期懲役に処し、8,000 万台湾ドル以下の罰金を併科できる。人の健康を損なった者は、1 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、1 億台湾ドル以下の罰金を併科できる。

前項の罪を犯したことにより、死に至らしめた者は、

無期懲役或いは7年以上の有期懲役に処し、2億台湾ドル以下の罰金を併科できる。重傷を負わせた者は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、1億5,000万台湾ドル以下の罰金を併科できる。

過失により第一項、第二項の罪を犯した者は、2年以下の有期懲役、拘留に処する、若しくは600万台湾ドル以下の罰金刑を科する。

法人の代表者、法人或いは自然人の代理人、被用者又はその他の従業員が、業務遂行により第一項から第三項の罪を犯した場合、その行為者を処罰する以外に、当該法人或いは自然人に対しそれぞれ当該項目の10倍以下の罰金刑を科する。

罰金刑を科する時、刑法第五十八条の規定を慎重に斟酌しなければならない。

第四十九条の一 この法律の罪を犯した者は、犯罪によって得た財物或いは財産上の利益を被害者に返還する以外に、犯罪行為者に属するかどうかを問わず没収する。全部又は一部が没収できない時、その価額を追徴し若しくはその財産で弁償しなければならない。ただし、善意の第三者が、相当な対価で取得した場合、この限りでない。

前項の財物或いは財産上の利益の没収、その価額の追徴又は財産の弁償を保全するため、必要がある時その財産を差し押さえることができる。

第一項規定に基づいて犯罪行為者以外の自然人、法人又は非法人団体に対し財物或いは財産上の利益の没収を行う場合、検察官が裁判所に申し立てて裁定で行う。裁判所は、裁定前に当該当事者に対して裁判所に来て意見陳述する旨を通知しなければならない。

申立人及び裁定を受けた者は、前項裁定に対して抗告でき

る。

検察官が、本条項に基づいて犯罪によって得た財物、財産上の利益の没収、価額の追徴又は財産の弁償を推定する算定方法は、行政院が定める。

第四十九条の二 中央主務官庁が分類及び規模を公告した食品事業者が、第十五条第一項、第四項又は第十六条の規定に違反した場合、或いは第四十四条から第四十八条の一の行為があったことにより人体の健康を損なった場合、得た財産若しくはその他の利益を没収又は追納しなければならない。

主務官庁は、相当の理由があつて被処分者が前項の処分を避けるためその財物又は財産上の利益を第三者に移転すると認定した場合、当該第三者が移転を受けた財物或いは財産上の利益を没収又は追納できる。全部或いは一部が没収できない場合、価額を追徴若しくは財産で弁償しなければならない。

前二項の財物或いは財産上の利益の没収又は追納、その価額の追徴若しくは財産の弁償を保全するため、主務官庁は、法律に基づき保留或いは行政裁判所に対して仮差押又は仮処分を申し立てると共に担保の提供を免除できる。

主務官庁が、本条項に基づいて没収又は追納する違法によって得た財物、財産上の利益、追徴価額或いは弁償財産を推定する算定方法は、行政院が定める。

第五十条 事業者は、労働者が主務官庁或いは司法機関に対しこの法律に違反する行為を開示し、訴訟手続きの証人、若しくはこの法律に違反する行為の関与を拒んだことにより解雇、転任又はその他の不利な処分を行ってはならない。

事業者或いは事業者の代わりに管理権を行使する者

が、前項に定める解雇、降格或いは減給を行った場合、無効とする。

事業者以外の人が、かつてこの法律の規定に違反し、且つ負うべき刑事責任の行為に関与し、主務官庁又は司法機関に対し開示したことにより、事業者がこの法律に違反する行為を摘発した者は、その刑を軽減又は免除する。

第五十一条 次の各款のいずれかに該当する者は、主務官庁が以下の通り処分を下すことができる。

- 一、第四十七条第十三款に定める状況に該当した場合、食品事業者又はその代理人が第三十条第一項の規定に基づいて行う査察申請の受理を一時停止できる。製品がすでに通関した場合、違反状況を見て、食品事業者にリコール、廃棄或いは積戻を命じることができる。
- 二、第三十条第三項規定に違反し、輸入査察を免除する製品を販売に供していた場合、査察免除申請を1年間停止できる。
- 三、第三十三条第二項の規定に違反し、製品輸入許可を取得する前、みだりに移動、供用或いは販売した場合、若しくは誓約書による保管の貯蔵場所が実際と一致しない場合、預り保証金を没収し、1年以内に当該食品事業者の誓約書による保管の申請受理を一時停止する。みだりに販売した場合、販売価格の1倍～20倍の罰金に処することができる。

第五十二条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗浄剤が、第四十一条規定に基づいて監査或いは検査を経た場合、現地の直轄市、県(市)主務官庁の監査或いは検査結果により、次の各款の処分を行う。

- 一、第十五条第一項、第四項或いは第十六条に掲げる各款

のいずれかに該当するものは、没収して廃棄しなければならない。

- 二、中央主務官庁が第十七条、第十八条に基づいて定める基準に適合しない、若しくは第二十一条第一項の規定に違反したものは、その製品及びそれを原料とする製品を没収して廃棄しなければならない。ただし、消毒又は適切な安全措置を講じた後、やはり食用、使用に提供、若しくは国民の健康に影響を及ぼさないものは、相当の期間を定めて消毒、再製或いは適切な安全措置を講じるよう通知しなければならない。期限が到来しても従わなかったものは没収して廃棄する。
- 三、表示が第二十二条第一項又は第二項及び第三項に基づいて公告する事項、第二十四条第一項又は第二項に基づいて公告する事項、第二十六条、第二十七条或いは第二十八条第一項の規定に違反した者は、相当期間を定めてリコールして是正し、是正前販売し続けることができないことを通知しなければならない。期限が到来しても従わなかった場合若しくは第二十八条第二項の規定に違反した場合、没収して廃棄する。
- 四、第四十一条第一項の規定により作業の一時停止及び販売停止すると共に封印を命じた製品は、調査を経て前三款の状況がない場合、原処分を取り消し、また開封する。

前項第一款から第三款までの没収すべき製品は、先に製造業者、販売業者或いは輸入者に対して直ちに使用又は食用の停止を公告すると共にリコール、廃棄するよう命じる。必要がある時、現地直轄市、県(市)主務官庁はリコール・廃棄を代行して必要な費用を徴収できる。

前項のリコールや廃棄すべき製品のリコール、廃棄処理規程は、中央主務官庁が定める。

第一項第一款或いは第二款製品を製造、加工、調理、包装、運搬、販売、輸入、輸出する食品事業者は、現地直轄市、県(市)主務官庁がその商号、住所、代表者氏名、品名及び違法の情状を公表する。

第一項製品を輸入し、通関査察を経て規定に適合しない者は、中央主務官庁がその輸入を管理すると共に第一項各款、第二項及び前項の処分を行うことができる。

第五十三条 直轄市、県(市)主務官庁は、前条項第一項の規定により、相当期間を定めて製品をリコールや廃棄するよう命じる、若しくはその他の必要な処置を行った後、食品事業者は定める期限通り処理過程、結果及び改善状況等の資料を直轄市、県(市)主務官庁に届け出ること。

第五十四条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品洗浄剤に第五十二条第一項第一款或いは第二款の事情があり、第五十二条規定に基づいて処理する以外に、中央主務官庁はその製造、販売、輸入或いは輸出の禁止を公告できる。

前項の禁止を公告した製品は、中央主務官庁が登録検査を行うと共に許可書を発行した場合、併せてその許可を廃止できる。

第五十五条 この法律で定める処罰は、別段の定めがない限り、直轄市、県(市)主務官庁が行い、必要がある時中央主務官庁が行うことができる。ただし、会社、商業又は工場の全部或いは一部の登記事項の廃止は、直轄市、県(市)主務官庁が廃業命令処分の確定後、産業・商業主務官庁若しくは所管行政庁に移して行う。

第五十五条の一 この法律に基づいて行う行政罰の行為回数認定基準は、中央主務官庁が定める。

第五十六条 食品事業者が、第十五条第一項第三款、第七款、第十款又は第十六条第一款の規定に違反したことにより、消費者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。ただし、食品事業者が、損害がその製造、加工、調理、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出によることではないことを証明する場合、若しくは損害の発生防止において相当の注意を払った場合、この限りでない。

消費者は、財産上の損害ではなくとも、相当の金額賠償を請求でき、また消費者保護法第四十七条から第五十五条の規定を準用して消費訴訟を提起できる。

消費者は、その実際の損害額を証明しにくく又は証明できない時、裁判所に対して侵害情状により、1人1事件当たり500台湾ドル以上30万台湾ドル以下で計算することを求めることができる。

直轄市、県庁(市役所)は、同一原因の事件により20人以上の消費者被害の申し立てを受理する時、消費者が消費者保護法第五十条の規定によって実施することをサポートする。

消費者保護団体の依頼を受けて消費者保護法第四十九条第一項訴訟を代理する弁護士は、当該訴訟について報酬を請求できるものとし、消費者保護法第四十九条第二項の後段落規定に適用しない。

第五十六条の一 中央主務官庁は、食品の安全性に関する事件の消費者の権利・利益を守るため、食品の安全保護基金を設けると共に、その他の機関(構)、法人又は団体に委託できる。

前項基金の資金源は以下の通りとする。

一、この法律に違反した際の罰金一部から拠出。

- 二、この法律に基づいて処すると共に納付した罰金、没収、追徴或いは弁償した現金又は換金売り所得。
- 三、この法律或いは行政罰法の規定に基づいて没収、追納、追徴又は弁償した不当利得の一部から拠出。
- 四、基金の利子収入。
- 五、寄付収入。
- 六、予算手続による交付金。
- 七、前各号に掲げるもののほか、関連の収入。

前項第一款及び第三款の資金源は、その処分発効日が2013年6月21日以降のものに適用する。

第一項基金の使途は以下の通りとする。

- 一、消費者保護団体が食品の衛生や安全性に関する事件により消費者保護法の規定に基づき、消費訴訟を提起した弁護士報酬及び訴訟の関連費用を補助する。
- 二、公告を経た特定食品の衛生や安全に関する事件の人体健康のリスク評価費用を補助する。
- 三、労働者が、事業者がこの法律に違反した行為を告発したことにより、事業者からの解雇、転職その他の不利な処分を受けて提起する原状回復、賃金支払及び損害賠償訴訟の弁護士報酬及び訴訟の関連費用を補助する。
- 四、第四十三条第二項によって定める規程の奨励金を補助する。
- 五、その他の食品安全を促進する関連の費用を補助する。

中央主務官庁は、基金運用管理監督チームを設け、学者専門家、消費者保護団体、社会公正な人からなり、補助業務を監督する。

第四項基金の補助対象、申請資格、審査手続き、補助基準、補助の廃止、前項基金運用管理監督チームの結成、運営及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主務官庁が定める。

第十章 附 則

第五十七条 この法律の食品器具或いは容器に関する規定は、子供が直接口の中に入れる玩具にも準用する。

第五十八条 中央主務官庁は、この法律に基づいて食品事業者の審査、検査の申請受理及び許可証の発行、審査費、検査費及び証書作成費を徴収する。その費用の額は、中央主務官庁が定める。

第五十九条 この法律の施行細則は、中央主務官庁が定める。

第六十条 この法律は、第三十条の申告制度と第三十三条の保証金徴収規定及び第二十二条第一項第五款、第二十六条、第二十七条が公布後 1 年を経過した日から施行することを除き、公布日から施行する。

第二十二条第一項第四款は、2014 年 6 月 19 日から施行する。

この法律 2014 年 1 月 28 日改正条文の第二十一条第三項は、公布後 1 年を経過した日から施行する。

この法律 2014 年 1 月 28 日改正条文は、第二十二条第一項第五款のトレーサビリティ可能な供給源或いは生産システムを表示しなければならない規定を除き、公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。第七条第三項食品事業者が実験室を設けなければならない規定、第二十二条第四項、第二十四条第一項の食品添加物の原料の表示すべき事項の規定、第二十四条第三項及び第三十五条第四項規定は、公布後 1 年を経過した日から施行することを除き、公布日から施行する。

食品安全衛生管理法施行細則

1. 1982年11月20日行政院衛生署(70)衛署食字第354142号令により全文24条制定公布
2. 1985年12月20日行政院衛生署(74)衛署食字第568204号令により全文25条改正公布
3. 1994年9月7日行政院衛生署(83)衛署食字第83045400号令により全文26条改正公布
4. 2000年5月15日行政院衛生署(89)衛署食字第89022002号令により第17、19、20条の条文の改正を公布し、また第2条の条文を削除
5. 2001年5月3日行政院衛生署(90)衛署食字第0900026128号令により全文20条改正公布
6. 2002年6月12日行政院衛生署衛署食字第0910040754号令により改正を公布し、第4~8、17条の条文を削除
7. 2009年4月1日行政院衛生署衛署食字第0980402654号令により第2、3、11、13、18~20条の条文の改正を公布し、また公布日から施行されるが、第11条第1項第2~4款の条文が2011年1月1日から施行される。
8. 2014年8月13日衛生福利部部授食字第1031302301号令により全文28条改正公布

第一条 本細則は食品安全衛生管理法（以下本法と言う）第五十九条の規定にもとづき制定する。

第二条 本法第三条第二款で定めた乳児と比較的大きい乳児の処方食品は、乳児の処方食品、比較的大きい乳児の処方補助食品及び特殊医療用乳児調製食品を含む。

第三条 本法の第三条第三款において中央主務官庁の使用許可番号とは、食品添加物の使用範囲及び制限量と規格基準の別表一食品添加物の使用範囲及び制限量に定めた番号をいう。

第四条 本法第十五条第一項第三款で言う有毒とは、食品あるいは食品添加物に含まれる天然毒素あるいは化学物で、その成分と含有量が人体の健康に対し有害あるいは有害の恐れがあるものを指す。

第五条 本法第十五条第一項第四款で言う病原性生物に侵された、というのは、

食品あるいは食品添加物が病因性生物あるいはその製品の毒素に汚染され、人体の健康に対し有害あるいは有害の恐れがあるものを指す。

第六条 本法第二十二條第一項第一款で定めた品名は、その表示が次の規定によるものとする。

- 一、名称が食品の本質に合致しなければならない。
- 二、中央主管機関から規定された場合は中央主管機関が定める名称によるものとし、定めていない場合は中華民国国家標準が定めた名称を使用するか自ら名称を決めることができる。

第七条 本法第二十二條第一項第三款で定めた正味重量、容量は、メートル制あるいは通用記号表示を用い、また次の規定によるものとする。

- 一、内容物が汁と固形物の混合の場合、内容量と固形量を分けて表示すること。但しそれが均等に混ざり合っており分離しにくい場合は内容物の正味重量のみでよい。
- 二、内容物の含有量が食品性質の場合、最低、最高あるいは最低と最高の含有量を明記すること。

第八条 本法第二十二條第一項第四款で定めた食品添加物の名称は、食品添加物の使用範囲及び制限量と規格基準の別表一食品添加物の使用範囲及び制限量に定めた品名あるいは社会通念上一般的に通用する名称で表示し、また次の規定によるものとする。

- 一、甘味剤、防腐剤、抗酸化剤に属する場合、同時にその機能的名称も表示しなければならない。
- 二、複合食品添加物に属する場合、それぞれ原料名称を表示しなければならない。

食品中の食品添加物が合法的な原料の使用を通じて食品に入れられ、かつその含有量が食品に直接添加する際に必要な量より明らかに少なく、最終製品に対し明らかに機能しない場合は、表示が免除される。

第九条 本法第二十二條第一項第五款及び第二十四條第一項第四款において製造業者とは、次の各号の事態のいずれかをいう。

- 一、最終製品を製造、加工、調合する業者。
- 二、製造、加工あるいは調合を委託する場合、受託業者。
- 三、包装分け、切断、組立、組合せ等の修正工程を経、かつ製品の衛生安全に影響を十分に与える場合、その修正業者あるいは前二款の業者。

前項の製造業者の表示は、次の規定によるものとする。

- 一、輸入食品あるいは食品添加物の製造業者の名称、住所を中国語で表示する。ただし中国語で表示できない場合は、国際通用文字あるいは記号で表示してもよい。
- 二、食品または食品添加物は、同一会社に属する工場が製造され、かつその設立地が同国に属する場合、製造業者は本社あるいは属する製造工場のうちの一つを選択して行うことができる。その名称、住所及び電話は、表示された本社あるいは工場と一致しなければならない。ただし、その設立地が異国に属する場合、やはり実際の製造工場を表示しなければならない。
- 三、前項第三款の修正業者は、「修正製造業者」で表示する。

第十条 本法第二十二條第一項第五款、第二十四條第一項第四款、第二十六條第四款及び第二十七條第四款において国内の責任業者とは、当該製品に対し国内において直接法的責任を負う食品事業者をいう。

本法第二十二條第一項第五款及び第二十四條第一項第四款において製造業者あるいは国内の責任業者の名称、電話番号及び住所を表示しなければならないことは、輸入の食品または食品添加物に属する場合、国内の責任業者の名称、電話番号及び住所を表示しなければならないこと、また海外製造業者の名称、電話番号及び住所を表示できることをいい；国内で製造された食品あるいは食品添加物に属する場合、製造業者の名称、電話番号及び住所を表示または国内の責任業者の名称、電話番号及び住所を表示、もしくは二者をいずれも表示することをいう。

第十一条 本法第二十二條第一項第六款において原産地（国）とは、最終製品を製造、加工、調合した国あるいは地域をいう。

前項の原産地（国）の表示は、次の規定によるものとする。

- 一、輸入食品の原産地（国）は、輸入貨物原産地認定標準により認定される。
- 二、輸入食品が輸入貨物原産地認定標準によれば、実質的にモデルチェンジと認定できない混合食品に属する場合、各食品の混合含有量が高いほうから順に、各原産地（国）ごとに表示しなければならない。
- 三、中国語で表示される食品の製造業者の住所は、原産地（国）を十分表すことができる場合、表示を免除できる。

第十二条 本法第二十二條第一項第七款で定めた食品の有効期限表示は、容器あるいは外包装上に印刷しなければならない、習慣的に判別できる方式で年月日を表示しなければならない。但し保存期限が三ヶ月以上の場合

有効期限は年月だけの表示で、当月の末日を終了日とする。

第十三条 本法第二十四条第一款で定めた品名は、単体食品添加物の場合、食品添加物の使用範囲及び制限と規格基準の別表一食品添加物の使用範囲及び制限に定めた品名あるいは社会通念上一般的に通用する名称で表示し；複合食品添加物の場合、自分でその名称を決めることができる。

前項の規定にもとづきの品名を自分で決めた場合、その名称はその性質や機能を十分に反映できなければならない。

本細則の2014年8月13日改正の施行前に中央主管機関の登録検査により、許可書を取得した食品添加物の品名が前二項の規定を満たしていない場合、2015年7月1日までに本法第二十一条第一項規定により品名変更登記を申請しなければならず；2016年1月1日以降に製造したものは、変更後の品名を容器あるいは外包装に表示しなければならない。

第十四条 本法第二十四条第一項第二款で定めた食品添加物の名称は、食品添加物の食品添加物の使用範囲及び制限と規格基準の別表一食品添加物の使用範囲及び制限に定めた品名あるいは社会通念上一般的に通用する名称で表示しなければならない。

第十五条 本法第二十四条第一項第三款で定めた正味重量、容量は、メートル制あるいは通用記号により表示しなければならない。

第十六条 本法第二十四条第一項第五款で定めた有効期限の表示は、容器あるいは外包装上に印刷し、かつ習慣的に判別できる方式で年月日を明記しなければならない。但し保存期限が三ヶ月以上の場合有効期限は年月だけの標記で、当月の末日を終了日とする。

第十七条 本法第二十四条第一項第七款において原産地（国）とは、最終製品を製造、加工、調合した国あるいは地域をいう。

前項の原産地(国)の表示は、次の規定によるものとする。

- 一、輸入食品添加物の原産地（国）は、輸入貨物原産地認定標準により認定される。ただし、製品の分類、分級、小分け、包装、記号追加あるいはラベルの再貼付を行う場合、実質的なモデルチェンジと認めることができず、実際に最終製品を製造、加工または調合した国家あるいは地域を表示しなければならない。
- 二、中国語で表示する食品添加物製造業者の住所が原産地（国）を十分表わすことができる場合、表示を免除できる。

第十八条 容器あるいは外包装がある食品および食品添加物の表示は、以下の規定にもとづいて処理しなければならない。

- 一、表示する字体の長さとは幅はそれぞれ2mmを下回ってはならない。但し最大表面積が80cm²に満たない小包装では、品名、業者名および有効期限を除き、他の項目を表示する字体の長さとは幅はそれぞれ2mmを下回ってもよい。
- 二、国内で製造した場合、その表示が外国語と兼用の時は、中国語を主とし外国語を従とする。
- 三、輸入する場合、本法第二十二條および第二十四條の規定にもとづき中国語の表示を加えた後に輸入できる。ただし修正や包装のし直し、あるいはその他の加工プロセスが必要な場合は、販売前に中国語の表示を完成させればよい。

第十九条 本法第二十五條第一項で言うばら食品とは陳列販売時に包装されていないもの、あるいは包装はされているが以下の状況に該当する場合を言う。

- 一、開封識別性を備えていない。
- 二、延長保存期限を設けていない。
- 三、密封ではない。
- 四、販売範囲の拡大を目的としない。

第二十条 本法第二十条により公告された食品器具、食品容器あるいは包装は、下記の規定表示にもとづかなければならない。

- 一、表示の位置：最小販売単位の包装あるいは本体上に印刷、スタンプ、圧印あるいはラベリングしなければならない。ただし重複して使用するプラスチック類製品については、主要な本体の材質名、および耐熱温度の二項目を印刷、スタンプあるいは圧印により最小販売単位の主要な本体上に表示しなければならない。
- 二、表示の方式：印刷、またはスタンプする場合、色褪せせず脱落しないことを規準とする。
- 三、表示する期日：習慣的に判別できる方式で年月日か年月を表示する。年月を表示する場合、当月の末日を終了日とし或いは当月の末日を有効期間の終了日とする。
- 四、表示する字体：その長さとは幅はそれぞれ2mmを下回ってはならない。

第二十一条 輸入する食品用洗剤は、本法第二十七條の規定にもとづいて中国語表示を加えた後輸入できる。ただし修正や包装のし直し、あるいはその他の加工プロセスが必要な場合は、販売前に中国語の表示を完成させればよい。

第二十二条 本法第二十七条第二款において主要成分または成分とは、食品用洗淨剤内の消毒、清潔作用を有するものをいう。

第二十三条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器あるいは包装及び食品用洗淨剤が専ら輸出に供する場合、その表示事項は本法第二十二条、第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定により取り扱うことを免除できる。

第二十四条 本法第四十条に定めた検査方法、検査機関及び結果の判定根拠の内容は、次の通りとする。

- 一、検査方法:方法の根拠、実験の流れ、計測器・設備及び標準品を含む。
- 二、検査機関:実験室の名称、住所、連絡先及び責任者の氏名を含む。
- 三、結果の判定根拠:検体のサンプリング方式、製品名、供給源、包装、ロット番号または製造年月日あるいは有効期限、最終実験データ、判定基準及びその出所若しくは学理的根拠を含む。

第二十五条 食品工場以外の食品業の会社、商業登記資料は、その商業主管機関より主管機関に送り管理監査をおこなわなければならない。

第二十六条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器あるいは包装および食品用洗剤に、本法第五十二条第一項第一款から第三款までの規定にもとづき、没収廃棄あるいは有効期限付きの消毒、改造あるいは安全措置を採用した場合、その製品範囲は有効期限あるいはロット番号が同じ製品に及び、有効期限の表示がない、あるいはロット番号が識別できない場合、その範囲は全ての製品に及び、その出所が不明で期限付きの消毒、改造あるいは安全措置の採用を通知できない場合はそれを没収廃棄とする。

第二十七条 食品、食品添加物、食品器具あるいは食品容器輸出を営んでいる業者で、証明書類の発行が必要な場合は、中央主管機関に申請し検査や査定を受けることができ、規定を満たしている場合衛生証明、検査報告あるいは自由販売証明等輸出証明書類を発行する。

第二十八条 本細則は、発表した日から施行される。

海外果樹農業情報 刊行物一覧

No.	調査報告書名	発行年月日
74	フィリピンにおける熱帯果実の生産・流通事情調査報告書	03. 7
75	台湾における果樹産業事情調査報告書	03. 8
76	中国福建省におけるカンキツ類の生産・流通事情調査報告書	03. 11
77	海外果樹関係データ集 2003年版	03. 12
78	ポーランド共和国におけるリンゴ及びリンゴ果汁の生産・流通事情調査報告書	04. 3
79	西欧のくだもの消費事情調査報告書	04. 6
80	中国山東省におけるアウトウの生産・流通事情調査報告書	04. 7
81	米国における果実消費動向及び生食用果実流通実態調査報告書	04. 8
82	欧米のくだもの消費事情調査報告書	04. 9
83	オーストラリアにおけるリンゴ及びアウトウの生産・流通事情調査報告書	05. 3
84	中国におけるリンゴの生産・流通事情調査報告書	05. 6
85	タイにおける果実の流通・販売の実態に関する調査報告書	05. 6
86	日米におけるフードガイドの新たな動きについて(くだもの編)	05. 7
87	インドネシアにおける熱帯果実の生産・流通事情調査報告書	06. 1
88	海外の果実生産・貿易状況 2006年版	06. 4
89	台湾における果実の生産・流通・消費事情等に関する調査報告書	06. 6
90	スペインにおけるカンキツ類の生産・流通事情調査報告書	06. 10
91	ベトナム・韓国・インドネシア・台湾における果実の生産・流通事情調査報告書(補遺版)	06. 10
92	チリにおける落葉果実等の生産・流通事情調査報告書	07. 2
93	台湾における果実の輸入関連制度に係る調査報告書(付 果実の生産・流通状況)	07. 5
94	アラブ首長国連邦・インド・タイにおける果実の生産・流通・消費事情調査報告書	07. 7
95	ニュージーランドにおける果実の生産・流通・消費事情等調査報告書	08. 3
96	台湾における日本産果実の流通・消費実態調査報告書	08. 6
97	韓国における主要果実の生産及び輸出入等に関する実態調査報告書	08. 7
98	ドイツ・オランダにおける果実・果実加工品の生産・流通状況調査報告書	09. 2
99	台湾における日本産果実の生産・流通・消費実態調査報告書	09. 6
100	世界の主要果実の生産・貿易概況 2009年版	09. 11
101	中国におけるポンカンの生産・流通実態調査報告書ー福建省及び浙江省を中心としてー	09. 11
102	米国におけるリンゴの加工品等実態調査報告書	10. 2
103	ロシアにおける日本産果実の販売可能性及び同国の果樹農業・政策基礎調査報告書	10. 7
104	米国連邦行政組織による果実消費拡大に向けた取組みに係る調査報告書	10. 8
105	台湾における日本産果実の流通・消費実態調査報告書	10. 8
106	グローバル化下での米国の果汁産業及び新たな生産流通システム実態調査報告書	10. 8
107	インドにおける日本産果実の販売可能性及びインド産ブドウの対日輸出可能性調査報告書	10. 10
108	カナダの果樹農業・政策実態調査報告書	11. 3
109	米国カリフォルニア州におけるアウトウの生産・流通事情調査報告書	11. 6
110	台湾における果実の生産・流通・消費等実態調査報告書	11. 6
111	中東における日本産果実の販売可能性調査	11. 8
112	ブラジルにおけるオレンジ及びオレンジ果汁を中心とした生産・流通事情調査報告書	11. 9
113	中国の主要都市における日本産果実の販売可能性及び中国のアウトウ産地調査報告書	11. 10
114	世界の主要果実の生産・貿易概況 2012年版	12. 3
115	台湾における日本産果実の流通状況等実態調査報告書	12. 6
116	中国におけるブドウの生産・流通・消費調査報告書	12. 10
117	韓国の対米国 FTA 締結による韓国果樹産業への影響等調査報告書	12. 11
118	台湾における東日本大震災後の日本産果実等流通状況実態調査報告書	13. 3
119	中国におけるモモの生産・流通・消費調査報告書	13. 3
120	世界の主要果実の生産概況 2013年版	13. 10
121	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入に関連する規制等に係る調査報告書	14. 3
122	世界の主要果実の貿易概況 2013年版	14. 3
123	世界の主要果実の生産概況 2014年版	14. 10
124	世界の主要果実の生産概況 2015年版	15. 3
125	台湾における日本産果実の流通及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査	15. 3
126	ニュージーランドの果樹農業及び香港の日本食品・果実事情調査報告書	15. 8
127	海外の果樹産業ニュース 2015年度版	16. 3
128	台湾における日本産食品の輸入規制強化にともなう日本産果実の流通への影響に係る調査報告書	16. 3
129	海外の果樹産業ニュース 2016年度上期版	16. 10
130	世界の主要果実の生産概況 2016年版	17. 2
131	海外の果樹産業ニュース 2016年度下期版	17. 3
132	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査報告書	17. 3

